

# 自己点検・評価報告書

## 2024 年度～2025 年度

---

---

令和 8 (2026) 年

学校法人物療学園

 大阪物療大学



## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1  |
| II. 沿革                           | 3  |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価          | 5  |
| 基準 1. 使命・目的                      | 5  |
| 基準 2. 内部質保証                      | 8  |
| 基準 3. 学生                         | 13 |
| 基準 4. 教育課程                       | 32 |
| 基準 5. 教員・職員                      | 46 |
| 基準 6. 経営・管理と財務                   | 57 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価          | 70 |
| 基準 A. 医療人育成                      | 70 |
| 基準 B. 社会連携・社会貢献                  | 77 |
| 基準 C. 研究活動・学界活動                  | 78 |
| V. 特記事項                          | 81 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧                   | 82 |
| VII. エビデンス集一覧                    | 96 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### (1) 建学の精神

大阪物療大学を設置する学校法人物療学園の創立は、昭和 8(1933)年に「物療学院」としての創設に始まる。90 年余前の「物療学院」の創設者は、田中金造博士である。田中は、戦前での学院創設にあたり、「之科學為報國修(これ科学を国に報いる為に修む)」の言葉を記し、科学(物理療法)を学ぶ上で、そのあるべき精神を漢文として表した。平成 23(2011)年に開学した大阪物療大学においても、この言葉を建学の精神として受け継いでいくことと定め、この言葉の意味を「科学というものは(それを学ぶことが自己目的でもなければ、自分の利益・利得のために学ぶものでもなく)自分を育ててくれた国や社会や人々の恩に報いる為に修めるものである」と理解し、入学式での学長式辞及び学内掲示等により周知を徹底している。この建学の精神は、本学保健医療学部で医療人教育の考え方の根幹として受け継がれており、学生、教職員全員を対象として全学に浸透している。

### (2) 大学の基本理念

本学は、「之科學為報國修」の建学の精神に基づき、「人の心と温かさを理解し、一人の社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」を教育理念としている。この伝統的な理念を踏まえ、放射線医学が人間を対象とする学問であることから、「人間教育」を基本とし、専門知識や技術の習得に加えて、広い視野と豊かな人間性を備えた人材の育成を目指している。

また、地域社会における人材ニーズに応えることも、本学設置の目的の一つである。

### (3) 本学の「使命・目的」

昭和 8(1933)年、勅令「私立学校令」に基づき、初代校長・田中金造博士により「物療学院」が設立された。その後、昭和 26(1951)年には「大阪物療専門学校」へと校名を改称し、以来、医療現場に数多くの優秀な人材を輩出している。さらに、放射線医療分野における専門的な知識・技術を備えた診療放射線技師の育成、高学歴志向の高まり、地方自治体や職能団体からの要請など、社会的ニーズの高まりを受けて、平成 23(2011)年 4 月に「大阪物療大学」を開学したものである。本学は、「大阪物療大学学則」(以下「学則」)第 1 条において、政令指定都市・堺における医療人育成の拠点として、保健・医療・福祉分野への貢献を目的とし、そのために、柔軟で広い視野を持った高度な専門知識と技術を教授・研究し、豊かな人間性と知性、実践力を備えた有為な人材の育成を目指している。具体的には、「人間教育」を基本理念とし、放射線医療の高度化・専門特化に対応できる基礎知識と技術の習得に加え、幅広い視野、豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係能力、協調性、継続的な自己研鑽力、そして研究能力を兼ね備えた職業人を育成することで、地域医療の発展と人々の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

### (2) 本学の「個性・特色」

大阪府内で診療放射線技師養成課程を有する大学は 3 校存在し、本学は其中で府内唯一の単科大学である。保健医療学部の目的は「大阪物療大学保健医療学部規程」(以下「学部規程」という。)第 2 条に定めた「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に

寄与するとともに、地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元すること」である。また、同第3条では診療放射線技術学科の目的を「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与すること」と定め、開学前の大阪物療専門学校の伝統である社会の要請に積極的に対応できる人材育成による社会貢献の精神を現在も受け継いでいる。

その上で、教育課程を「基礎教育」と「専門教育」に区分し、うち「基礎教育」は、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」における「各専攻分野を通じて培う「学士力」～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～(平成20(2008)年12月24日付け)」と、本学における人材養成の目的を達成するための具体的な資質と能力を踏まえたうえで、人類の文化や社会、自然科学に関する知識の理解と、知的活動でも職業生活や社会性でも必要となる汎用的な技能を習得し、生命尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観を備え、的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力を養うこと、つまり本学が目指す「人間力を育てる教育」を目的とした科目群で編成されている。

これらのように、学部、学科が担う機能としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組むことを特色としている。

## Ⅱ. 沿革

|              |      |                                            |
|--------------|------|--------------------------------------------|
| 昭和 8(1933)年  | 8 月  | 初代校長田中金造を設立者として勅令私立学校令により私立物療学院設立許可を得る     |
|              | 9 月  | 私立物療学院開校                                   |
| 昭和 9(1934)年  | 3 月  | 大阪府大阪市住吉区に校舎完成                             |
|              | 3 月  | 校名を大阪物療学校に改称                               |
| 昭和 10(1935)年 | 4 月  | エックス線と物理療法全般並びに関連医学の学術技能を教授する許可を得る         |
| 昭和 26(1951)年 | 6 月  | 校名を大阪物療専門学校に改称                             |
| 昭和 28(1953)年 | 2 月  | 診療エックス線技師養成所として厚生大臣より指定を受ける                |
| 昭和 29(1954)年 | 4 月  | 第一本科設置                                     |
| 昭和 30(1955)年 | 4 月  | 第二本科設置                                     |
| 昭和 33(1958)年 | 8 月  | 第二代校長に田中崇宣就任                               |
| 昭和 44(1969)年 | 4 月  | 大阪府大阪市阿倍野区に阿倍野校舎完成                         |
| 昭和 46(1971)年 | 3 月  | 診療放射線技師養成所として厚生大臣より指定を受ける                  |
|              | 4 月  | 第一専攻科設置                                    |
| 昭和 48(1973)年 | 10 月 | 学校創立 40 周年記念式典挙行                           |
| 昭和 50(1975)年 | 4 月  | 第二専攻科設置                                    |
| 昭和 52(1977)年 | 4 月  | 専修学校設置基準の制定に伴い、専修学校としての許可を受け、医療専門課程設置認可を得る |
| 昭和 53(1978)年 | 4 月  | 第一・第二放射線科設置                                |
| 昭和 55(1980)年 | 3 月  | 第一・第二本科廃止                                  |
| 昭和 56(1981)年 | 3 月  | 第一・第二専攻科廃止                                 |
| 昭和 60(1985)年 | 10 月 | 学校法人物療学園設立<br>初代理事長に田中崇宣就任                 |
| 昭和 63(1988)年 | 9 月  | 大阪府堺市鳳に新校舎(現：大学 1 号館)完成移転                  |
| 平成 5(1993)年  | 8 月  | 学校創立 60 周年記念式典挙行                           |
| 平成 7(1995)年  | 3 月  | 1994 年度卒業生より専門士(医療専門課程)の称号授与開始             |
| 平成 11(1999)年 | 5 月  | 大阪物療専門学校第三代校長に田中博司就任                       |
|              | 6 月  | 第二代理事長に田中信行就任                              |
| 平成 13(2001)年 | 4 月  | 第一・第二放射線科を第一・第二放射線学科に改称                    |
| 平成 14(2002)年 | 4 月  | 大阪府堺市下田町に第二校舎(現：大学 4 号館)完成                 |
|              | 4 月  | 理学療法士・作業療法士養成施設として厚生労働大臣より指定を受ける           |
|              | 4 月  | 第一・第二理学療法学科設置                              |
|              | 4 月  | 第一・第二作業療法学科設置                              |

## 大阪物療大学

|              |      |                              |
|--------------|------|------------------------------|
| 平成 16(2004)年 | 4 月  | 学園本部校舎開設(情報処理室併設)            |
|              | 12 月 | イングリッシュガーデン完成(現：大学 1 号館)     |
| 平成 18(2006)年 | 4 月  | 第三代理事長に田中博司就任                |
| 平成 20(2008)年 | 6 月  | 鳳東町運動場完成                     |
| 平成 22(2010)年 | 10 月 | 大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置認可を得る |
| 平成 23(2011)年 | 3 月  | 大阪物療専門学校第二放射線学科、第二作業療法学科 廃止  |
|              | 4 月  | 大阪物療大学 開学                    |
|              |      | 大阪物療大学初代学長に田中博司就任            |
|              |      | 大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置      |
| 平成 24(2012)年 | 3 月  | 大阪物療専門学校第二理学療法学科、第一作業療法学科 廃止 |
|              | 4 月  | 大阪物療専門学校第四代校長に遠藤忠保就任         |
| 平成 25(2013)年 | 3 月  | 大阪物療専門学校の廃止の認可を得る            |
|              | 3 月  | 大阪物療専門学校第一放射線学科、第一理学療法学科 廃止  |
|              | 3 月  | 大阪物療専門学校 閉校                  |
| 平成 27(2015)年 | 3 月  | 大阪物療大学 第 1 期生 卒業             |

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

###### ①学内外への周知

###### ②中期的な計画への反映

###### ③三つのポリシーへの反映

###### ④教育研究組織の構成との整合性

###### ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ①学内外への周知

本学新生に対して、入学式での学長式辞や新生オリエンテーションを通して使命・目的の周知を図っている。在学生および教職員に対しては、学内掲示を活用し、継続的に周知に努めている。

また、学外に向けては、本学ホームページや大学ポータル等ウェブ媒体、「学生便覧・履修要項」、「大学案内」等の刊行物を通して発信している。さらに「オープンキャンパス」や地域貢献活動である「市民公開講座」等の機会を活用し、広く学外へ周知している。【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】 【資料 1-1-3】

###### ②中期的な計画への反映

本学の中・長期計画は、令和 4（2022）年 2 月に理事会で審議され、基本方針が決議されている。本計画は、理事長のリーダーシップのもと、本学の使命・目的に基づく将来構想を踏まえて策定されたものである。中・長期計画には、建学の精神である「之科学為報國修（これ科学を国に報いるために修む）」に則り、「新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成する」と明記している。

また、教育の理念についても、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」との基本理念に基づき、「高度な知性・技術と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する」ことが記されている。さらに、計画の具体的内容も、使命・目的および教育研究上の目的を基盤として策定されており、これらが明確に反映されている。以上より、本学の使命・目的および教育研究上の目的は、中・長期計画に的確に反映されている。【資料 1-1-a】 【資料 1-1-4】

###### ③三つのポリシーへの反映

3 つのポリシーについては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを次のとおり定めている。【表 1-1-1】

【表1-1-1】3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

- 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
- 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。
- 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身につけ、医療の向上に寄与できる能力を持っている。

カリキュラム・ポリシー

- 1 革新進歩し高度化する保健医療に柔軟に対応できる幅広い基礎的・専門的な知識と技術を身につける。
- 2 高い医療倫理観を養い、対人関係における意思疎通力と指導力を身につけ、医療環境への適正維持・安全管理技術を修得する。
- 3 チーム医療体制における医療スタッフとの協調・協働姿勢を涵養し、医療向上に貢献できる研究・研鑽力を身につける。

アドミッション・ポリシー

- 1 保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人
- 2 目標に向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人
- 3 信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人

本学の3つのポリシーは、以下の本学の教育研究上の目的に基づいて策定されている。

- ・柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術の教授・研究
- ・豊かな人間性と知性を兼ね備えた、実践力ある有為な人材の育成
- ・地域社会における医療の発展および人々の健康の維持・増進への貢献

以上のことから、本学の使命・目的および教育目的は、3つのポリシーにも明確に反映されている。

#### ④教育研究組織の構成との整合性

本学の学部・学科における教育研究組織は、建学の精神および使命・目的、教育目的の達成に資するよう、専門性と多様性を備えた教員体制を整備している。

令和8（2026）年5月1日時点において、専任教員のうち7名が診療放射線技師資格を有し、実践的な専門教育を担う体制が構築されている。また、基礎科目においては、約80名の新入生に対して2名の数学・物理系専任教員を配置し、専門分野の基礎となる教育の充実を図っている。さらに、幅広い職業人の育成を目的とし、教養科目には専任教員および兼任講師をバランスよく配置することで、豊かな人間性と広い視野を涵養する教育を推進している。加えて、医療分野の研究機関の出身者を積極的

に採用し、機器学・工学分野における専門的知識の教育内容を強化している。これにより、臨床現場において即戦力となる実践力を備えた有為な医療人材の育成が可能となっている。【資料 1-1-b】

### ⑤変化への対応

建学の精神および教育研究上の目的を全学的に共有し、学部・学科の方針やカリキュラムに適切に反映している。教学マネジメント体制のもと、使命・目的に沿った教育の質保証を継続的に推進している。

また、社会情勢の変化に対応するため、教育内容や学修環境の見直しを随時行い、オンライン授業の整備、実践的学修の拡充、実習施設と連携強化など、時代の要請を踏まえた改善を迅速に進めている。これらの取組を通じて、使命・目的の実現と社会的貢献の向上を図っている。【資料 1-1-1】 【資料 1-1-b】

## ◆エビデンス集 資料編

【資料 1-1-1】 本学ホームページ「大阪物療大学学則」「教育研究上の目的」

<https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/purpose.html>

【資料 1-1-2】 学生便覧 2025

【資料 1-1-3】 学生便覧 2026

【資料 1-1-4】 学校法人物療学園理事会運営規程

【資料 1-1-a】 中・長期計画（2020 年度～2029 年度）

【資料 1-1-b】 本学ホームページ「建学の精神」

<https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/spirit.html>

## 〔基準 1 の自己評価〕

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、建学の精神および教育研究上の目的を教学活動に反映させるための取組を継続的に行っており、自己点検・評価の結果、その実効性が確認されている。

特に、ディプロマ・カリキュラム・アドミッションポリシーの整合性を図り、学部・学科レベルで教育目標を明確化したことにより、カリキュラムの体系性と授業設計の改善が進展した。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価および外部評価の実施においては、現時点で指摘すべき課題は確認されていない。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後も定期的な点検を実施し、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を引き続き推進していく。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学則第 2 条第 1 項において「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育・研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う」と規定している。これを受け、令和 4（2022）年 7 月には大阪物療大学運営会議規則を改訂し、第 3 条第 6 項に「大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項」を審議事項として新たに定めた。これにより、大学運営会議が本学の自己点検・評価活動を総括する役割が明確化された。

さらに、自己点検・評価活動を適切に運営するため、大学運営会議の下部組織として「大学評価委員会」を設置している。また、教育の質保証・質的向上については「教務委員会」が、教育活動の質向上と能力開発については「FD（Faculty Development）委員会」がそれぞれ審議し、自己点検・評価を行っている。

加えて、学生がより充実した学生生活を送れるよう、入学から学位取得までの全データを分析する IR ワーキンググループを設置している。これらの各委員会・ワーキンググループの活動結果は随時、本学の最高意思決定機関である大学運営会議に報告され、検討が行われる体制としている。

以上より、内部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立していると言える。

【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 2-1-1】内部質保証に関する全学的な方針

【資料 2-1-2】大阪物療大学内部質保証体制図

【資料 2-1-3】大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程

### 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

IR ワーキンググループ（IRWG）は、4 年次生の診療放射線技師国家試験合格を目標に、学内模擬試験の運営・採点・分析を通じて教育改善に取り組んでいる。令和 6（2024）年度以降は国試対策 WG と密接に連携し、模擬試験の作問過程、評価基準の設定、採点、成績データ管

理までを一貫して行う体制を整備している。これにより、各 WG の業務の効率化と一体化を実現し、国家試験対策としての試験全体の質を高める基盤を確立している【資料 2-2-8】。

IRWG は、各科目の作問担当教員から提出された「問題分類」「難易度評価」「出題意図」を詳細に分析し、科目ごと・教員ごとの作問傾向を体系的に整理してきた【資料 2-2-1】。さらに、過去 5 年間の学内模擬試験と国家試験の出題傾向を比較分析し、その結果を教員にフィードバックすることで、模擬試験問題の出題内容や難易度を国家試験により近づける改善を継続的に実施している。これにより、模擬試験問題の質の向上のみならず、国家試験対策全体の効果も高めることが可能となっている【資料 2-2-2】。

また、卒業見込判定試験を含む学生の進路を決定づける特別模擬試験の円滑な実施に向け、分野別問題登録フォルダの整理や問題登録マニュアルの作成、難易度やタクソノミー情報の収集を行い、出題内容および難易度の適正化にも大きく貢献している【資料 2-2-3】。これらの取り組みは、試験運営の効率化にとどまらず、教育の内部質保証の観点からも極めて重要な役割を果たしている。

また本学では、定期的な自己点検・評価として、1 年に 1 回、大学運営会議の総括のもと、各委員会および各課が自己点検・評価を実施している。その結果は「自己点検・評価報告書」として取りまとめ、学内外に公表している。また、令和 6(2024)年度には 7 年に一度義務付けられている JIHEE による認証評価についても自主的に受審し「適合」の評価を受けている。

## 2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR ワーキンググループ (IRWG) は、学内模擬試験、国家試験結果、学習会出席状況など、多様な学生データを継続的に収集・分析している。4 年次生の模擬試験の採点を担当し、学生個々の学力推移や科目別理解度、学年間の成績傾向を詳細に把握しており【資料 2-2-4】、これにより学習状況を可視化し、個別指導や学習支援策の科学的根拠を提供している。

令和 6(2024)年度の国試対策学習会では、出席率と学内模擬試験や国家試験本番の得点との相関分析を実施し、出席率が高い学生ほど得点が高い傾向を統計的に確認した【資料 2-2-5】。これにより、学習会が国家試験合格力向上に具体的に寄与することが明確に裏付けられ、今後の学習支援策策定に向けた重要な示唆を与える結果となった。

さらに、2025 年度 4 年次生を対象として、模擬試験および国家試験の成績と 2・3 年次 GPA との関連を分析した。その結果、2 年次 GPA が 3.25 を境として国家試験の合格率が明確に変化することが確認された【資料 2-2-6】。すなわち、当該水準を下回る学生は国家試験不合格リスクが顕著に高い集団であると位置付けられる。これにより、学生の学修達成度に応じたきめ細かい教育施策の設計が可能となり、国家試験対策の効率的な方針策定に貢献する。

また、令和 7(2025)年度から導入された卒業見込判定試験においても、過去の模擬試験や国家試験の成績データを詳細に分析し、公正かつ客観的な基準点の設定に大きく寄与している【資料 2-2-7】。卒業見込判定試験は、学生一人ひとりの学修成果を適切に評価し、国家試験合格力を見極める極めて重要な試験であり、その点数設定の正確性が評価の公正性と信頼性を左右する。

IRWG におけるデータの蓄積と分析は、学生の学力向上に直結するだけでなく、大学全体の

教育改善の科学的根拠を提供し、教育の質の持続的向上に決定的な役割を果たしている。

◆エビデンス集 資料編

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の生活実態の把握、今後の学生生活の向上および教育・研究環境の改善の参考にすることを目的に、1年に1度全学年に対して「学生生活等に関するアンケート調査」を行っている。令和6（2024）年度・令和7（2025）年度は11月に実施した。調査結果は、学生委員会にて審議し、改善点等を大学運営会議にて報告している。また、学生に対しては学内への掲示にて公開している。調査結果について、改善要望の多い事項については診療放射線技術学科や他課と連携して改善対応を図っている。また、学生生活全般に関する学生の意見・要望については上記の「学生生活等に関するアンケート調査」に加えて、学生意見箱を通して把握するようにしている。投書についての回答を公開するとともに関係部署で分析し、アメニティの向上や学生生活の充実に向けた改善のための貴重なデータとして活用している。例えば、令和6（2024）年度は、学修支援に関する意見への対応として、前期及び後期の講義がすべて終了してから期末試験が始まるまでの間に、試験勉強の期間を設けて、学修支援の改善を行った。また、学生生活に関する意見への対応として、学内での弁当販売の再開を決定した。【資料 2-3-1】

また本学では、全授業科目を対象に、学生の意見を体系的に把握するための授業アンケートを前期末と後期末の年2回実施している。アンケート結果は教務課が分析し、各授業担当教員が内容を精査した上で、教員会議を通じて全教員にフィードバックしている。また、学生に対しては学内掲示板で結果を公開し、透明性の確保に努めている。

アンケートで寄せられた意見や要望は、教育活動の改善に活用している。授業内容に関する指摘は、各担当教員が次学期の授業計画に反映させている。さらに、学修環境に関する要望についても、診療放射線技術学科や関連部署と連携し、具体的な改善策を講じている。その一例として、2025年度には学生からの要望に応え、本学1号館の学生ホール、講義室1および講義室2の夜間開放時間を20時まで延長した。この改善により、多くの学生が放課後も学内に留まり、自学自習に励む姿が見られるようになった。このように、学生の意見を起点としたPDCAサイクルを機能させ、継続的な学修環境の改善に取り組んでいる。

### 2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、教育の質の維持・向上を図るため、卒業生、就職先医療機関、臨床実習先、保護者、高等学校といった多様な学外関係者からの意見を体系的に把握し、教育活動の改善に活用する仕組みを構築している。

卒業生や就職先へは、アンケートや訪問ヒアリングを毎年実施している。現場のニーズを的確に把握し、教務委員会等で分析した結果は、カリキュラム編成に直接反映される。例えば、現場で求められる知識や技術に対応するため、授業内容の改善などを行っている。

また、臨床実習指導者会議や実習巡回を通じて、実習施設と密に連携している。指導者からの意見も参考に、学内での実習ではロールプレイングを取り入れるなど、より実践的な臨床実習に向けた改善に繋げている。

さらに、保護者懇談会や高校訪問なども開催し、学生支援や入学者選抜に関する幅広い意見を聴取している。これらの意見は、学生委員会や入試委員会で分析され、保護者向けの情報提供の充実や、アドミッション・ポリシーの見直しなどに活用される。

このように、多様な学外関係者から得た意見を学内の適切な委員会で審議・分析し、具体的な改善に繋げる PDCA サイクルを機能させることで、教育活動の継続的な質保証に努めている。

### 2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、内部質保証体制に基づき、大学評価委員会および大学運営会議における検証結果を各委員会・各課へフィードバックすることで、大学全体の PDCA サイクルを効果的に機能させている。大学評価委員会では、年 1 回の頻度で各委員会および各課に自己点検・評価を求め、その報告書に示された課題等について大学評価委員会および大学運営会議にて検証を行い、結果を各組織へフィードバックしている。

フィードバックを受けた各委員会では、年度末に当該年度の主な活動を評価し、その結果に基づく対策・改善策を議題として取り上げ、次年度以降の改善に取り組んでいる。また、学部・学科および大学事務局の各課では、毎年度、事業計画書および事業報告書を作成し、大学全体としての取り組み状況を取りまとめている。

令和 7(2025)年度については、令和 6(2024)年度に受審した JIHEE の認証評価を受け、指摘事項については改善するために PDCA サイクルを大学運営委員会主導の元、執り行っている。

### [基準 2 の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学生の意見・要望について、年 1 回実施している「学生生活等に関するアンケート調査」および学生意見箱を通して把握している。結果や内容は学生に公開するとともに関係部署で分析し、学生生活の充実・改善に役立てている。

また、全授業科目を対象に年 2 回授業アンケートを実施し、学生の意見・要望を体系的に把握している。結果は分析後、教員間で共有し学生にも公開しており、教

育改善の透明性を確保している。放課後の教室開放時間の延長など、学生の声を反映した学修環境改善が実現し、PDCA サイクルが有効に機能している。

IR ワーキンググループ (IRWG) では、4 年次生の診療放射線技師国家試験合格を目標に、学内模擬試験の問題登録管理、採点、成績管理、分析を一貫して行い、模擬試験と国家試験の出題傾向を比較した結果を教員にフィードバックすることで、試験問題の質向上と国家試験対策の精度向上に貢献している。さらに、卒業見込判定試験などの特別模擬試験では、基準点の設定や問題登録整理、マニュアル作成を通じて公平・公正な試験運営に寄与している。これらの活動を通じて、学生の学習状況を可視化し、個別指導や学習支援策の統計的根拠を提供している。

この様に本学では、内部質保証が実質的に機能する体制が構築されている点が、特色ある取組みとして成果を上げている。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「学生生活等に関するアンケート調査」について、令和 5 (2023) 年度以前はアンケートの回答依頼をメール送付のみで実施しており、回答率が 10~20%と低かった。そのため、アンケートの回答率向上が課題であった。

授業アンケートを通じた改善は進んでいるが、改善内容や成果が学生に十分伝わっていない点が課題である。また、授業単位の対応が中心となっており、学科全体として共通課題を整理し、中長期的な学修支援に体系的に反映する仕組みの充実が求められている。

模擬試験や国家試験の分析を進める中で、学生間の学力差が大きく、従来の学習支援策だけでは十分に対応できない学生層が存在することが明らかになった。また、特別模擬試験の運営方針についても改善の余地があることが確認された。

令和 6 (2024) 年度に受審した JIHEE の認証評価で浮き彫りとなった課題は、国家試験の願書提出数と受験者数の乖離である。ついで、内部質保証の枠組みが最低限であり、今後の成長を促された。

また、本学における内部質保証の全学的方針について、現状を踏まえて再検討を行い、その内容を文書として明確化する。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

現在、アンケート結果に基づく改善事例を教員間で共有するとともに、学生への周知方法の検討を進めている。今後は学科として共通性の高い課題を整理し、学修環境整備や支援体制に反映させ、効果検証を行いながら継続的な改善を図る。

アンケートについては回答率向上のために、令和 6 (2024) 年度からは、講義終了後に直接回答を依頼し、その場で回答する時間を設けるようにした。その結果、アンケートの回答率は、令和 6 (2024) 年度は 83.8%、令和 7 (2025) 年度は 73.8%と大きく改善された。

今後も引き続きアンケートや学生意見箱を活用し、学生からの意見・要望を真摯に受け止め、必要な改善は着実に実行していく。また、意見・要望に対する検討結

果については、学生および教職員に公開し、学生の立場に立ったサービスの提供に努める。

4 年次生の学力レベルに応じたきめ細かい国家試験対策の実現に向けて GPA 層別分析や学習会出席率との相関分析を行い、次年度以降の国家試験対策に反映させる。IRWG では教員への迅速な分析提供体制を整備し、教育改善に即時反映できる仕組みを構築する。今後も模擬試験や国家試験データの分析を継続し、学生の学修達成度に応じた教育施策を推進していく。

令和 6(2024)年度に受審した JIHEE の認証評価で浮き彫りとなった課題である、国家試験の願書提出数と受験者数の乖離については、令和 7(2025)年度 4 年次生より、願書提出に必要とされる卒業見込みを判定する卒業見込評価試験を導入し、両者の乖離を減らす試みを実施している。また、一人でも多くの学生が受験できるよう学科主導の元、教育に励んでいる。

内部質保証のあり方については、さらなる見直しと改善が必要とされるため、今後も継続して組織全体で取り組みを深化させ、より効果的な仕組みづくりを進めていくことが求められる。

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 2-3-1】(1) 2024 年度学生生活等に関するアンケート

(2) 2024 年度学生生活等に関するアンケート 集計結果

(3) 2024 年度学生生活アンケート 集計結果（自由記述欄）

(4) 2025 年度学生生活等に関するアンケート

(5) 2025 年度学生生活等に関するアンケート 集計結果

(6) 2025 年度学生生活アンケート 集計結果（自由記述欄）

【資料 2-3-2】大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程

【資料 2-3-3】意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図

【資料 2-3-4】大阪物療大学外部認証評価委員会規程

【資料 2-3-5】大学評価委員会議事録

【資料 2-3-6】大学評価委員会議事録

【資料 2-3-7】HP で公開 <https://www.butsuryo.ac.jp/>

### 基準 3. 学生

#### 3-1. 学生の受入れ

##### ①アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、人間教育の考え方を基本とし、放射線医療の高度化や専門性の特化に対応するための知識と技術の習得を目的としている。それを踏まえて医療現場に携わる職業人として求められている幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力、他者との協調・協働力、継続的な自己研鑽力、研究能力を身につけた職業人を育成することで、地域医療の向上に寄与することを目指している。このような教育目的及び育成する人材像に照らしてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、これらの両方針を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定している。本学のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項に明記し受験生へ周知している他、本学ホームページや大学案内へも掲載し、一般へも広く公開している。また、受験生や保護者を対象としたオープンキャンパスやフリーキャンパスでは、大学紹介の際にこの内容について説明する他、大学案内と学生募集要項の配布も行っている。また、主な募集対象となる地区にある高等学校や予備校に対し、大学案内と学生募集要項を配布している他、近畿地区を中心に本学の入試課職員による高校訪問の実施、進学相談会への積極的な参加等、様々な機会を通してアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

### 3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、および社会人選抜を実施している。アドミッション・ポリシーに沿って公正且つ適切に学生受入れを行うために、入学試験ではすべての選抜区分で筆記試験に加え全員にグループディスカッションもしくは面接試験を課し、医療人を志すことに対する意欲や他者とのコミュニケーション能力等を確認することで、総合的に判断している。

また、総合型選抜を1回、学校推薦型選抜を2回、一般選抜を3回に分け実施することで、学生受け入れ機会の拡大を図っている。更に、学校推薦型選抜及び一般選抜では、受験科目を数学Ⅰもしくは生物からの科目選択とすることで、理系・文系問わず、より幅広い学生の受入れを図っている。

なお、入試問題の作成については、「大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程」第5条に基づき、入試委員長によって指名された教員が作成及び相互チェック、入学試験後の答案の採点を行っている。また、入試委員会主導のもと、入試業務に関する各種マニュアル等を作成し、公正且つ適切な学生受入れを堅持する体制づくりを行っている。入学試験終了後には、実施した試験の妥当性、有効性に関する総括的な検証が入試委員会にて行われ、次年度入学の改善に活かされている。

### 3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生受入れ数については、直近での過去5年間における入学定員に対する入学者の平均比率は、概ね適切に維持している。しかし、令和6(2024)年度入試より定員充足率が100%を下回る結果が続いているが、令和7(2025)年度入試からの充足率は増加しており、回復傾向となっている。

◆エビデンス集 資料編

【資料 3-1-1】 [https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm\\_policy.html](https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html)

【資料 3-1-2】 アドミッション・ポリシー

【資料 3-1-3】 大阪物療大学保健医療学部入試委員会規定

### 3-2. 学修支援

#### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### ②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、入学前から学生一人ひとりの基礎学力を把握し、専門教育へ円滑に移行できるよう、教員と職員が緊密に連携した学修支援体制を構築している。

2025 年度からは、数学・理科を中心とした基礎学力育成を目的として e ラーニングシステム「Butsuryo ラーニング」を導入した。新入学生は PC やスマートフォンを用いて指定科目を段階的に学習し、分野別の実力診断テストを実施して理解度をしながら、苦手分野をドリル課題により重点的に補強することが可能である。

システムの運用は、教員と職員がそれぞれの専門性を活かして協働している。具体的には、教務課職員が課題内容や学習状況の管理を担当し、数学・物理系科目教員が個々の学生の学習進捗や理解度を確認して個別指導や学習計画の調整を行う。この連携により、基礎学力テストの結果に基づいた学力別クラス編成やリメディアル教育の方針策定、さらには必要に応じた迅速なクラス再編成を可能にしている。

このように、教員と職員が役割を補完しながら組織的に学生を支援することで、学生一人ひとりの理解度に応じた効率的な指導や支援が可能となり、基礎学力の確実な定着と専門教育への円滑な移行を支える組織的体制が構築されている。

#### 3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、大学院生等を活用する TA 制度は導入していないが、それに代わる多様な学修支援体制を整備している。

初年次教育の一環である 1 年次生の一泊研修では、2・3 年生がサポーターとして参加する。上級生は、新入生に対して本学の諸制度や履修登録の方法を説明したり、学生生活全般の相談に応じたりするなど、新入生が円滑に大学生活に適應できるようピアサポートの役割を担っている。

また、専門分野における学修支援を充実させるため、多様な専門性を持つ非常勤講師を積極的に任用している。医療系単科大学という特性上、専門科目だけでなく、言語を含む一般教養科目についても近隣大学等から専門の講師を招聘している。とくに、本学卒業生を含む近隣医療機関に勤務する現役の診療放射線技師を実習指導の非常勤教員として任用しており、臨床現場の最新の知識や技術に触れられる貴重な機会として、学生から極めて高く評価されている。

◆エビデンス集 資料編

【資料 3-2-1】「Butsuryo ラーニング」

【資料 3-2-2】大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程

【資料 3-2-3】TA・SA に関する規則

【資料 3-2-4】オフィスアワーについて

【資料 3-2-5】障がいのある学生への学修支援

【資料 3-2-6】大阪物療大学教授会規程

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

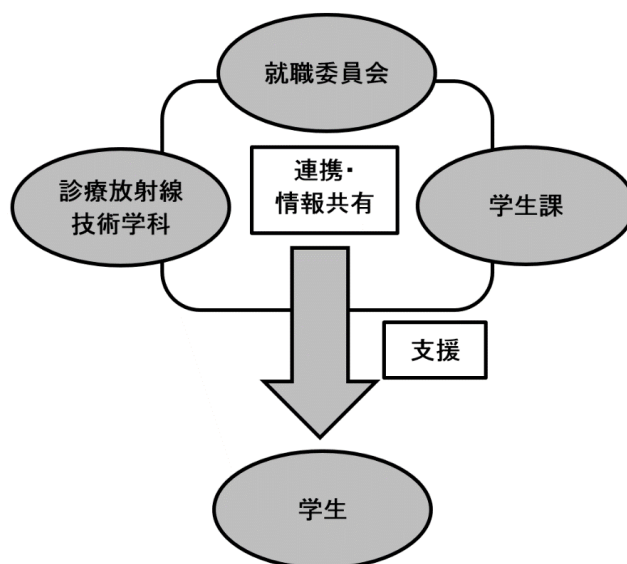
(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 教育課程内外で行われた社会的・職業的自立及び職業意識の涵養に関する取組み

本学においては就職委員会・診療放射線技術学科・学生課の三者が連携して学生の就職・進路活動に関する支援を行っている。【図 3-3-1】



【図 3-3-1】本学における就職支援体制

本学では令和 7(2025)年度入学生よりカリキュラムが新課程に移行したが、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得した上で、学んだ理論と技術を現場で活用することができる実践的な能力を備えるための教育を引き続き行っている。

基礎教育においては、令和 6(2024)年度の「ゼミナール」および令和 7(2025)年度の「放射線科学ゼミナール」をはじめとする科目を通して、社会的・職業的自立に必要な

知識や能力の育成及び豊かな人間性とコミュニケーション能力を養う講義を展開している。

令和 6(2024)年度の「ゼミナールⅠa」および令和 7(2025)年度の「物療科学ゼミナール」では、医療人・社会人としての自覚を促すことを目的として入学直後に一泊研修を行っている。この一泊研修に関しては、新型コロナウイルス感染防止のため、令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度まで中止していたが、令和 5(2023)年度から再開し、交流を通して互いの理解を深め、大学生活の円滑なスタートを可能としている。入学者間の仲間作りだけでなく、上級生が SA として参加することによって社会人としての規律やルールを学べる場となった。また上級生にとっても、下級生との関わりを通じて周囲の人々に貢献できる場となった。加えて「ゼミナールⅠa」および「物療科学ゼミナール」では、病院や介護老人施設の見学を通じて将来医療人として働くことについての意識付けや診療放射線技師を目指す者として高齢者との関わり方を学び医療従事者の役割を認識するように講義内容を構成し、実施している。令和 6(2024)年度および令和 7(2025)年度は感染症予防対策のため、施設訪問を実施せず、学生が病院のホームページを閲覧・検索し施設調査を行った。さらに、調査結果を発表することで学生間の情報共有を促した。【表 3-3-1】【表 3-3-2】

また、令和 6(2024)年度にはゼミナールⅠaにおいて、様々な医療職の外部講師を招聘し、講義形式で医療現場の最前線についてご講演いただく事で、学生の医療人としての自覚を高めている。さらに、学内教員による大学での学修方法やレポートの作成方法などの講義も取り入れ大学生活や社会人として必要なテクニックの習得にも努めている。

【表 3-3-3】

【表 3-3-1】 令和 6(2024)年度「ゼミナールⅠa」における病院・施設Web見学先

| 実施日                | Web 訪問施設                   |
|--------------------|----------------------------|
| 2024 年 6 月 11 日(火) | 社会医療法人警和会大阪警察病院            |
|                    | 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター |
|                    | 社会医療法人生長会ベルランド総合病院         |
|                    | 地方独立行政法人大阪府立病院機構           |
|                    | 大阪急性期・総合医療センター             |
|                    | 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター |
|                    | 独立行政法人労働者健康安全機構関西ろうさい病院    |
|                    | 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター       |
|                    | 関西医科大学附属病院                 |
|                    | 堺市立総合医療センター                |

【表 3-3-2】 令和 7(2025)年度「物療科学ゼミナール」における病院・施設Web見学先

| 実施日                | Web 訪問施設                   |
|--------------------|----------------------------|
| 2025 年 5 月 27 日(火) | 社会医療法人警和会大阪警察病院            |
|                    | 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター |

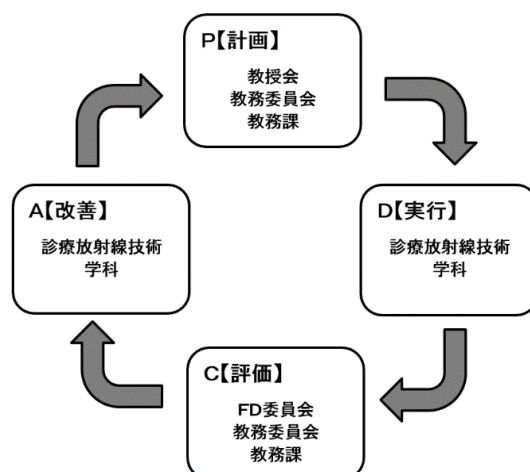
|  |                                    |
|--|------------------------------------|
|  | 社会医療法人生長会ベルランド総合病院                 |
|  | 地方独立行政法人大阪府立病院機構<br>大阪急性期・総合医療センター |
|  | 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター         |
|  | 独立行政法人労働者健康安全機構関西ろうさい病院            |
|  | 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター               |
|  | 関西医科大学附属病院                         |
|  | 堺市立総合医療センター                        |
|  | 近畿大学病院                             |
|  |                                    |

【表 3-3-3】令和 6(2024)年度「ゼミナールⅠa」における特別講師リスト

| 講義<br>回数 | 所属                       | 担当者          | 内容                     |
|----------|--------------------------|--------------|------------------------|
| 第 5 回    | SIC コミュニケーション            | 西田 淑子        | 大学での友人の作り方             |
| 第 7 回    | 森ノ宮医療大学                  | 西浦 素子        | 放射線技師の仕事(女性放射線技師の立場から) |
| 第 14 回   | 特別養護老人ホーム<br>みささぎ会大仙もずの音 | 吉田 啓太<br>施設長 | 認知症の基礎的理解とユマニチュード技法    |
| 第 15 回   | 大阪公立大学医学部附属<br>病院        | 玉置 真菜        | 学生時代の過ごし方              |

また、文章読解力を養うための文章要約や文献調査についても講義内で指導を行い、将来の研究に対する意識付けを早期より行っている。一方で「人間社会の基本」区分のもと、「医療倫理学」をはじめ「心理学」「社会学」など医療人として必要な知識・感性を身につけるための一般教養科目についても豊富に設置し、教授している。【資料 3-3-2】

専門教育においては診療放射線技師の資格を持つ教員が中心となり、「放射線技術学実習」「臨床実習」を通して、臨床現場の医療に対応できる能力と専門性及びチーム医療の一員として協調・協働できる高い人間性を身につけた医療人の育成を全教員で行っている。また、講義内容や講義方法の検討及び実施・評価についてはFD委員会、教務委員会、教務課、診療放射線技術学科が連携し、PDCA サイクルの中で実施する体制を整えている。【資料 3-3-a】【図 3-3-2】



【図 3-3-2】教育内容・方法の検討及び実施・評価の流れ

## 2) 社会的・職業的自立のためのキャリアガイダンスに関する取組み

キャリア・就職ガイダンスは就職委員会が企画、立案し、1年次生から4年次生までを対象に計画的に実施している。低学年次では、社会人や医療業界についての講座を実施して医療人としての意識の醸成を図り、学年が進むにつれ進路選択や就職活動に関連する具体的な内容に関する講座を実施することにより、学生が希望する進路へ円滑に進めるよう支援している。

令和7(2025)年度は新たな取組として、2・3年次生を対象に近畿圏内の大学病院より放射線技師を招聘し合同就職ガイダンスを実施することで、就職活動に対する早期の意識づけを推進している。今後は大学病院のみならず、公立病院や私立病院からも講師を招聘し、幅広いキャリアデザインの形成を促していく予定である。また、外部講師によるガイダンスを増やすことで社会人としてのマナーや面接時の対応などについて学ぶ機会を提供し、基礎的かつ実践的なスキルの定着を強化している。【資料 3-3-4】【表 3-3-5】【表 3-3-6】

【表 3-3-5】令和6(2024)年度 キャリア・就職ガイダンス実施実績

| 日程             | 年次 | 内容                 |
|----------------|----|--------------------|
| 2024年6月25日(火)  | 1年 | 学生時代の過ごし方          |
| 2024年12月13日(金) |    | 医療現場で求められる診療放射線技師像 |
| 2024年5月9日(木)   | 2年 | 医療の現場で求められる人物像     |
| 2024年8月9日(金)   |    | 自己分析・自身のキャリアデザイン   |
| 2024年12月5日(木)  |    | 接遇&マナー研修           |
| 2025年1月21日(月)  | 3年 | 卒業後のさまざまな進路選択      |
| 2025年3月25日(火)  |    | 履歴書対策講座            |
| 2025年3月25日(火)  |    | 小論文対策講座            |
| 2025年3月25日(火)  |    | 面接対策講座             |
| 2025年3月25日(火)  |    | 就職活動時の諸注意          |

|                    |     |               |
|--------------------|-----|---------------|
| 2024 年 4 月 15 日(月) | 4 年 | 兵庫県職員採用試験説明会  |
| 2024 年 6 月 3 日(月)  |     | 国立病院機構採用試験説明会 |

【表 3-3-6】令和 7(2025)年度 キャリア・就職ガイダンス実施実績

| 日程                  | 年次  | 内容                    |
|---------------------|-----|-----------------------|
| 2025 年 6 月 10 日(火)  | 1 年 | 学生時代の過ごし方             |
| 2025 年 12 月 4 日(木)  |     | 社会人に求められるコミュニケーションスキル |
| 2025 年 6 月 27 日(金)  | 2 年 | 医療の現場で求められる人物像        |
| 2025 年 11 月 14 日(金) |     | 自己分析・自身のキャリアデザイン      |
| 2025 年 12 月 5 日(金)  |     | 接遇&マナー研修              |
| 2026 年 2 月 9 日(月)   |     | 合同就職ガイダンス             |
| 2025 年 12 月 26 日(金) | 3 年 | 卒業後のさまざまな進路選択         |
| 2026 年 2 月 9 日(月)   |     | 合同就職ガイダンス             |
| 2026 年 3 月 24 日(火)  |     | 小論文対策講座               |
| 2026 年 3 月 25 日(水)  |     | 履歴書対策講座               |
| 2026 年 3 月 25 日(水)  |     | 基本の面接対策講座             |
| 2026 年 3 月 25 日(水)  |     | 就職活動時の諸注意             |
| 2025 年 4 月 18 日(金)  | 4 年 | 兵庫県職員採用試験説明会          |
| 2025 年 5 月 22 日(木)  |     | 基本の面接対策講座             |
| 2025 年 6 月 3 日(火)   |     | 国立病院機構採用試験説明会         |

## 3) 就職活動及び進学に必要な情報の収集と提供に関する取り組み

求人情報の収集に関しては、毎年春に郵送による求人票送付依頼を行い、令和 6(2024)年度は 830 施設、令和 7(2025)年度は 811 施設に発送した。本学ホームページ上では、求人採用担当者用ページを設けることで、求人票の様式のダウンロードやインターネット経由での求人情報の登録を可能としている。また、学生課によるインターネットを利用した公募情報の取得を随時積極的に行っている。【資料 3-3-b】【資料 3-3-c】

求人情報は、本学 1 号館に設けられた就職ブースにおいて求人票を公開するとともに、本学ホームページ内の在学生ページで最新情報を発信・周知することにより在学生が随時求人情報を確認できる体制を取っている。

更にポートフォリオの項目として「キャリアに関する目標」を設定し、担任との面談を実施するタイミングで将来について自身の認識を高めていくことを促すとともに、4 年次には卒業研究担当教員や就職委員会の教職員とのきめ細かな面談、及び就職ブース利用時の面談で個人の希望をふまえた情報提供を随時行っている。さらに電話、メール、Web チャットでの就職相談を実施するなど柔軟に学生の就職活動支援を行えるように体制を整備して、活動している。その結果、令和 6(2024)年度卒業生の就職率は 92.7%であった(2025 年 5 月 1 日付データ)。卒業後も就職サポートを継続し、令和 7(2025)年 9 月 8 日時点で就職率は 98.2%を達成している。【資料 3-3-d】【データ編：表 3-5】

加えて、進学においては、大学院進学に対する情報提供およびサポートのための専属窓口として教員を配置し、進学を希望する学生の対応に当たっている。

#### 4) 就職先からの意見の把握

平成 30(2018)年度より、ディプロマ・ポリシーに基づき本学における教育活動の評価と改善ならびに在学生のキャリア、就職支援活動に活かすことを目的として、就職先施設にアンケート調査を行い、データの収集を行っている。就職先への調査については現場責任者に対し可能な限り直接ヒアリングを行うことによって、受入側の観点からの具体的な情報を入手することとしている。

令和 7(2025)年度に実施したアンケートでは、25 施設から回答を得た。本学卒業生が入職時に身につけていることとして「素直さ」が最も多く、次いで「基礎的な学力や知識」「コミュニケーション能力」「マナー」が多かった。また、学生時代に経験してほしいこと、身につけてほしいこととしては「積極性」が最も多く、次いで「アルバイト」「課題発見力」「連携力」が多かった。【資料 3-3-e】

職場におけるチームの一員として、周囲とコミュニケーションを図り、協調して仕事に従事することが採用時に最重要視されている。また、学生時代には専門領域に関する知識を教授することが重要視されているが、同時に、組織の一員として必要なスキルとして課題発見力を涵養することが求められている。これらのスキルを身に付けるために、アルバイトを通して社会参加することも重要だと考えられる。小規模大学の特徴を生かし、学生が積極的に教職員や他の学生とコミュニケーションを取ることで、コミュニケーション能力や協調性の向上が期待できる。また、アルバイト先の紹介や本学で行われている部活動や学生自治会などの課外活動への参加を促すことで、組織の一員として必要なスキルを養うことができると考えられる。

次に、本学卒業生が現在身につけている力と身につけていない力（今後、身につけてほしい力）を、3つのディプロマ・ポリシーごとに検証した。【表 3-3-4】

【表 3-3-4】大阪物療大学ディプロマ・ポリシー

#### 【大阪物療大学ディプロマ・ポリシー】

- 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
- 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。
- 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身につけ、医療の向上に寄与できる能力を持っている。

- ・ディプロマ・ポリシー1：身につけている力として「基礎的な学力や知識」や「基礎的な技術」が評価されている。一方、「専門知識」は今後身につけてほしい力として挙げられており、在学中に身につけた力を現場で活かしながら深めていくことが求められると考えられ

る。

- ・ディプロマ・ポリシー2：「コミュニケーション能力」において評価されているものの、「リーダーシップ」や「自律性」、「働きかけ力」などが身につけていないと指摘を受けている。集団の中での自身の役割に自覚を持ち、他者から指示されることを待つのではなく、自ら率先して業務に取り組むことが求められている。
- ・ディプロマ・ポリシー3：「チームワーク・協調性」において評価されているものの、「問題解決力」や「課題発見力」、「実行力」などは身につけていないと指摘を受けている。現場で課題に直面した時に自ら考えて行動できるよう、4年間の大学生活の中で様々な経験を通して、自ら課題を発見し、解決する姿勢を身につける必要がある。

#### 5) 卒業生からの意見の把握

就職先からのアンケートと同様に、本学の卒業生からもアンケートを行っている。卒業生に対しては、卒業生自身の意識の観点からディプロマ・ポリシーの達成度を測ることを目的とし、インターネット上のアンケートフォームで回答を依頼した。卒業生アンケートは令和4(2022)年度と令和6(2024)年度卒業生104名に対して実施し、19人からの回答を得た(回収率18.3%)。

アンケートの結果、本学の教育を通して身に付いたと感じる内容として「コミュニケーション能力」「基礎的学力・知識」を挙げるものが多く、就職先からの評価と概ね一致する。また本学の教育に関してさらに充実させた方が良い内容として「コミュニケーション能力」「主体性」を挙げる意見があった。これらについても、就職先からのアンケート内容と一致する部分が認められ、教育課程の内外で改善していく必要があると考えられる。【資料3-3-g】

### ◆エビデンス集 資料編

- 【資料 3-3-1】2024 年度 事業計画書  
2025 年度 事業計画書
- 【資料 3-3-2】学生便覧・履修要項 2024  
学生便覧・履修要項 2025 (2024 年度以前入学生用)  
学生便覧・履修要項 2025 (2025 年度入学生用)
- 【資料 3-3-3】大阪物療大学 保健医療学部 就職委員会規程
- 【資料 3-3-4】令和6(2024)年度 キャリア・就職ガイダンス実施実績  
令和7(2025)年度 キャリア・就職ガイダンス実施実績
- 【資料 3-3-a】2024 年度 臨床実習指導者要綱  
2025 年度 臨床実習指導者要綱
- 【資料 3-3-b】2024 年度 求人依頼先一覧  
2025 年度 求人依頼先一覧

【資料 3-3-c】大学ホームページ「採用ご担当者様」

<https://www.butsuryo.ac.jp/offer/>

【資料 3-3-d】大学ホームページ「在学生就職支援システム」

[https://www.butsuryo.ac.jp/student/job\\_hunt/](https://www.butsuryo.ac.jp/student/job_hunt/)

【資料 3-3-e】2025 年度 ディプロマ・ポリシーに係るアンケート

【資料 3-3-f】2025 年度 就職先施設に対するアンケート集計結果

【資料 3-3-g】2025 年度 卒業生対象就職アンケート結果

### 3-4. 学生サービス

#### ①学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

##### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活全般に関わる学生への支援は、学生を支援する教職員の組織である学生委員会及び大学事務局の各課によって連携して行われている。学生委員会は、教員及び学生課職員によって構成され、毎月 1 回、定期的に委員会を開催しており、必要に応じて臨時の委員会を追加開催している。学生委員会では、学生生活全般に関する重要事項を審議するとともに内外との連絡調整を図り、学生への適切な指導を行っている。【資料 3-4-3】

大学事務局においては、主に学生課が学生委員会、診療放射線技術学科、各課と連携し、学生指導、奨学金、保険、生活相談、健康相談・管理、証明書発行、就職指導等の業務を行い、学生生活を全面的に支援している。また学生課は学生自治会とも連携して学園祭やスポーツイベントの支援も行っている。【資料 3-4-4】【資料 3-4-5】【資料 3-4-a】【資料 3-4-b】【資料 3-4-c】【資料 3-4-d】【資料 3-4-e】【資料 3-4-f】【資料 3-4-g】  
本学では少人数担任制が導入されており、学生と教員の関係を密にして普段から何でも話しやすい雰囲気づくりに努め、学生個々に合った支援・指導を行っている。約 10 人の学生に対して 2 人の教員が担当となるよう配置されており、特に 1 年次生に対しては大学生活への導入をスムーズにし、入学当初の不安等を少なくするよう努めている。本学の特色として、担任を複数制として、学生の希望や個性に応じて、シームレスな対応ができる体制とし、また各学年に学年主任をおいて、重層的な学生指導、支援を行っている。学期の期初と期末にはポートフォリオに基づいた面談を実施し、健康状態、学生の生活全般、学修の進捗などを確認して、学生支援・指導にあたっている。  
課外活動の面では、運動部 7 件、文化部 4 件の合計 11 件の支援を行っている。学生の課外活動件数は、令和 6（2024）年度は 18 件、令和 7（2025）年度は 27 件となっている。

#### 【表 3-8】

また、学内イベントとして、前年度に引き続き、スポーツイベントと学園祭を実施した。スポーツイベントについては、令和 6（2024）年度は 4 月と 10 月の 2 回、令和 7（2025）年度は 4 月に実施し、異なる学年の学生同士で交流を深める場となった。いずれのイベントについても、学生自治会を中心に、学生と教職員が一体となって作り上げ、

開催することができた。

【表 3-8】学生の課外活動への支援状況(令和 6 (2024) 年度実績)

|              | 活動資金支援 |          |               | その他<br>(資金支援以外の支援策等) |                         |
|--------------|--------|----------|---------------|----------------------|-------------------------|
|              | 件数     | 金額       | 1 件あたりの<br>金額 | 件数                   | 支援の方法を具体的に記載            |
| 部活動          | 18 件   | ¥82,500- | 約¥4,583-      | 0 件                  | 学外体育施設への大学バスの<br>運行     |
| ボランティア<br>活動 |        |          |               | 3 件                  | 学生参加や施設貸出によるイ<br>ベントの実施 |

学生の課外活動への支援状況(令和 7 (2025) 年度実績) ※令和 7 年 11 月 14 日時点

|     | 活動資金支援 |         |               | その他<br>(資金支援以外の支援策等) |                         |
|-----|--------|---------|---------------|----------------------|-------------------------|
|     | 件数     | 金額      | 1 件あたり<br>の金額 | 件数                   | 支援の方法を具体的に記載            |
| 部活動 | 21 件   | ¥97,100 | 約¥4,623-      | 0 件                  | 学外体育施設への大学バス<br>の運行     |
|     |        |         |               | 2 件                  | 学生参加や施設貸出による<br>イベントの実施 |

また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談については、学外のカウンセラーを招いた相談室の設置、人権問題やハラスメントに関する相談窓口の設置等を行い、適切に支援を行っている。授業が開講されている期間を基本の開室日とし、相談の受付は、メールやウェブサイトから連絡できるようすることで、学生のプライバシー保護に努めている。【表 3-9】

【表3-9】学生相談室、医務室等の状況

| 名称    | スタッフ数 | 開 室 日 数<br>週当たり | 開室時間          | 備 考      |
|-------|-------|-----------------|---------------|----------|
| 学生相談室 | 1 人   | 1 日             | 16:20 ～ 17:40 | 心理カウンセラー |
| 医務室   | 0 人   | 5 日             | 8:30 ～ 17:00  | 職員が随時対応  |

令和 6(2024)年度及び令和 7 (2025) 年度の学生生活等に関するアンケート調査によると、現在悩んでいる事として「学業」「就職・将来の進路」が上位を占めており、相談室や担任教員、学生課への積極的な相談の呼びかけを行っている。学生が気軽に相談する

ことができるよう、オリエンテーション時に周知を行ったり、本学のホームページや掲示物の内容を更新したりすることで普及に努めた。

経済的側面に関しては、日本学生支援機構の奨学金や地方自治体・民間企業等育英団体奨学金の申請支援や、本学独自の奨学金制度を設けることにより、経済的な支援を適切に行っている。また、本学は高等教育の修学支援新制度の対象機関として認定されており、支援区分等に応じた授業料減免を行っている。

#### ◆エビデンス集 資料編

- 【資料 3-4-1】2024 年度事業計画書
- 【資料 3-4-2】2025 年度事業計画書
- 【資料 3-4-3】大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程
- 【資料 3-4-4】大阪物療大学学則  
大阪物療大学特待奨学金規程
- 【資料 3-4-5】大阪物療大学貸与奨学金規程
- 【資料 3-4-a】2024 年度奨学生数
- 【資料 3-4-b】2025 年度奨学生数
- 【資料 3-4-c】(1)2025 年度学研災パンフレット  
(2)2025 年度学研災 (A タイプ)  
(3)2025 年度学研付帯賠償
- 【資料 3-4-d】(1)2024 年度学生相談室スケジュール  
(2)2025 年度学生相談室スケジュール
- 【資料 3-4-e】(1)2024 年度相談室だより (新入生向け)  
(2)2024 年度相談室だより (2～4 年次生向け)  
(3)2025 年度相談室だより (新入生向け)  
(4)2025 年度相談室だより (2～4 年次生向け)
- 【資料 3-4-f】(1)2024 年度医務室利用状況  
(2)2025 年度医務室利用状況
- 【資料 3-4-g】(1)2024 年度学生生活の手引き  
(2)2025 年度学生生活の手引き

#### ◆エビデンス集 データ編

- 【表 3-8】 学生の課外活動への支援状況(前年度実績)
- 【表 3-9】 学生相談室、医務室等の状況

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

## (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学では、教育の質を保証し、学習者主体の教育環境を構築するため、教室設備の計画的な点検と更新を継続的に実施している。近年、授業形態の多様化や ICT 活用が急速に進む中、映像機器の性能が学習効果に与える影響はますます大きくなっている。このような状況を踏まえ、教務委員会では 2025 年度に全教室のスクリーンおよびプロジェクターの総点検を行い、老朽化が著しい複数の教室において設備の更新が必要であるとの判断に至った。

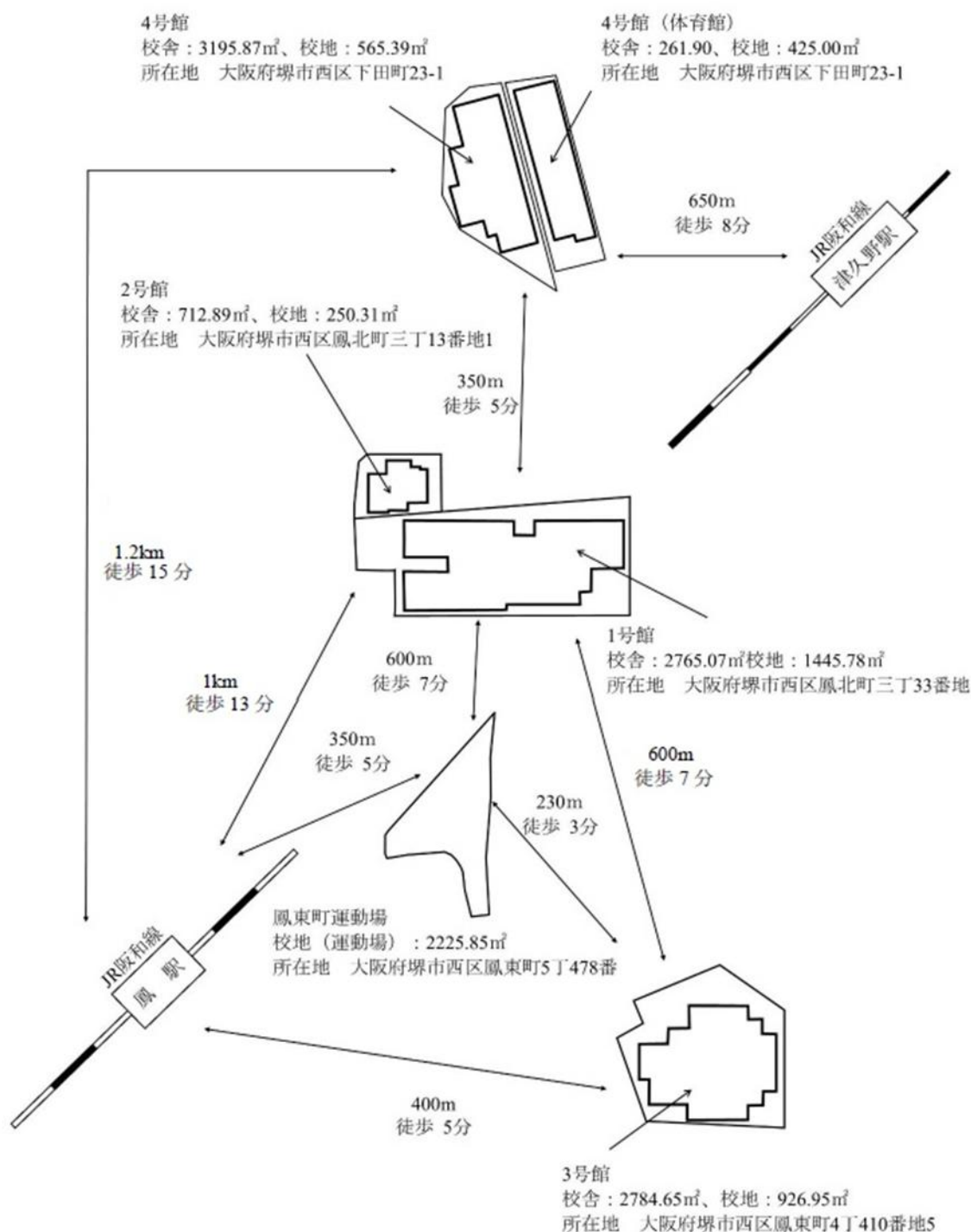
設備更新の背景には、複数の喫緊の課題があった。第一に、既存のプロジェクターは輝度不足や色調の劣化が顕著で、スクリーンも教室規模に対して小さく、2024 年度の学生生活アンケートでは「資料が見えにくい」との指摘が学生から寄せられていた。第二に、本学の授業では医用画像を多用するため、画像の高い視認性の確保は不可欠であった。第三に、後述する授業支援システム (Mediasite) の導入やハイブリッド授業の普及に伴い、映像の質が学生の理解度に直結するようになっていた。これらの課題を総合的に判断し、教務委員会は学習環境の質的向上を目指し、プロジェクターとスクリーンの新調、ならびに授業支援システム (Mediasite) の導入を決定した。【資料 3-5-1】

今回の設備更新では、大型スクリーン (WCR3990FEH-H4000) と高輝度・高解像度のプロジェクター (EB-PU1007B) を導入した。これにより、輝度は 5000lm から 7000lm へ、解像度は WXGA から 4K へとスペックが大幅に向上し、資料の視認性が格段に改善された。ハード面の更新に加え、接続方式を HDMI に統一し、ケーブル類を整理したことで、教員の授業準備が迅速化し、授業中の接続トラブルも大幅に減少した。さらに、教務委員会が主導して機器の操作方法に関する掲示やトラブル対応マニュアルを共有し、教員の負担軽減も図った。これらの取り組みの結果、2025 年度前期の授業評価アンケートにおいて、前年度に散見された視認性に関する指摘は解消された。【資料 3-5-2】

「Mediasite」は講義収録・動画配信システムとして高い信頼性を持ち、本学の学習環境の向上に大きく寄与している。これにより、学生は授業をオンデマンドで視聴できるようになり、欠席時の補講や復習が容易になった。プロジェクターとスクリーンの更新による高精細な映像配信との相乗効果により、時間や場所にとらわれない質の高い学習環境が確立され、学生の多様な学習ニーズに応えるとともに、学修成果の向上につながっている。

【資料 3-5-3】

1) 校地・校舎



本学は、JR 阪和線鳳駅または津久野駅から徒歩圏内に、1号館、2号館、3号館、4号館、4号館(体育館)、鳳東町運動場を有している。

1号館(大学代表住所地)は、講義・実験・実習で使用されている。2号館は、専任教員に対して個別に割り当てられた研究室、会議室が整備されている校舎であり、研究棟として使用されている。3号館は、平成 27(2015)年 4 月 1 日以降、法人本部に特化

して使用されており、各種会議・委員会を定期的を開催して法人と大学の連携の場として利用されている。4号館は、講義・実験・実習で使用されている。4号館(体育館)は、講義以外に、学生や教職員の運動、学内の行事等で広く使用されている。鳳東町運動場は、講義以外に、クラブ活動等でも使用されている。

校地の面積については、1号館、2号館、3号館、4号館、4号館(体育館)の敷地、及び鳳東町運動場の敷地の総面積が 5,839.28 m<sup>2</sup>である。校舎の面積については、1号館、2号館、3号館、4号館、4号館(体育館)の総面積が 9,720.38 m<sup>2</sup>である。校地・校舎の面積については、本学の収容定員(320 人)に対して大学設置基準から算定される面積以上が確保されている。

2号館については、1号館に2号館が隣接していることもあり、1階部分(玄関部分を除く)に駐輪場が設けられており、1号館の学舎開閉時間に合わせて自転車利用の学生に駐輪場が開放されている。また、4号館と4号館(体育館)についても、敷地内に駐輪場が設けられており、4号館の学舎開閉時間に合わせて自転車利用の学生に駐輪場が開放されている。

1号館、2号館、3号館、4号館、4号館(体育館)については、1981年に改正された建築基準法に基づく建築物であり、昭和 56(1981)年以降の耐震基準を満たしている。アスベスト対策として、関係法令に従い、平成 20(2008)年度に、アスベスト対策工事(封じ込め・囲い込み)が行われた。さらに、学校施設における天井等落下防止対策として、平成 30(2018)年度に、4号館(体育館)の吊り天井が撤去された。

また令和令和 6(2024)年には学生が利用する相談室や医務室の空調機を新調した。令和 7(2025)年には4号館(体育館)床補修を行い学生が安全に体育館を利用できるようにした。

そのほか、定期的に、電気設備、エレベーター、消防用設備、貯水槽、水道水質などが点検されており、施設・設備の安全管理とメンテナンスが行われている。加えて、安全な環境を維持するために、日常的な巡回点検も行われている。

2) 1号館、4号館、4号館(体育館)には、本学における人材養成の目的を達成するために必要な施設・設備が整備されている。

具体的には、1号館には、実験・実習室 11 室、演習室、講義室 6 室、情報処理教室兼語学学習室が整備されている。実験・実習室 11 室、演習室には、診療放射線技術に関する講義において、教育効果を高めるための実験・実習の機器が設置されている。講義室 6 室、情報処理教室兼語学学習室には、講義に使用される大型スクリーンとプロジェクターが設置されている。さらに、100 人近くの学生を収容可能な講義室(講義室 1、講義室 2)には、前方の大型スクリーンに投影された映像が後方の学生にも見えるように、大型モニターも設置されている。また、必要に応じて、実習室で講義を行えるように、移動式の大型モニターも配備されている。

また、1号館には、図書館、ラーニングコモンズルーム、医務室、学生相談室、イングリッシュガーデン、学生更衣室、学生ホール等、学生の学修・健康管理・休息に利用可能な施設も設けられている。なお、図書館については、在学生・教職員のほか、卒業生や一般の方にも、利用サービスが提供されている。ラーニングコモンズルーム

には、学生の学修に利用されるホワイトボード、パソコン、複合機などが設置されている。学生更衣室には、各人の持ち物を収納しておけるように、学生に対して個別にロッカーが設置されている。学生ホールには、休息や自習にも使われるテーブル・椅子、飲料自動販売機などが設置されており、談話向けのローテーブル・ソファも設置されている。

4号館には、標本室、講義室10室が整備されている。標本室には、解剖生理学実習に使用される標本類・模型等が整備されている。講義室10室には、講義に使用される大型スクリーンとプロジェクターが設置されている。さらに、100人近くの学生を収容可能な講義室(講義室7A、講義室8A)には、前方の大型スクリーンに投影された映像が後方の学生にも見えるように、大型モニターも設置されている。

また、4号館には、ラーニングコモンズルーム、医務室、学生相談室等、学生の学修・健康管理を支援する施設も設けられている。ラーニングコモンズルームには、学生の学修に利用されるホワイトボード、パソコン、複合機などが設置されている。

4号館(体育館)には、アリーナ(体育館)、学生更衣室、学生ホールが整備されている。学生更衣室には、各人の持ち物を収納しておけるように、学生に対して個別にロッカーが設置されている。学生ホールには、休息や自習にも使われるテーブル・椅子、飲料自動販売機などが設置されており、学生の要望に応じて、平成30(2018)年度から、食品の自動販売機が追加整備されている。

1号館、4号館、4号館(体育館)には、各1台、AED(自動体外式除細動器)が配備されている。教職員に対しては、救急救命士による救急救命講座を受講し、緊急時に即応できる準備を行っている。また、AEDの設置情報は公開されており、必要に応じて誰でも使用できるように準備している。

以上の全ての施設については、講義や学内行事に支障のない範囲内で、地域住民に対して貸出を行っている。また、市民公開講座を4号館(体育館)で定期的を開催しており、地域住民への学修機会の提供にも利用されている。

### 3)情報通信技術(ICT)

情報通信技術(ICT)については、令和3(2021)年度には、学生の主体的な学びを促進するためのICTシステムの運用が開始された。例えば、ICTシステムについては、履修登録に学生が使用したり、出欠登録に教員が使用したりと活用されている。これ以外にも、授業アンケート、講義関係資料の配布などに、学生や教員にICTシステムが利用されている。

### 3-5-②図書館の有効活用

図書館には、閲覧席や医学文献情報のデータベースにもアクセス可能なPCを設置し、在学生や教職員のほか、卒業生や一般利用者にもサービスを提供している。図書の購入や寄贈資料の受入は、「大阪物療大学図書管理規程」に即した資料収集方針・選定基準の内規に基づいて図書委員会で選定し、蔵書管理も蔵書点検を毎年実施するなど適切に行っている。令和4(2022)年度には、学生課(就職支援)と連携しながら、図書館の利用促進につなげた。近年ではweb上で閲覧できる電子書籍を積極的に購入し

ており、令和 3(2021)～令和 4(2022)年度には 23 点が整備され、学生のリモート学修期間を中心に電子書籍が大いに活用されている。令和 5(2023)年度には、図書館の開館時間を 20 時までとし学生が積極的に図書館を利用できるようにした。月別の利用者は前年度を大きく上回っており、図書館の利用促進に貢献した。また、図書館学生利用者満足度アンケートを毎年実施するなど、学生の要望をもとにサービスの改善を図っている。今後も図書館利用を促進するとともに、学生や教職員のニーズに応えるためにサービスの向上に努める。

### 3-5-③施設・設備の安全性・利便性

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

1 号館、2 号館、3 号館、4 号館には、全てエレベーターが整備されている。また、学生が主に使用する 1 号館、4 号館のうち、1 号館トイレには両開きドアが整備されている。4 号館には車椅子対応のトイレが整備されている。

1 号館及び 4 号館には自習室やコモンズルームを備えるとともに、インターネット接続可能な Wi-Fi 環境を提供しており、快適な学修環境の提供を行っている。1 号館・4 号館にある学生ホールにはウォーターサーバーや電子レンジを設置、その周辺には、アメニティ要素を取り入れたソファやテーブル、食品や飲料の自動販売機を整備し、学生の快適な談話や憩いの場としての環境を整えている。また、1 号館・4 号館の学生更衣室にそれぞれ個人別のロッカーを配置して、学生の更衣や、私物、荷物の管理などの利便性の向上を図っている。

医務室に係が不在の時や学生ホール、アリーナなど、教職員が常駐していない場所には、それぞれ遠隔通話の可能なコールボタンを設置する他、AED も設置し、緊急時に備える対応を行っており学生に周知している。学生相談室においては臨床心理士の資格を持つ教員(非常勤)を配置し、講義がある期間を基本の開室日とし、予約にて相談を受け付けている。

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 3-5-1】校舎平面図

施設課エビデンス

施設使用願

学生便覧

【資料 3-5-2】大阪物療大学図書館規定

大阪物療大学図書館資料収集方針・選定基準（内規）

【資料 3-5-3】図書館開館状況

【資料 3-5-4】耐震化率

【資料 3-5-a】図書館学生利用者満足度アンケート結果報告

【資料 3-5-b】2025 年度 蔵書点検報告

#### 【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、知識・技術だけでなく医療人として重要な「対人関係形成力」「協働力」「倫理観」を重視した選抜を特色としており、全受験者に対してグループディスカッションまたは面接試験を課すことで、受験段階から医療人として求められるコミュニケーション能力や主体性、倫理観を確認している。この取り組みは少人数教育を重視する本学ならではの特徴であり、他大学との差別化にもつながっている。

学内イベントについて、学生自治会を中心に、学生委員会・学生課が一体となってサポートし、令和6(2024)年度はスポーツイベント2回と学園祭、令和7(2025)年度はスポーツイベントと学園祭を1回ずつ開催した。また、心的支援について、学外のカウンセラーを招いた相談室を週1回開室し、相談室終了後はカウンセラーの方から学生課職員が内容を伺い、学生委員会にて報告・共有を行っている。

就職委員会では、1年次生から4年次生までを対象としたキャリア・就職ガイダンスを企画・立案し、各年次に合わせた内容の講座を実施している。令和7(2025)年度は新たな取組として、2・3年次生を対象に近畿圏内の大学病院より放射線技師を招聘し合同就職ガイダンスを実施した。また、卒業生とその就職先施設へのアンケート調査を実施し、様々な観点からの情報収集に努めている。得られた結果をもとに、ディプロマ・ポリシーの達成度を測り、教育課程の内外で改善に役立てている。

また、入学前からの学力把握に基づき、教員と職員が協働する学修支援体制を整備している。eラーニングによる学力別指導に加え、大型スクリーンや高輝度・高解像度プロジェクター、講義収録・動画配信システムの導入により、対面・オンデマンド双方で学修効果の高い教育環境を実現している。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

近年の志願者動向の変化に伴い、入学定員の安定確保には依然として課題が残っており、選抜方法の見直しを含め、大学の魅力や教育内容を効果的に発信する広報戦略のさらなる強化が必要である。

令和7(2025)年度に実施した「学生生活等に関するアンケート調査」では、悩みの相談先について「友人」「家族」と回答した学生が約70%を占めていた一方で、「相談する人がいない」「相談しない」と回答した学生が約20%を占めていた。本学の相談室が相談先の選択肢の一つとなるように、相談室を利用しやすくしていくことが課題である。

キャリア・就職ガイダンスの実施内容について、基礎的かつ実践的なスキルの定着を強化することを目的として外部講師によるガイダンスを増やしたが、実施時期についても検討を重ね、各年次に合わせた適切な就職活動支援を実施していく。

就職先施設へのアンケート結果より、本学学生に身についていないもの・身につけてほしいものとして「問題解決力」や「課題発見力」、「実行力」、「積極性」などが指摘された。学生生活の中で様々な経験を通して、自ら課題を発見し、解決策を考え行動する姿勢を身につけられるよう、学業面・生活面で指導していく必要がある。

また、学修支援やICT環境は充実している一方、支援内容やシステムの活用方法が学生や教員に十分浸透していない点が課題である。また、映像機器や動画配信システムの活用度に教員間で差が見られ、運用面での支援体制強化が求められている。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学では、入試内容の見直しと、それに伴う早期段階からの情報発信を強化することで、入学定員の安定確保を図っていく。具体的には、入試委員会において選抜方法や出願要件の検討を進め、高校生が受験しやすい出願枠の設置を検討するとともに、ホームページやSNS等を活用した迅速かつ効果的な情報発信に取り組んでいく。

相談室の実施時間について、令和6(2024)年度は実施時間帯が遅かったため、令和7(2025)年度は開室時間を16:20からに変更し、講義終了後でも利用しやすくなるよう改善を行った。また、本学HPや学内の掲示物を更新し、学生が気軽に予約できるよう周知方法の改善を行った。

今後も引き続き、学生が気軽に相談できる仕組みへ改善を重ね、相談室実施後は教職員間で情報を共有し、学生の心的支援を行っていく。

就職先施設へのアンケート及び卒業生へのアンケート結果より、現場で求められる力や学生生活の中で身につけてほしい力を、低学年時の早い段階で伝える機会を作っていく。また、今後も卒業生アンケートやその就職先施設へのアンケートを実施し、得られた結果を参考にしながら、教育課程内外におけるサポート体制の改善を重ねていく。

機器については設備更新に合わせて操作マニュアルの整備や情報共有を進め、教員の負担軽減を図っている。今後は学修支援内容の周知を強化し、ICT機器や動画配信システムの活用促進と効果検証を通じて、学修支援体制の質的向上に継続的に取り組む。

## 基準4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### (1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

##### (2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

建学の精神に則った本学の教育理念「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」に基づき学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を制定している。

【表 4-1-1】大阪物療大学ディプロマ・ポリシー

#### 【大阪物療大学ディプロマ・ポリシー】

- 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
- 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。

- 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身に付け、医療の向上に寄与できる能力を持っている。

ディプロマ・ポリシーは大学案内や大学ホームページに掲載し広く社会に公開するとともに、学生に対しては入学式や新入生オリエンテーションを通して、教職員に対しては入職時の研修において、その趣旨を説明し周知を徹底している。さらに、全学生が携帯する『学生便覧・履修要項』への掲載及び学内の主要箇所への掲示を行い、学生・教職員が常に方針を意識できる環境を整備している。

とくに学生に対しては、学期ごとのポートフォリオ面談において、ディプロマ・ポリシーに対する自身の達成度を振り返る機会を設けている。これにより、学生は卒業までに自身が身につけるべき能力を明確に意識しながら、4年間の学生生活を送ることができるよう仕組みづくりを行っている。

#### 4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### 1) 単位認定基準

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定を策定し、「学部規程」第16条(単位算定基準)、第17条(成績評価基準の明示)、第18条(成績表及び単位の授与)、及び「履修規程」、「講義計画書(シラバス)」(2025年版)に記載された各科目の「評価方法」「評価基準」に明記している。各授業科目の「評価方法」「評価基準」については、初回の講義で「講義計画書(シラバス)」(2025年版)に従い学生に説明するよう、教務課より科目担当教員へ依頼することにより学生への周知を徹底している。

【表 4-1-2】成績評価の表示方法

| 評価 | 表示             | 評点          | 学修到達度との関係          |
|----|----------------|-------------|--------------------|
| 秀  | S              | 90点以上       | 特に優秀な水準で到達目標に達している |
| 優  | A              | 80点以上 90点未満 | 優秀な水準で到達目標に達している   |
| 良  | B              | 70点以上 80点未満 | 特に良好な水準で到達目標に達している |
| 可  | C <sup>+</sup> | 61点以上 70点未満 | 良好な水準で到達目標に達している   |
|    | C              | 60点(再試験)    | 到達目標に達している         |
| 不可 | D              | 60点未満       | 到達目標に達していない        |
|    | F              | 未受験         | 履修放棄、試験未受験         |
| 認  | N              | 認定          | 他大学等の単位を認定した科目     |

「成績通知書」には、「履修規程」第14条(GPA)にて規定された学期ごとのGPAが記載されており、学生自身が学修成果の推移を把握できるようにしている。学期ごとに算出された各学生のGPAは、担任教員による履修指導や学修支援・個別面談、クラス分け、特待奨学生選抜等の参考資料としても活用している。また、「成績通知書」を学期ごとに学生と保

護者に配布・通知している。成績評価の表示方法については「学生便覧・履修要項」にて学生に明示するとともに、学期ごとのオリエンテーションで学生に説明をしている。

## 2) 進級基準

本学は診療放射線技師を養成する大学として、各年次で求められる知識・技能の着実な習得を担保するため、年次進行に合わせた厳格な進級要件を定めている。とくに、臨床実習の安全かつ円滑で効率的な実施を重視した進級要件を学年ごとに定めている。これらの要件は「学生便覧・履修要項」に明示するとともに、学期はじめのオリエンテーションにおいて学生に説明することで、学修の到達目標と進級基準を明確に共有している。

[1] 2025 年度以降の入学生の進級要件は、以下の通りである。

【表 4-1-3】2025 年度以降の入学生の進級要件

| 学年            | 進級要件                                                         |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 2 年次生への<br>進級 | 1 年次に配当された必修科目のうち専門基礎科目、専門科目及び実験・実習科目の単位をすべて修得していること。        |
| 3 年次生への<br>進級 | 1 年次から 2 年次に配当された必修科目のうち専門基礎科目、専門科目及び実験・実習科目の単位をすべて修得していること。 |
| 4 年次生への<br>進級 | 1 年次から 3 年次までに配当された必修科目及び臨床実習の単位をすべて修得していること。                |

また、上記の規定に関わらず、各学年において次の要件を満たす場合には仮進級を認めることとする。

- ① 各学年次において、大阪物療大学保健医療学部履修規程第 17 条に基づき「不可」と判定された科目が存在しないこと。
- ② 各学年の進級要件を満たしていること。具体的な進級要件は、表【4-1-4】に示すとおりである。

【表 4-1-4】2025 年以降の入学生の仮進級要件

| 学年   | 仮進級要件                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 年次 | 当該年次に配当された実験・実習科目の単位をすべて修得し、必修科目の専門基礎科目及び専門科目の未収得単位数が 6 単位以下である。                                                           |
| 2 年次 | 1 年次に配当された配当された必修科目のうち、履修科目の単位をすべて修得していること。また、2 年次に配当された実験・実習科目の単位をすべて修得し、それらを除いた必修科目のうち専門基礎科目および専門科目の未修得単位数が 6 単位以下であること。 |

前号の規定にかかわらず、大阪物療大学保健医療学部履修規程第 18 条第 1 項において別に定める臨床実習の履修要件科目について、その単位が未修得の学生が臨床実習を履修することができない。

[2] 2024 年以前の入学生の進級要件は【表 4-1-5】の通りである。

【表 4-1-5】2024 年度以前の入学生の進級要件

| 学年            | 進級要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 年次生への<br>進級 | 1 年次に配当されている実験・実習科目の単位をすべて修得していること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3 年次生への<br>進級 | <p>2 年次に配当されている実験・実習科目の単位をすべて修得していること。また、1 年次から 2 年次までに配当された必修科目の単位のうち、指定科目の 19 科目を修得していること。</p> <p>[指定科目(19 科目)]</p> <p>&lt;X 線撮影技術&gt;</p> <p>「X 線撮影技術学Ⅰa」「X 線撮影技術学Ⅰb」<br/>「X 線撮影技術学Ⅱa」「X 線撮影技術学Ⅱb」</p> <p>&lt;CT, MRI&gt;</p> <p>「X 線画像機器学Ⅲ(CT)」 「診療画像機器学(MRI)」<br/>「診療画像検査学Ⅰ(MRI)」</p> <p>&lt;核医学検査技術&gt;</p> <p>「核医学検査技術学Ⅰ」「核医学機器学」</p> <p>&lt;放射線治療技術&gt;</p> <p>「放射線治療技術学Ⅱ」「放射線治療機器学Ⅱ」</p> <p>&lt;基礎医学&gt;</p> <p>「解剖学」「解剖学演習」「生理学」「病理学」<br/>「病態学」「内科学」</p> <p>&lt;安全管理 感染対策&gt;</p> <p>「医療安全管理学Ⅰ」</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>「臨床医学」</p> |
| 4 年次生への<br>進級 | 1 年次から 3 年次までに配当された必修科目の単位をすべて修得していること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

2・3 年次または 4 年次への進級要件を満たせなかった学生は進級できず、当該学年に留年となる。留年した場合、正規に進級してきた学生と同じ教養課程および進級課程・卒業要件が適用される場合がある。2024 年度以前の入学生が留年し、2025 年度以降の入学生と同学年となった場合には、履修規程および読み替え基準に基づき、該当科目の単位の読み替えを実施する。

### 3) 卒業認定基準

卒業認定については、ディプロマ・ポリシーに定める能力を総合的に涵養したことを判定するものであり、学則第 34 条(卒業及び学位の授与)に、「学長は、修業年限に規定する期間以上本学に在籍し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学部等規定で定める卒業の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。」と定めており、教務委員会及び教授会内の判定会議による審議を経て、卒業判定を確定している。

【表 3-1-4】卒業要件

令和 6(2024)年度以前入学生

| 科目区分   | 必修科目  | 選択科目    | 卒業要件                                                                                   |
|--------|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎教育科目 | 12 単位 | 10 単位以上 | 合計 126 単位以上を修得すること<br>(学則第 11 条 4 項の規定によって修得した単位は卒業要件として修得すべき単位数から 64 単位を除いた単位数を上限とする) |
| 専門基礎科目 | 32 単位 | 規定なし    |                                                                                        |
| 専門科目   | 72 単位 |         |                                                                                        |

令和 7(2025)年度以降入学生

| 科目区分   | 必修科目  | 選択科目    | 卒業要件                                                                               |
|--------|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎教育科目 | 15 単位 | 12 単位以上 | 合計 126 単位以上を修得すること(学則第 11 条 4 項の規定によって修得した単位は卒業要件として修得すべき単位数から 64 単位を除いた単位数を上限とする) |
| 専門基礎科目 | 33 単位 | 規定なし    |                                                                                    |
| 専門科目   | 63 単位 | 3 単位    |                                                                                    |

#### 4) 学位授与

学位授与にあたっては、「大阪物療大学学位規則」第 3 条(学位授与の条件)にて、「学位は、学長が、「学則」第 34 条第 1 項に規定する卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。」と明記しており、教授会内の判定会議による審議を経て、ディプロマ・ポリシーを満たしていると卒業の判定を受けた学生に「学士(診療放射線学)」を授与している。【資料 4-1-12】

#### 5) 厳正な適用

本学では、各々の規定に明確に定められた基準に基づき全教員出席の拡大教授会における審議を経て単位認定、進級認定、卒業認定を確定することにより、その厳正な適用を行っている。

単位認定においては、各学期末に各科目責任者が本学の定める単位認定基準に則り、各科目の単位認定案を提出し、全科目の単位認定案を取りまとめたものを全教員出席の拡大教授会での審議を経て最終的な認定を行っている。定期末試験不合格者には補習等を実施したのちに当該科目に対して再試験を実施(2025 年度入学生を除く)し、評価基準(60 点)未満たない場合には、規定に則り厳格に単位不認定としている。

参考として、2024 年度の単位認定率は 1 年次生 89.9%、2 年次生 82.5%、3 年次生 98.2%、4 年次生 68.8%であった。

このように厳正な単位認定に基づき進級および卒業の判定案を作成し、同様に全教員出席

の拡大教授会での審議を経て承認している。2024 年度の進級率は、2 年次生へ 94.0%、3 年次生へ 65.0%、4 年次生へ 89.7%で、卒業率は 68.4%であった。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 4-1-1】 [https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip\\_policy.html](https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html)

【資料 4-1-2】 大阪物療大学教授会規程

【資料 4-1-3】 学生便覧、シラバス

【資料 4-1-4】 大阪物療大学学位規則

【資料 4-1-5】 大阪物療大学保健医療学部履修規程

【資料 4-1-6】 大阪物療大学教授会規程

## 4-2. 教育課程及び教授方法

### ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### ④教養教育の実施

### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、大学案内や大学ホームページに掲載し広く社会に公開している。学内においては、新入生オリエンテーションでその趣旨を説明するとともに、全学生が参照できるよう「学生便覧・履修要項」および「講義計画書(シラバス)」に記載し、周知を徹底している。

#### 4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーが掲げる 3 つの能力（「基礎知識・技術」「人間性・倫理観」「協働・探求心」）を育成するため、カリキュラム・ポリシーを策定している。表 4-2-1 に示す通り、ディプロマ・ポリシーの各項目に対応する具体的な教育方針をカリキュラム・ポリシーに定めており、両者の一貫性を確保している。

【表 4-2-1】ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性

| ディプロマ・ポリシー                                              | カリキュラム・ポリシー                                      |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。 | 1 革新進歩し高度化する保健医療に柔軟に対応できる幅広い基礎的・専門的な知識と技術を身につける。 |

|                                                             |                                                             |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。 | 2 高い医療倫理観を養い、対人関係における意思疎通力と指導力を身につけ、医療環境への適正維持・安全管理技術を修得する。 |
| 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身につけ、医療の向上に寄与できる能力を持っている。  | 3 チーム医療体制における医療スタッフとの協調・協働姿勢を涵養し、医療向上に貢献できる研究・研鑽力を身につける。    |

#### 4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3つの科目区分を段階的に配置し、基礎から専門へと学修を深化させる体系的な編成を行っている。

「基礎教育科目」は、「自然科学の基礎」「論理的思考の基盤」「人間社会の基本」「コミュニケーションスキル」「ゼミナール」の5つの科目群から編成されている。ここでは、学部教育を受ける上で必要となる基本的な学修スキルの修得、将来の職業に対する動機づけ、科学的な見方や考え方、情報化社会への対応能力、幅広い視野と豊かな人間性、多様化・グローバル化する医療現場に対応できる基本的なコミュニケーション能力等を身につけるための教育を展開している。

「専門基礎科目」では、診療放射線技師に求められる医学的知識及び理工学的知識をバランスよく持ち合わせ、専門科目に繋がる基礎力を形成することを目的とし、「基礎医学系」「臨床医学系」「医用理工学系」「放射線科学系」の4つの科目群から編成されている。ここでは、基礎医学の知識、他職種との連携に関する知識、機器や装置の構造理解に必要な知識、診療放射線技術に関する基礎知識を身につけるための教育を展開している。

「専門科目」では、「診療画像技術学」「核医学検査技術学」「放射線治療技術学」「医療画像情報学」「放射線安全管理学」「医療安全管理学」「実践臨床画像学」の7つの科目群で編成することにより、医療現場において必須となる基礎的な知識と基本的な技能を体系的に身につける教育を展開している。また、各分野で学んだ知識と技術を統合的に結び付け、総合的な判断力や実践的な応用能力、課題探求能力、研究能力など診療放射線技術を発展させる力を育成することを目的に「臨床実習」及び17科目からなる「発展と統合」の2つの分野を配置している。



【図 4-2-1】保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程区分

シラバスの作成においては共通の様式を用い、指定された 21 項目を記載することで内容を充実させている。この項目には当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連、アクティブ・ラーニングの実施、確認テストやレポートに対するフィードバックの方法などが指定されており、当該科目を履修する学生に対して十分な情報を提供している。また、各教員により作成されたシラバスは、教務委員会にて内容の点検・確認を行っている。

学生の負担を考慮し、1 年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、演習科目および実験・実習科目を除き年間 47 単位と定めている。卒業要件単位数としては、必修科目である「基礎教育科目」15 単位、「専門基礎科目」33 単位、「専門科目」63 単位と選択科目から 15 単位以上を含む、合計 126 単位以上（2025 年度入学生）と定めている。

#### 4-2-④教養教育の実施

本学の学生が将来的に従事する診療放射線技師という職業は、高度な専門性と基礎学力を必要とする医療系専門職である。そのため、入学時点で数学・物理を中心とした理科系基礎科目の一定水準の修得が望まれる。しかし、数学の基礎理解が不十分なまま入学する学生も一定数存在し、単位未修得や退学に至る事例が確認されている。

この状況を踏まえ、本学では基礎学力不足による学修上の支障を未然に防ぎ、すべての学生が円滑に専門教育へ移行できる環境整備を進めている。その一環として、ライズ株式会社と連携し、入学前から理科系基礎科目の補習を体系的に実施できるリメディアル教育用 e ラーニングシステム「Butsuryo ラーニング」を導入した。

「Butsuryo ラーニング」では、数学・理科・国語・算数・社会の主要 5 科目を PC やス

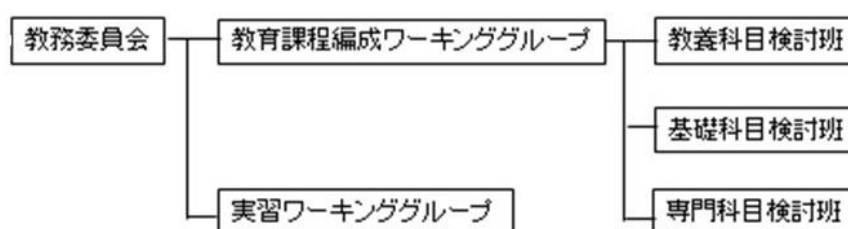
スマートフォンを利用した学習が可能であり、とくに数学と理科は段階的に学習できる構成となっている。数学ではベーシックとスタンダードの2コースを設け、学生の理解度に応じた学習が可能である。さらに、実力診断テストにより学習到達度を可視化し、ドリル課題を反復練習することにより苦手分野を重点的に補強できるほか、教員は管理機能を通じて学生の学習状況を把握できる。

また、「Butsuryo ラーニング」は、入学後も有効に活用しており成果を上げている。2025年度には、1年次生を対象に基礎学力テストを定期的実施し、その結果をもとに数学物理系の基礎科目である「基礎数学・物理学」「数学」「物理学」の各科目で実力別クラス編成制度を導入した。リメディアルクラスでは正規授業に加えドリル課題による反復演習を実施し、基礎学力の補完と定着を図った。一方、理解度の高いクラスには応用的な演習課題を提供し、より高い学力向上を促した。さらに、「Butsuryo ラーニング」テスト成績に応じた段階的なクラス替えを行うことにより、学生一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導を可能としている。

2026年度からは、総合型選抜入試および推薦入試の入学予定者に対し、主要科目である数学・理科の入学前課題として「Butsuryo ラーニング」の受講を課している。【資料 4-2-e, 4-2-f】 学生の学習進捗はリアルタイムで把握され、遅れが見られる場合には個別に連絡して学習計画の調整や補習への参加を促すなど、きめ細かな支援体制が整えられている。

これらの取り組みにより、入学時点での学生間の基礎学力のばらつきを是正し、必要な知識の確実な修得を図るとともに、入学後も理解度に応じた学力別クラス編成を行い、専門教育への円滑な移行を支える体制を構築している。

本学では、教養教育の運営体制を整え、建学の精神と教育の理念に則った医療人育成に適した教養教育を展開するため、教務委員会の下部組織である教育課程編成ワーキンググループに「教養科目検討班」を設置し、3人の教員を配置している。【図 4-2-2】



【図 4-2-2】保健医療学部診療放射線技術学科の教務委員会組織図

この教養科目検討班により、アカデミックスキルを向上させる「医療英語(1年後期)」・「医療中国語(1年後期)」・「医療スペイン語(1年後期)」・「アカデミックスキル(1年後期)」を配し、医療人としての資質・ヒューマンスキルを向上させるためのゼミナール等が平成31(2019)年度より新規開講され、医療人として必要とされるアカデミック/ヒューマンスキルを低学年次から教育している。

#### 4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、診療放射線技術学の理論と実践の融合に向けて、理工学系の基礎科目を専門とする教員と、診療放射線技術に関する豊富な知識と技術、実務経験を有する教員をバランスよく配置している。

医療人としての資質を涵養するために、各科目においてアクティブ・ラーニングを積極的に導入し、学生間でディベートの機会を設けるように指導している。将来、患者さんに適切な説明ができる必要があるため、コミュニケーションは非常に大切である。資料を短時間でまとめる能力の向上を目指し、授業ノートの作成を推奨したり、授業後半に小テストを実施する科目もある。また、科目の特性に応じて複数の教員を配置し、オムニバス形式の講義を柔軟に取り入れるとともに、実験・実習科目については全専任教員が一丸となってより効果的な教育の実践にあたっている。【表 4-2-2】

【表 4-2-2】主なオムニバス科目

|                        | 科目名                                                                       |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 年次<br>(2025 年度入学生)   | 「物療科学ゼミナール」<br>「診療放射線科学ゼミナール」<br>「理工学実験Ⅰ」                                 |
| 2 年次<br>(2024 年度以前入学生) | 「ゼミナールⅡ」<br>「理工学実験Ⅱ」<br>「放射線技術学実習Ⅰ・Ⅱ」                                     |
| 3 年次<br>(2024 年度以前入学生) | 「ゼミナールⅢ」<br>「臨床実習ゼミナールⅠ・Ⅱ」<br>「放射線技術学実習Ⅲ・Ⅳ」<br>「研究法入門」<br>「臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲa・Ⅲb」 |
| 4 年次<br>(2024 年度以前入学生) | 「ゼミナールⅣ」<br>「総合演習」<br>「卒業研究 a・b」                                          |

数学・物理系の基礎科目については、入学後に学修上の困難を感じる学生が多いことから、1 学年を複数クラスに分けて授業を行う複数クラス制、および学期を複数のタームに分割して授業を実施する複数ターム制を採用し、少人数で効果的に学修できる環境を整えている。さらに、2025 年度以降の入学生に対しては、これらの複数クラスを学力別に編成し、特にリメディアルクラスにおいては「Butsuryo ラーニング」のドリル課題を活用して基礎学力の補強を図るなど、学生個々の学力に応じた学習支援を実施している。また、各ターム終了時には「Butsuryo ラーニング」の基礎学力テストを実施し、その結果に基づいてリアルタイムの学力に応じたクラス再編を行っている。このように、学習者の特性に応じた教授方法の工夫と教育設計の改善を重視し、基礎科目教育の質向上に継続的に取り組んでいる。

また、国家資格である診療放射線技師という医療専門職を養成する大学として、臨床実習に係る教育に重点を置いている。教員一人ひとりが担当の施設・学生を受け持ち、将来の診療放射線技師を育てる使命と責任感を持って学生指導を行う体制を整えている。臨床実習を控えた3年次生に対しては、臨床実習の事前教育として、臨床実習の目的と心構えを理解し、臨床現場に対応できる知識・技能・態度を身につける「臨床実習ゼミナール」を開講している。また、近隣医療施設とのネットワークを活かし、学内実習の一部において臨床現場の第一線で活躍する診療放射線技師を外部講師として招き、より実践的な実習指導を行っている。

【表 4-2-3】「臨床実習ゼミナール」授業内容(抜粋)

|                     |
|---------------------|
| 「臨床実習の心構え」「感染症対策講座」 |
| 「個人情報保護講座」「X線教育訓練」  |
| 「事故対策講座」「臨床実習の実践」   |

【表 4-2-4】臨床技能実習項目

|                                 |                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| 検査対応能力および患者接遇能力                 | ①患者対応(面接)<br>②検査技術<br>③移乗動作<br>④手指衛生 |
| 臨床画像評価能力<br>(正常画像解剖、主要疾患画像の理解度) | 口頭試問、筆記試験等                           |

卒業研究では、博士の学位を持つ教授陣を中心に全教員で研究指導にあたるとともに、研究指導だけではなく学修や就職に関する相談にも応じるなど、少人数教育の利点を活かした親身な指導を行っている。卒業研究の成果は研究報告書にまとめられ、ポスター発表という形で在学生や一般の来観者に公表している。令和2(2020)～令和4(2022)年度の卒業研究では、新型コロナウイルスへの対応から、一般の方への参観は中止し、ポスター発表はオンラインで行われたが、令和5(2023)年度以降は、従前通りポスターを大学内のアリーナや講義室に展示して、対面で発表を行った。

講義全般の質向上に向けて、FD委員会が中心となり、以下の組織的な教育改善活動(FD活動)を体系的に実施している。

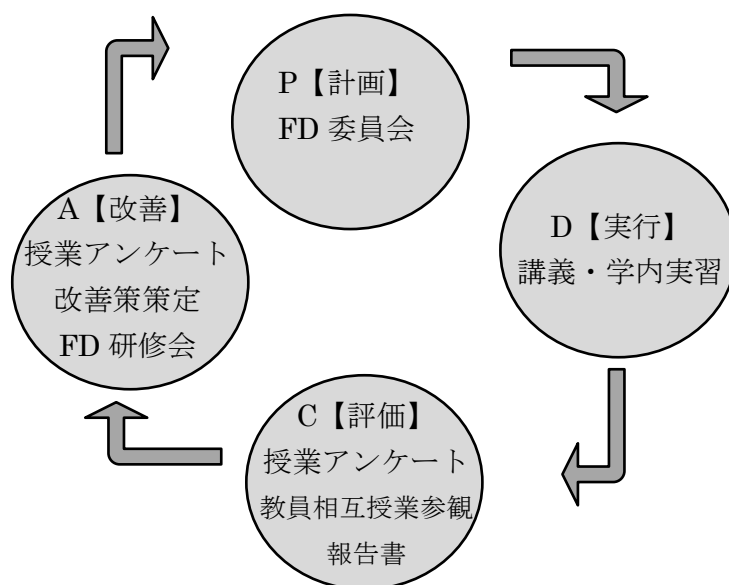
**授業アンケート：**全開講科目を対象に学期末に実施している。結果は各担当教員へフィードバックされ、教員はそれに基づき次学期に向けた「授業改善報告書」の作成が義務付けられている。これにより、学生の意見を起点とした継続的な授業改善を促している。令和7(2025)年度前期は開講された(2025年度前期：対象96科目、回答率33.5%)【資料4-2-12】

**教員FD研修会：**授業アンケートの結果から重点項目を抽出し、授業改善のための具体的な内容について全教員で具体的な授業改善策を議論・共有し、次学期または次年度の授

業の改善を目指した組織全体の教育力向上を図る。令和 7(2025)年度は前期に「LMS (Learning Management System) の活用法」という内容で研修会が開催された。

**教員相互授業参観：**年度ごとに全教員を対象に、他教員の授業を参観し評価・報告する制度を導入している。教員が互いの教授法から学び、客観的な視点を得ることで、自己の教育スキルを研鑽する機会となっている。

授業アンケートと授業改善策を中心とする教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価の流れは、教育改善の PDCA サイクルの仕組みとして、適切に機能していると判断している。【図 4-2-3】



【図 4-2-3】教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価の流れ

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 4-2-1】 [https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri\\_policy.html](https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html)

【資料 4-2-2】教務委員会・教授会

【資料 4-2-3】学生便覧、シラバス

【資料 4-2-4】学生便覧

【資料 4-2-5】大阪物療大学保健医療学部履修規程

【資料 4-2-6】大阪物療大学教授会規程

【資料 4-2-7】「講義計画書（シラバス）」作成について

【資料 4-2-8】大阪物療大学教授会規程

### 4-3. 学修成果の把握・評価

#### 4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学は、政令指定都市・堺市における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与するとともに、地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元することを目的としている。また、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地

域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与することを目的とする。この教育目的をふまえて制定された3つのポリシーに基づき教育課程を編成し、日々の教育を実践している。

この3つのポリシーを踏まえた上での学修成果の点検・評価方法として、卒業時に教務に関するアンケートを実施し、学生の意識調査、満足度を調査している。また、採用いただいた施設へのアンケートも実施し学修成果の点検・評価を行っている。

また、医療人を目指す学生として必要となる、他者との協調・協働力・人間性について、ゼミナールⅠa・Ⅰb（令和7(2025)年度から「物療科学ゼミナール」「診療放射線科学ゼミナール」）・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、理工学実験・放射線技術学実習、臨床実習を通じて育むよう教育を行っている。

本学が診療放射線技師の養成を目的とした大学であることから、診療放射線技師国家試験の合格率、また就職率からも教育目的の達成度を評価している。令和6(2024)年度の家試験合格率82.1%、就職率98.2%であることから、教育目的の達成に向けた本学の取り組みは十分に評価できるものと考ええる。

#### 4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学は、診療放射線技師を養成する大学として単一学部、単一学科で運営を行っている。学修成果としては、資格取得状況がそれを示す一つの指標と考えられる。令和6(2024)年度第77回国家試験の合格率は82.1%であった。

本学の就職における目標は、診療放射線技師として免許を取得し、病院施設・健診施設への就職を中心に、関連企業への就職などが考えられる。また、本学での学びをより習熟させるために、大学院進学希望者も増加してきている。令和6(2024)年度の卒業生の就職率は、98.2%であり、十分な学修成果が得られていると考える。また、就職先も国公立病院、大学病院をはじめ、私立病院まで多岐にわたるが、学生の希望する施設への就職を実現している。

また、就職先施設に対しアンケート調査も行なっている。就職先への調査については現場責任者に対し可能な限り直接ヒアリングを行うことによって、受入側の観点からの具体的な情報を入手することとした。医療業界では職場におけるチームの一員として周囲とコミュニケーションを図り、協調して仕事に従事することが重要視されているなか、アンケートの結果として本学卒業生にはコミュニケーション能力が備わっていると28%の施設より回答があった。これは小規模大学の特徴を活かし、学生が積極的に教職員とコミュニケーションをとることでコミュニケーション能力の向上につながったと評価している。しかしながら、全体的な専門知識が不足しているとの回答も多くみられ(7.6%)、この評価を真摯に受け止め、次年度以降の学修指導の改善につなげたいと考えている。

さらに、卒業生に対する大学教育に関する満足度のアンケートも行なっており、令和6(2024)年度の集計結果では、「教育内容について満足している」が、あてはまる・ややあてはまる：86%、以下同様に基礎教育科目授業内容：84%、専門基礎科目・専門科目授業内容：88%、学内実習：92%、卒業研究：94%、国家試験対策：88%と高い評価を得ている。一方でシラバスの有効活用：64%、講義における対話・討論型の授業：62%、授業アンケート有効活用：64%と高い評価でなく、今後の検討課題になっている。【資料 4-3-1】

学生の意識調査については、1年に1度全学年に対して「学生生活等に関するアンケート」を実施し、自己学習時間や身につけたい能力等を調査している。調査結果は、学生委員会にて審議し、大学運営会議にて報告している。また、学生に対しては学内への掲示にて公開することで、自身の学習時間や学生生活の中で身につけたい能力等について見直すきっかけとして役立てている。【資料 4-3-1】

平成 30(2018)年度より、ディプロマ・ポリシーの達成度を測り、本学における教育活動の評価と改善について把握することを目的とし、就職先施設にアンケート調査を行っている。結果については、在学生のキャリア教育及び就職支援活動に活用している。【資料 3-3-e】【資料 3-3-f】本学の卒業生に対しても、就職先施設へのアンケートと同様にアンケートを行うことで、卒業生自身の意識の観点からディプロマ・ポリシーの達成度を測定している。【資料 3-3-g】

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 4-3-1】大阪物療大学保健医療学部履修規程

【資料 4-3-2】学生便覧

【資料 4-3-3】大阪物療大学ディプロマ・ポリシー

【資料 4-3-4】大阪物療大学教授会規程

【資料 4-3-5】IR

【資料 4-3-6】大阪物療大学教授会議事録

#### [基準 4 の自己評価]

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

入学前後の基礎学力差に対応するため、e ラーニングを活用したリメディアル教育と学力別クラス編成を導入し、専門教育への円滑な移行を実現している。教養教育の体系化、アクティブ・ラーニングや FD 活動、臨床実習・卒業研究まで一貫した少人数教育により、学修成果の向上と国家試験合格・就職実績につながっている。

学生の意識調査として、年に 1 回「学生生活等に関するアンケート」を実施している。

就職先施設へのアンケート調査を実施し、学修成果の点検・評価を行っている。

##### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

就職先施設からはコミュニケーション能力への評価が高い一方、専門知識の不足を指摘する意見も見られた。また、卒業生アンケートでは、シラバスや授業アンケートの活用、対話・討論型授業の充実については、さらなる改善の余地があることが明らかとなっている。

##### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では診療放射線技師の国家試験合格力を一層向上させるために、**データに基づく戦略的な教育改善を推進している**。具体的には、国家試験の出題傾向に精密に準拠した高品質な問題を用いる特別試験の実施や、11・12 月時点で国試受験者を選抜し合格率の最大化を図る卒業見込判定試験の導入など、実践的かつ戦略的な取り組みを強化している。さらに、模試成績や学修履歴などのデータ分析にも継続的に取り組み、GPA と

模擬試験成績の関連性を検証することで、低学年次における学修成果を4年次教育や国家試験対策へ効率的に反映させ方策を検討している。これらの試験制度とデータ分析の成果は、苦手科目の早期強化や国家試験対策講座の改善に活用するとともに、次年度以降の4年次教育設計にも反映し、学生の学力成熟度に応じた最適な学習環境の構築を進めている。今後も本学はデータに基づく教育改善を継続的に推進し、学生一人ひとりの学習状況に応じた支援体制を充実させることで、国家試験合格力の最大化を図っていく。

就職内定に関しては学力のみで達成できるものではないことから、就職先アンケートの結果を詳細に分析し、医療機関が求める人物像を踏まえた指導を1年次から体系的に実施することも検討している。学生や就職先である医療機関のニーズに柔軟に対応し、学力と人間力の双方を備えた学生を育成することで、採用試験において本学の学生が選ばれる教育体制の構築を目指す。そのため、今後も教職員が一丸となって連携し、教育・指導の充実に取り組んでいく必要がある。また、普段の授業におけるアクティブ・ラーニングのさらなる導入や、ボランティアなどの課外活動の充実も図っていく予定である。加えて、大学以外での「学び」を通じて、コミュニケーション力豊かな社会人・医療人を育成することで、今後も高い就職率を保ち、これを学修成果の指標として位置付けていきたい。

また、在学生の学修状況を分析に基づき、2025年度の新入生より新カリキュラムを導入・運営を開始した。本カリキュラムに導入された「物療科学ゼミナール」や「診療放射線科学ゼミナール」は、大学生としての基礎力向上と早期医療体験の機会を提供するもので、学生からは非常に好評を得ている。新カリキュラムの成果が表れるのは数年後となるが、初年次教育の充実は今後の学習成果向上に大きく寄与するものと期待している。

また、今後もアンケート結果等を通して学生の学修成果を把握し、教職員間で情報共有を行い、学修指導の改善に活用していきたい。

学生や就職先である医療機関のニーズに柔軟に対応し、学力だけでなく人間力ともに高い学生を育成するために、今後も就職先アンケートを実施していく。アンケート結果については細かく分析し、採用試験で本学の学生を選んでもらえるように今後も教職員が協力していく必要がある。

## **基準 5. 教員・職員**

### **5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性**

#### **①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

#### **②権限の適切な分散と責任の明確化**

#### **③職員の配置と役割の明確化**

##### **(1) 5-1 の自己判定**

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

本学の学長は、設置法人の理事長を兼任しており、教学および法人運営の両面において重要な意思決定権限を有している。

学内には、審議機関である各委員会、教授会、大学運営会議、さらに諮問機関である評議員会が設置されており、これらが有効に機能することで、必要な審議を経た上での意思決定体制が確立されている。学長は、法人の最高意思決定機関である理事会に加え、大学運営会議および教授会にも出席し、学生の声から教学運営、法人経営に至るまで、全体的な動向と課題を的確に把握している。

また、最終的な意思決定が学長に委ねられている場合や、学長の判断に一任される事項については、その責任のもと適切な判断を下し、大学運営が行われている。以上より、学長は教学マネジメントにおける責任を十分に認識し、その職責を果たすとともに、大学の業務運営および意思決定において的確なリーダーシップを発揮していると評価できる。

**②権限の適切な分散と責任の明確化**

本学では、大学が自らの使命や教育理念を踏まえて策定した3つのポリシーに基づき以下の組織が規程に定められたそれぞれの権限と責任に応じて、教学マネジメントを行っている。

1) 大学運営会議

学長が議長となり、以下に挙げる教育研究に関する重要事項を審議する最高意思決定機関である。

- ①大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項
- ②学部、学科その他の管理・運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項
- ③学則その他の管理・運営に関する重要な規程の制定または改廃に関する事項
- ④教育職員・事務職員人事の方針に関する事項
- ⑥大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項
- ⑦大学の内部質保証の推進に関する事項
- ⑧その他大学の運営に関する重要事項【資料 5-1-a】

2) 教授会

常勤の専任教授で構成され、学長が議長を務める。また、教授会の意見を聴くことが必要なものとして以下を内規として学長が定め、あらかじめ周知している。

- ①学生の休学、復学、転学、退学、除籍その他学籍の変更に関する事項
- ②学生の懲戒に関する事項
- ③他の大学又は短期大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定に関する事項
- ④その他教育及び研究に関する重要事項 【資料 5-1-b】 【資料 5-1-c】

### 3) 教務委員会

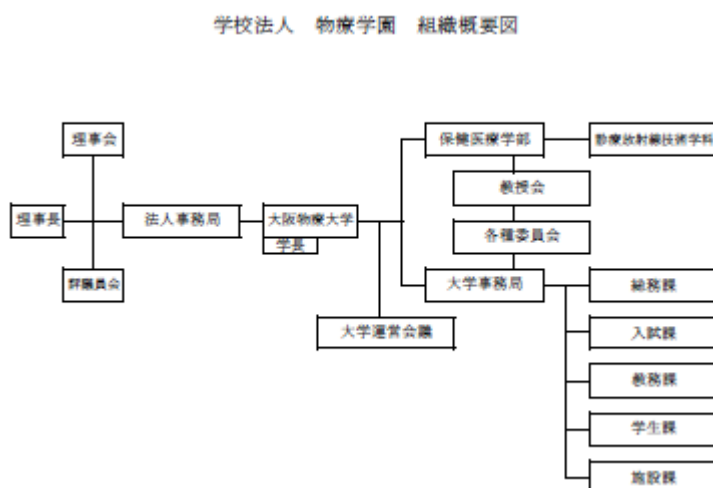
本学では、大学運営会議の基本方針の下、学部の教務に関する事項を審議し、学部内の連絡調整を図ることを目的として、学科長が議長を務める教務委員会を設置している。

【資料 5-1-d】 PDCA サイクルに基づく教育の質保証を目的とした自己点検・評価は、大学運営会議および大学評価委員会による組織体制のもとで実施されている。さらに、IR ワーキンググループでは、本学の活動に関する各種データの収集・分析を通じて、業務運営の継続的な改善に取り組んでいる。このような取り組みにより、本学は一定の教学マネジメント機能を備えていると評価できる。

加えて、大学運営会議の下に教授会および教務委員会を配置することで、権限の適切な分散と責任の明確化が図られ、大学の使命・目的に基づいた意思決定および教学マネジメントを推進する体制が構築されている。

### ③職員の配置と役割の明確化

本学の組織編制は、「学校法人物療学園組織規程」（以下「組織規程」という。）により、学園全体の職制及び職務を明確にし、適性且つ円滑な管理運営を行うための組織を策定している。【図 5-1-1】



【図5-1-1】学校法人物療学園組織図

本学における事務局の役割は、「学校法人物療学園事務分掌規程」（以下「事務分掌規程」）により明確に定められており、役割分担の明確化に基づく適切な人員配置がなされている。令和 8（2026）年 5 月 1 日現在、事務職員は 17 名（専任、嘱託、臨時を含む）で構成され、事務局長が全体を統括している。さらに、業務の効率化と柔軟な対応を可能にするため、事務分掌規程第 9 条において「（前略）事務分掌外の業務を指示することができる」と規定し、業務分担に一定の柔軟性を持たせている。

あわせて、「学校法人物療学園文書取扱規程」第 19 条および別表第 2 により、決裁事項の専決権限を定め、適切な権限分散を図っている。また、大学の最高意思決定機関である大学運営会議には、教員に加えて、事務局長、入試課長、教務課長、学生課長、総

務課長などの事務職員も構成員として参画しており、教職協働による運営体制を確保するとともに、学内における意思統一を促進している。以上のことから、本学においては、大学事務局に必要な職員の配置と役割が明確に定義されており、教学マネジメントを補佐する機能が一定程度整備されていると評価できる。【資料 5-1-e】 【資料 5-1-f】 【資料 5-1-g】 【資料 5-1-h】

#### ◆エビデンス集 資料編

- 【資料 5-1-1】 学校法人物療学園 組織図
- 【資料 5-1-2】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 5-1-3】 学校法人物療学園組織規程
- 【資料 5-1-4】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料 5-1-5】 教授会の意見を聴くことが必要なものとして定める事項に関する内規
- 【資料 5-1-6】 教授会の開催日時・議題一覧（2024、2025 年度）
- 【資料 5-1-7】 大阪物療大学懲戒規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人物療学園 組織図
- 【資料 5-1-9】 学校法人物療学園事務分掌規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人物療学園事務人事制度規程
- 【資料 5-1-a】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 5-1-b】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料 5-1-c】 教授会の意見を聴くことが必要なものとして定める事項に関する内規
- 【資料 5-1-d】 大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程
- 【資料 5-1-e】 学校法人物療学園組織規程
- 【資料 5-1-f】 学校法人物療学園事務分掌規程
- 【資料 5-1-g】 学校法人物療学園文書取扱規程
- 【資料 5-1-h】 大阪物療大学会議・委員会一覧（2024 年度、2025 年度）

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配

本学の教育組織の編成は、大学設置時に定められた建学の精神に基づき、単なる技術者の養成にとどまらず、「ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持ち、人の心と温かさがわかる専門職業人の育成」を教育理念としている。

この理念のもと、学生に対して「心」を込めた責任ある教育を実現するため、大学設置基準に従い、適正な数の専任教員を配置している。

保健医療学部診療放射線技術学科においては、教育課程を「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の三つのカテゴリーに体系的に編成し、教養教育から専門教育ま

で一貫した履修が可能となるよう設計されている。各科目の内容や特性に応じ、教育上・研究上・または実務上の優れた知識、能力、実績を有する専任教員を適切に配置している。また、人材育成の目的達成に向けて、教育上主要と認められる講義には原則として専任教員を配置しており、主要科目以外についても可能な限り専任教員を担当させることで、教育の質の確保に努めている。

本学では、専任教員の採用にあたり、大学設置基準における「教員の資格」の規定に基づき、人格・学歴・職歴および教育研究上の業績を総合的に評価することを選考の基本方針としている。また、診療放射線技師養成所指定規則第2条に則り、必要数の診療放射線技師または医師を確保し、教育体制の整備を図っている。採用に際しては、「学校法人物療学園任期制雇用に関する規程」、「大阪物療大学教育職員候補者選考規程」、「大阪物療大学教員選考基準」等に基づき、公募による選考を実施しており、専任教員・兼任講師のいずれも厳正な手続きの下で採用している。これにより、教育研究活動の活性化と年齢構成の適正化を推進している。昇任および教員評価については、「学校法人物療学園教員業績評価に関する規程」に基づいて運用されており、業績評価委員会が教員の職務状況を定期的に総合評価している。学長はその評価結果を、教育研究活動の質的向上および活性化に活かすとともに、処遇にも適切に反映させている。【表 5-2-2】 【表 5-2-3】 【表 5-2-4】 【表 5-2-5】 【資料 5-2-a】 【資料 5-2-b】 【資料 5-2-c】 【資料 5-2-d】 【資料 5-2-e】

【表 5-2-2】 大学設置基準に基づく専任教員数確認表

| 項目                 | 教員数 | 教授数 |
|--------------------|-----|-----|
| 大学設置基準で定める<br>必要人数 | 21  | 11  |
| 本学保健医療学部の<br>教員数   | 17  | 11  |

(令和 8(2026)年 5 月 1 日現在)

【表 5-2-3】 診療放射線技師学校養成所指定規則に基づく専任教員数確認表

| 項目               | 診療放射線技師又は医師<br>またはこれと同等以上の<br>学識経験を有する者 | 免許を受けた後 5 年以上<br>診療放射線技師として<br>業務している者 |
|------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 指定規則で定め<br>る必要人数 | 9                                       | 3                                      |
| 本学保健医療学<br>部の教員数 | 9                                       | 9                                      |

(令和 8(2026)年 5 月 1 日現在)

【表 5-2-4】大阪物療大学保健医療学部年齢別教員数

| 29 歳以下 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60～69 歳 | 70 歳以上 | 合計 |
|--------|---------|---------|---------|---------|--------|----|
| 0      | 0       | 4       | 6       | 4       | 3      | 17 |

(令和 8(2026)年 5 月 1 日現在)

【表 5-2-5】教員採用・選考などに関する規程一覧

| 規程等の名称                            |
|-----------------------------------|
| 学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程【資料 5-2-a】 |
| 学校法人物療学園給与規程【資料 5-2-b】            |
| 大阪物療大学兼任講師に関する規程【資料 5-2-c】        |
| 大阪物療大学兼任講師給与規程【資料 5-2-d】          |
| 学校法人物療学園任期制雇用に関する規程【資料 5-2-1】     |
| 大阪物療大学教育職員候補者選考規程【資料 5-2-e】       |
| 大阪物療大学教員選考基準【資料 5-2-3】            |
| 学校法人物療学園教員業績評価に関する規程【資料 5-2-4】    |

#### ◆エビデンス集 資料編

- 【資料 5-2-1】学校法人物療学園任期制雇用に関する規程
- 【資料 5-2-2】大阪物療大学教育職員候補者選考規程
- 【資料 5-2-3】大阪物療大学教員選考基準
- 【資料 5-2-4】学校法人物療学園教育職員業績評価に関する規程
- 【資料 5-2-a】学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程
- 【資料 5-2-b】学校法人物療学園給与規程
- 【資料 5-2-c】大阪物療大学兼任講師に関する規程
- 【資料 5-2-d】大阪物療大学兼任講師給与規程
- 【資料 5-2-e】大阪物療大学教育職員候補者選考規程

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 1) 研修について

本学では、FD 委員会が中心となり、計画的かつ体系的に FD 研修会を実施している。研修会では、学修成果の向上を目的とした効果的な教授方法や ICT 活用法等のテーマを取り上げ、教員の教育力向上を図っている。研修の実施により、教員間での情報共有や

相互協力が促進され、授業改善に直結する実践的な知見が得られている。【表 5-3-①-1】

【表 5-3-①-1】FD 研修会開催一覧

| 開催日             | テーマ                             | 参加人数（人） |
|-----------------|---------------------------------|---------|
| 2025 年 5 月 15 日 | 新任教員 FD 研修                      | 3       |
| 2025 年 9 月 16 日 | 「LMS の活用法」                      | 21      |
| 2026 年 3 月 12 日 | 「大学生のメンタルヘルス：よりよい学生生活をサポートする方法」 | 20      |

## 2) FD 活動について

本学では、学生の学修状況や授業への意見を的確に把握するため、学期ごとに授業アンケートを実施し、その結果を全教員へ迅速にフィードバックしている。講義科目は原則として学期末に年 2 回（前期・後期）実施し、オムニバス形式の演習・実習科目についても各学期末にアンケートを行い、翌年度の授業改善に活用している。

授業アンケートの導入により、学生の評価や指摘を講義運営に反映させることが可能となり、授業進行方法や教材のあり方など、教員自身の授業改善に直結する重要な示唆が得られている。アンケート結果は FD 委員会で分析後、学内掲示や授業内での説明等により学生へフィードバックし、双方向性のある教育改善サイクルを確立している。また必要に応じて FD 委員長による担当教員への聞き取りも行い、授業改善のための実効性を高めている。加えて、令和 4(2022)年度後期より学生 FD スタッフの活動を再開し、アンケート期間外における学生の意見収集にも取り組んでいる。学生の視点を継続的に取り入れることで、授業改善の実効性がさらに高まっている。

さらに、授業内容や学生指導に関する教員間の情報共有を目的に、各学期に 1 回 FD 研修会を開催している。研修テーマは国家試験対策、学生のメンタルサポート、ICT 活用、教員研修の報告など多岐にわたり、実践的な改善活動に結びついている。

また、教員相互による授業参観を年 1 回実施し、全教員が前期または後期に少なくとも 1 回、同僚教員の授業を参観することを義務付けている。参観後は優れた点や改善点を報告書としてまとめ、学内で共有することで、授業改善に向けた知見の共有や教授法の標準化を推進している。

## 3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も授業アンケートを継続的に実施し、得られた意見に基づく改善策を全教職員が確実に実行する体制を維持する。また、アンケート期間外でも学生の声を積極的に取り上げ、双方向的な授業改善の推進を図る。相互授業参観で得られた優れた実践例は FD 研修会等で共有し、全教員の教授力向上につなげる。FD 研修会では、オンライン授業、ハラスメント対応など、社会的要請や教育環境の変化に即応したテーマを取り上げ、教育の質向上を継続的に図る。

本学では医療専門職教育に加え、教養教育の充実にも取り組んでおり、今後はその教

育効果の評価・検証を継続し、必要に応じて改善を進める。さらに教養教育に関するテーマをFD研修会で取り上げ、教員間の知識共有を推進する予定である。

学生FDスタッフ制度については、学生自治会の協力を得て、各学年2名の募集を行い、教職員と月1回の意見交換会を定期的を開催する。今後は1年次生の募集、学生FDスタッフのFD研修会への参加、広報誌の発行やWebサイト掲載の強化など、活動の裾野拡大を計画している。また、引き続き適切な教育能力を有する教員の確保と評価制度の充実を図り、教育の質保証と質向上を持続的に推進していく。

## ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学におけるSD研修は、学内で実施する基礎的な研修に加え、専門的知識や技能の向上を目的として、外部研修への参加も積極的に推進している。

外部研修については、オンライン形式に加え、対面での研修にも積極的に参加しており、習得した知見やスキルは学内業務に還元されている。また、事務職員に限らず教員も外部のオンラインSD研修を受講しており、教職員双方のスキルアップを図っている。特に新任教員に対しては、大学セミナーハウスが主催する大学教員研修の受講を奨励し、教職協働による大学組織力の強化に取り組んでいる。以上のような取り組みにより、本学は大学運営に関わる教職員の資質・能力向上に努めており、自己点検・評価においても、当該基準項目を満たしていると判断している。【表5-3-1】【資料5-3-1】

【表5-3-1】令和6(2024)年度 学内におけるSD研修開催一覧

| 開催日         | テーマ         | 参加人数(人) |
|-------------|-------------|---------|
| 2024年12月19日 | AEDを含む心肺蘇生法 | 13      |

【表5-3-2】令和7(2025)年度 学内におけるSD研修開催一覧

| 開催日         | テーマ             | 参加人数(人) |
|-------------|-----------------|---------|
| 2025年9月11日  | ハラスメント研修(対面)    | 31      |
| 2025年11月19日 | ハラスメント研修(オンライン) | 7       |
| 2025年12月18日 | AEDを含む心肺蘇生法     | 8       |

## ◆エビデンス集 資料編

【資料5-3-1】FD・SDに関する内規

【資料5-3-2】2025年度新任教員FD研修報告

【資料5-3-3】2024年度SD研修計画書

2025年度SD研修計画書

【資料5-3-4】2024年度セミナー受講一覧

2025年度セミナー受講一覧

【資料5-3-a】2025年度第2回FD研修会実施報告について

【資料5-3-b】2025年度第2回FD研修会実施報告について

【資料 5-3-c】2025 年度新任教員 FD 研修報告

【資料 5-3-d】2025 年度前期期末授業アンケート\_学生への掲示について

#### 5-4. 研究支援

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

##### ③研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

研究棟には、研究に専念できるように、専任教員に対して個別に研究室が割り当てられている。学生が研究室を訪問する際には、学生証にて研究棟への出入りを可能にしている。また、学生の研究意欲が生み出されるように、講義に差支えない範囲で、教員指導の下、実験室・実習室の使用も認められている。さらに、診療放射線機器が整備された 1 号館では、令和 5(2023)年 3 月に移動式 X 線装置を更新しており、より良い研究環境を整えるように取り組んでいる。研究棟の 2 号館では、令和 5(2023)年度に一部老朽化していたエアコンを入れ替えている。

##### 5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究倫理について、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「大阪物療大学の学術研究に係る行動規範」を定め、研究者だけではなく学術研究に携わるすべての者が責任ある学術研究活動のために持つべき研究倫理を明確にし、その行動規範を遵守することとしている。【資料 5-4-1】

また、研究者に対し受講義務のある「公的研究費説明会」を定期的（新規採用時及び全研究者を対象として 9 月）に学内で開催することで、高い倫理観の重要性を継続的に周知している。説明会受講前に「公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート」を使用し、研究者の研究倫理に対する理解度を測り、回答結果を集計・分析して研究者にフィードバックすることで研究倫理への意識向上に繋げている。

【資料 5-4-a】【資料 5-4-b】

さらに、研究不正防止のため、不正防止計画推進部署・内部監査部門と連携し「大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画」の内容を毎年見直し、研究者へ周知及び HP にて内容を公開している。【資料 5-4-2】

研究上の倫理審査の必要がある場合は、倫理委員会を開催し、専門のチェックシートでその研究の危険性、インフォームドコンセント、プライバシー問題、一時的な虚偽、利益相反、報酬など多様なリスクの観点から審査している。【資料 5-4-c】

以上の研究機関としての対処により、研究者の研究倫理に対する意識は高く、研究活動に関する不正事案はこれまで発生していない。

### 5-4-③研究活動への資源の配分

本学は「大阪物療大学」を研究機関として、学内研究においては「大阪物療大学保健医療学部個人研究費規程」に基づき、専任教員1名につき学内研究費30万円、研究旅費10万円を年度ごとに交付し、教員の自由な発想に基づく研究に使用することにより、研究の活性化を図っている。また、所定の書類を提出し承認を得た場合に限り、平日に研究日（研修日）の取得を認めている。学外と関連する公的研究費の使用に関しては「大阪物療大学公的研究費マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、物品等の発注や検収ルールについて明確に記載している。このマニュアルは毎年内容を見直しており、学内のすべての教職員が最新版を閲覧できるよう学内システムを通して周知している。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】

本学が獲得した外部研究資金は、日本学術振興会から交付される科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）が該当する。日本学術振興会発行の「科学研究費助成事業-科研費-公募要領」及び「大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程」において応募資格を明確に定めており、適正な資格を持つ研究者が研究費を獲得できるよう体制を整備しており、令和6(2024)年度および令和7(2025)年度の本学所属研究者に占める科研費使用教員の割合は、令和6(2024)年度13.6%、令和7(2025)年度4.7%である。【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】

研究機関においても、毎年9月に研究者に対して実施する「公的研究費説明会」において、次年度の外部資金獲得のための説明を実施し、応募時に必要な「研究計画調書」の作成にあたっては、事務職員が整合性や齟齬の面から校正の協力を行っており、研究者だけでなく、研究に関わる本学全ての教職員が外部資金の獲得に、積極的かつ真摯に取り組む体制を整えて教職協働で臨んでいるものである。【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】

全ての予算執行状況については、経理担当者および経理責任者にて管理を行い、年度末に集中した研究費執行がないよう執行状況は随時研究者へ共有し、研究計画に遅延が出ている場合は、総務課より研究者へ注意喚起を行っている。また、年2回内部監査が実施され、指摘のあった事項について改善を行い、内部監査部門と連携し管理を徹底している。

また、不正防止の責任所在を明らかにするため「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、研究者（教員）、公的研究費に携わる職員、取引業者の三者に「取引における誓約書」の提出を求めている。誓約書の提出により取引業者と利害関係者との関係において、国民の疑念や不信を招くことのないよう誠実に行動することを徹底し、公的研究費等の不正使用防止に努めている。【資料 5-4-3】【資料 5-4-d】【資料 5-4-e】【資料 5-4-f】

さらに、万が一取引業者との関係において不適正な取引が明らかとなった場合には、「学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止及び警告や注意喚起による措置を明確に定め適切に運用するとともに、その体制整備を図っており、機関として取引業者に対する不適正取引抑制効果を十分に発揮している。【資料 5-4-g】

### ◆エビデンス集 資料編

【資料 5-4-1】大阪物療大学の学術研究に係る行動規範

【資料 5-4-2】大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画

- 【資料 5-4-3】 大阪物療大学保健医療学部個人研究費規程
- 【資料 5-4-4】 学校法人物療学園就業規則
- 【資料 5-4-5】 大阪物療大学公的研究費マニュアル
- 【資料 5-4-6】 大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程
- 【資料 5-4-7】 大阪物療大学公的研究費マニュアル
- 【資料 5-4-8】 大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程
- 【資料 5-4-9】 科学研究費使用率
- 【資料 5-4-10】 学校法人物療学園事務分掌規程
- 【資料 5-4-11】 令和 8(2026)年度科学研究費助成事業－科研費－（基盤研究（A・B・C）、挑戦的研究、若手研究）の公募についての転送メール
- 【資料 5-4-a】 2024 度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート
- 【資料 5-4-a】 2025 度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート
- 【資料 5-4-b】 2024 年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析（集計結果）
- 【資料 5-4-b】 2025 年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析（集計結果）
- 【資料 5-4-c】 「大阪物療大学における人を対象とする研究等倫理審査」に関するチェックシート
- 【資料 5-4-d】 誓約書（研究者用）
- 【資料 5-4-e】 誓約書（職員用）
- 【資料 5-4-f】 誓約書（業者用）
- 【資料 5-4-g】 学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領

## 【基準 5 の自己評価】

### （1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学長が理事長を兼任する体制のもと、教学と法人経営の両面を一体的に捉えた意思決定が行われている。学長は、理事会、大学運営会議、教授会等の主要な会議体に参画し、教学運営から法人経営に至るまで大学全体の状況を的確に把握したうえで、責任ある判断を行っており、教学マネジメントにおけるリーダーシップが適切に発揮されている。

また、大学運営会議を最高意思決定機関とし、その下に教授会および教務委員会を配置する組織体制により、権限の適切な分散と責任の明確化が図られている。各組織は規程に基づき、それぞれの役割に応じた審議・運営を行っており、大学の使命・目的および 3 つのポリシーに基づいた教学マネジメントが機能している点は、本学の特色である。

さらに、大学評価委員会および IR ワーキンググループを中心とした自己点検・評価体制を整備し、PDCA サイクルに基づく教育の質保証に継続的に取り組んでいることも、一定の成果を上げている取組みとして評価できる。

研究倫理の確立と厳正な運用においては、「大阪物療大学における研究活動上の不正防

止計画」および「大阪物療大学公的研究費マニュアル」の内容を見直し、研究者への周知を徹底している。

## **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

研究者の研究倫理に対する意識は高く、研究活動に関する不正事案はこれまで発生していないが、今後も公的研究費説明会を通して公的研究費使用ルールの周知を継続していく必要がある。

今後も引き続き現状の体制および運用を維持し、質の向上に努めていく。

## **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

科学研究費助成事業応募時の研究計画調書について、事務職員だけでなく学内の研究者にも校正の協力を得て、新規採択を増やしていく。

今後も、学長のリーダーシップのもと、権限分散と責任の明確化を基盤とした教学マネジメント体制の充実を図り、自己点検・評価の結果を踏まえた継続的な改善に取り組んでいく予定である。

# **基準 6. 経営・管理と財務**

## **6-1. 経営の規律と誠実性**

### **①経営の規律と誠実性の維持**

### **②環境保全、人権、安全への配慮**

#### **(1) 6-1 の自己判定**

基準項目 6-1 を満たしている。

#### **(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **①経営の規律と誠実性の維持**

本学は、「寄附行為」第3条において「(目的)この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする。」と定めており、この目的の達成に向けて、必要な組織の整備および諸規程の整備により、規律ある堅実な経営を実施している。【資料 6-1-a】教職員に対しては、「学校法人物療学園就業規則」において服務規律や懲戒事由を明示し、法令および関係規則の遵守を義務付けることで、適正な業務遂行を担保している。【資料 6-1-b】財務会計に関しては、「学校法人物療学園経理規程」および、「学校法人物療学園経理規程施行細則」、「学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人物療学園資産運用に関する規程」を整備し、学校法人会計基準に準拠した適切な会計処理を行っている。【資料 6-1-c】【資料 6-1-d】【資料 6-1-e】【資料 6-1-f】また、組織の倫理管理においては「学校法人物療学園個人情報保護に関する規程」、「学校法人物療学園公益通報に関する規程」、「大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程」等を整備し、学内に倫理委員会およびハラスメント防止対策委員会を設置することで、教職員が遵守すべき倫理体制を構築している。【資料 6-1-g】【資料 6-1-h】【資料 6-1-i】

学校法人物療学園では、「学校法人物療学園監事監査規則」（以下「監事監査規則」）を制

定し、監事による独立したチェック機能の強化を図っている。加えて、組織内に内部監査室を設置し、業務および会計面に関する改善点を提示することで、法人としての誠実性の確保に努めている。【資料 6-1-j】【資料 6-1-k】さらに、「寄附行為」およびこれに基づくすべての内部関連諸規程を制定・施行し、学内システム上の事務関連書類集を通じて全教職員に周知している。これにより、法人として経営の規律および誠実性の維持を明確に表明しているものと判断している。【資料 6-1-l】

## ②環境保全、人権、安全への配慮

本法人では、環境、人権、安全に関わる各種施策を通じて、社会的責任を果たすとともに、教職員および学生に対する意識啓発と実践を図っている。

### 1. 環境保全への対応

環境保全に関しては、環境省の通達や文部科学省の事務連絡等に基づき、教職員全員に電子メールで速やかに情報を周知し、全学的に意識統一を図っている。具体的な取り組みとして、地球温暖化防止のために以下のような節電・省エネルギー対策を実施している。

- ・室温を夏季 28 度、冬季 20 度に設定
- ・夏季（5 月～10 月）のクールビズの導入
- ・照明の間引き点灯・こまめな消灯
- ・資源の有効利用
- ・LED 照明の導入による省エネルギー化
- ・業務連絡の電子化によるペーパーレス化

これらの取り組みを通じて、継続的な環境保全への貢献を図っている。【資料 6-1-m】

### 2. 人権への配慮

人権に関する取組として、以下の規程を整備している。

- ・「学校法人物療学園個人情報保護に関する規程」【資料 6-1-g】
- ・「大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程」【資料 6-1-i】
- ・「大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程」【資料 6-1-n】

特に個人情報の取り扱いについては、入職時に全教職員が誓約書を提出し、退職後もその保護義務を負うこととしている。これまでに規程違反の事例は確認されていないまた、学生への啓発として「学生便覧・履修要項」の「学生生活の手引き」内にハラスメント防止に関する記載を行っている。さらに、教員の研究室においては、学生との面談時にドアストッパーでドアを開放しつつ、カーテンでプライバシーを確保するなど、ハラスメント防止と個人の尊重を両立した環境整備に努めている。【資料 6-1-o】

### 3. 安全への配慮

安全管理については、「大阪物療大学危険等発生時対処要領」を制定し、災害・事故発生時の対応を教職員に周知している。また、学生にはオリエンテーション等を通じて、地震など災害時の避難場所や対処方法を周知している。防火・防災体制としては、「大阪物療大学消防計画」に基づき、各校舎に教職員で構成される自衛消防組織を設置。火災予防のための環境確認を日常的に実施するとともに、火災発生時には迅速な対

応ができる体制を整えている。例年、消防法および同施行規則に基づき、各校舎で年1回の消防訓練を実施している。学生教職員全員が参加し、消防署員立会いのもとで行われている。加えて、教職員を対象とした消防署員指導による実地訓練や、危機管理対策・SD研修を兼ねた普通救命救急講習を実施し、全教職員が受講している。これにより、安全性の向上とともに、教職員一人ひとりの危機管理対応能力の向上を図っている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-p】【資料 6-1-q】

以上のとおり、本法人は環境保全、人権尊重、安全確保に対して多角的な取組を実施しており、制度整備と実践を通じて、誠実かつ持続可能な大学運営を目指していると判断している。

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 6-1-1】 学校法人物療学園就業規則

【資料 6-1-2】 学校法人物療学園情報公開に関する規程

【資料 6-1-3】 学校法人物療学園財務状況等の情報開示に関する規程

【資料 6-1-4】 大阪物療大学、保健医療学部、診療放射線技術学科の目的

<https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/purpose.html>

【資料 6-1-5】 ディプロマ・ポリシー

[https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip\\_policy.html](https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html)

【資料 6-1-6】 カリキュラム・ポリシー

[https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri\\_policy.html](https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html)

【資料 6-1-7】 アドミッション・ポリシー

[https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm\\_policy.html](https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html)

【資料 6-1-8】 学校法人物療学園組織図

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/organization.html](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/organization.html)

【資料 6-1-9】 教員組織

<https://www.butsuryo.ac.jp/curriculum/professor/>

【資料 6-1-10】 アドミッションポリシー、入学者数、入学定員人員他

[https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm\\_policy.html](https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html)

【資料 6-1-11】 教育研究上の情報（在籍者数、就職状況他）

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/kyouikukenkou\\_jyouth.html](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/kyouikukenkou_jyouth.html)

【資料 6-1-12】 講義計画書（シラバス）2024, 2025

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/)

【資料 6-1-13】 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/)

【資料 6-1-14】 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/sotsugyou\\_nintei\\_2025.html](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2025.html)

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/sotsugyou\\_nintei\\_2024.html](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2024.html)

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/sotsugyou\\_nintei\\_2022.html](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2022.html)

【資料 6-1-15】 キャンパスマップ

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/campus\\_map.html](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/campus_map.html)

【資料 6-1-16】 学費

<https://www.butsuryo.ac.jp/guide/guide07.html>

【資料 6-1-17】 学校法人物療学園 寄附行為

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/document/](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/)

【資料 6-1-18】 監事監査報告書

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/document/2024\\_audit\\_report.pdf](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/2024_audit_report.pdf)

【資料 6-1-19】 2024 年度計算書類及び財産目録

[https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen\\_info/document/2024](https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/2024)

【資料 6-1-20】 内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-1-21】 大阪物療大学における内部統制システム体制図

【資料 6-1-22】 大阪物療大学リスク管理規程

【資料 6-1-23】 大阪物療大学コンプライアンス推進規程

【資料 6-1-24】 大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 6-1-25】 学校法人物療学園個人情報保護に関する規程

【資料 6-1-26】 大阪物療大学リスク管理規程

【資料 6-1-27】 大阪物療大学危険等発生時対処要領

【資料 6-1-a】 学校法人物療学園寄附行為

【資料 6-1-b】 学校法人物療学園就業規則

【資料 6-1-c】 学校法人物療学園経理規則

【資料 6-1-d】 学校法人物療学園経理規程施行細則

【資料 6-1-e】 学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程

【資料 6-1-f】 学校法人物療学園資産運用に関する規程

【資料 6-1-g】 学校法人物療学園個人情報保護に関する規程

【資料 6-1-h】 学校法人物療学園公益通報に関する規程

【資料 6-1-i】 大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 6-1-j】 学校法人物療学園監事監査規則

【資料 6-1-k】 学校法人物療学園内部監査規程

【資料 6-1-l】 事務関連書類集

【資料 6-1-m】 スーパークールビズについて（事務連絡）

【資料 6-1-n】 大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程

【資料 6-1-o】 学生便覧・履修要項 2025 P.13

【資料 6-1-p】 大阪物療大学消防計画

【資料 6-1-q】 普通救命救急講習（AED 講習）2024 年度、2025 年度

## 6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

## (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、学園の最高意思決定機関であり、私立学校法第 36 条および寄附行為第 12 条「理事会は、すべての理事で組織する。」の規定に基づき設置されている。

また、第 13 条「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」に則り、その役割を果たすため、「学校法人物療学園理事会運営規程」第 1 条・第 2 条に基づき、定例として年間 5 回の理事会を開催している。理事会では、寄附行為、教育計画、学則等の重要規程の制定・改廃、施設の設置・廃止、法人全体の予算・決算、資産の取得・処分、学費改定、学生募集・入試、資産運用など、法人運営に関わる重要事項について審議・決定を行っている。

理事会の構成は、寄附行為第 5 条により理事 6 名、監事 2 名の計 8 名と定められている。理事の選任については、同第 6 条第 1 項に基づき、

1. 学長（第 1 号）
2. 前号に掲げるもののほか、学識経験者のうち表において選任した 5 名（第 2 号）の計 6 名で構成されている。

監事は、寄附行為第 22 条の規定により、理事・職員・評議員およびその近親者以外の者の中から、評議員会の決議によって選任している。このように、学園外部の学識経験者や有識者を理事・監事として登用することにより、理事会の意思決定が専断的になることを防ぎ、戦略的かつ健全な法人運営を実現している。現在、欠員はなく、また学校教育法第 9 条に定める欠格条項に該当する者もない。【資料 6-2-1】 【資料 6-2-a】

理事会の運営は、「寄附行為」および「学校法人物療学園理事会運営規程」に基づき、適切かつ円滑に実施されている。出席状況は良好であり、理事・監事ともに欠席はほとんどない。寄附行為第 19 条第 4 項に基づき、やむを得ず欠席する理事は、書面により事前に意思表示を行うことで出席とみなされる。このため、理事全員の意見が議案審議に反映され、適正な意思決定が確保されている。理事会では、理事による活発かつ戦略的な議論が行われ、会議終了後には監事が必ず意見を述べ、監督機能が実効的に発揮されている。【表 6-2-1】

【表 6-2-1】役員出席状況（単位：人）

| 2024年度 | 5月  | 7月  | 9月  | 11月 | 2月  | 3月  | 出席率  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 理事     | 6/6 | 6/6 | 6/6 | 6/6 | 6/6 | 6/6 | 100% |
| 監事     | 2/2 | 2/2 | 2/2 | 1/2 | 2/2 | 2/2 | 91%  |

※委任状出席を含む

| 2025年度 | 5月 | 6月<br>臨時 | 8月 | 11月 | 2月 | 3月 | 出席率 |
|--------|----|----------|----|-----|----|----|-----|
|--------|----|----------|----|-----|----|----|-----|

|    |     |     |     |     |     |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 理事 | 6/6 | 6/6 | 6/6 | 6/6 | 6/6 | 6/6 | 100% |
| 監事 | 2/2 | 1/2 | 2/2 | 2/2 | 2/2 | 2/2 | 91%  |

※委任状出席を含む

また、臨時理事会は、寄附行為第 17 条第 4 項の規定に基づき、必要に応じて開催されている。これにより、緊急性を要する案件や重要事項に対して、迅速かつ戦略的な意思決定を行う体制が整備されている。【資料 6-2-1】 【資料 6-2-a】 【資料 6-2-b】

以上のことから、理事会は、法人の使命および目的の達成に向け、継続的かつ戦略的な意思決定を実施し、十分な機能性をもって円滑に運営されていると評価できる。

## ② 使命・目的の達成への継続的努力

寄附行為の目的を踏まえ、学園の最高決定機関として「理事会」を、またその諮問機関として「評議員会」を設置している。理事会は、毎年度 5 回（5 月・8 月・11 月・2 月・3 月）、評議員会は、毎年度 4 回（6 月・11 月・2 月・3 月）定例開催しており、必要に応じて臨時会議も開催する体制を整えている。また、「大学運営会議」を設置し、毎月（8 月を除く）開催することで、学園と大学の連絡調整および大学運営に係る重要事項の審議を行っている。大学運営会議で決定された方向性は、教学面においては毎月開催される「教授会」において周知され、教育・研究に関する重要事項が審議されている。教授会後には、全教員参加の「教員会議」を開催し、教学面の情報を末端まで確実に共有している。事務組織においては、理事会アジェンダ、大学運営会議への参加、教授会の議事資料回覧に加え、2 週間に 1 回の「事務連絡会」を通じて学園と大学の連携を図り、業務内容の共有と確認を行うことで、共通認識の形成と目的達成に向けた継続的な取組を支えている。【資料 6-2-3】 【資料 6-2-a】 【資料 6-2-c】 【資料 6-2-d】 【資料 6-2-e】

さらに、毎年度、学園の事業計画書を策定し、評議員会での審議および理事会での決議を経て事業を執行し、その成果を事業報告書としてまとめている。また、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までを期間とする中・長期計画を策定し、理事会の承認後、公表している。この中・長期計画は学園の使命・目的を明記し、これに基づき年度ごとの事業計画を策定している。事業報告の結果を踏まえて計画の見直しと改善を行う PDCA サイクルを構築し、学園改革の継続的推進に活用している。【資料 6-2-f】 以上の取組により、本学園は使命・目的の実現に向け、継続的かつ組織的な努力を行っている」と判断している。

## ◆エビデンス集 資料編

【資料 6-2-1】 学校法人物療学園組織図

【資料 6-2-2】 第 91 回理事会議事録、第 97 回理事会議事録、第 98 回理事会議事録、第 99 回理事会議事録

【資料 6-2-3】 学校法人物療学園評議員会運用規程

【資料 6-2-4】 2025 第 1 回評議員会議事録

【資料 6-2-5】 第 78 回理事会議事録、第 79 回理事会議事録

【資料 6-2-6】 第 98 回理事会議事録、第 100 回理事会議事録、第 101 回理事会議事録

- 【資料 6-2-a】 学校法人物療学園理事会運営規程
- 【資料 6-2-b】 学校法人物療学園理事の職務分担に関する内規
- 【資料 6-2-c】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 6-2-d】 教員会議議事録
- 【資料 6-2-e】 事務連絡会メモ
- 【資料 6-2-f】 中・長期計画（2020 年度～2029 年度）

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①法人の意思決定の円滑化

「大学運営会議規則」第 1 条（趣旨）において、「学園が設置する大学の運営にかかわる重要事項を審議し、学園との連絡・調整を図るために、大学運営会議をおく。」と定められている。この規定に基づき、大学運営会議は大阪物療大学の最高意思決定機関として位置づけられ、設置されている。会議は毎月 1 回（8 月を除く）開催され、大学運営に関する重要事項の審議・決定を行っている。大学運営会議における審議事項は、「大学運営会議規則」第 3 条において明確に規定されており、その範囲に従って適切に運営されている。【表 6-3-1】また、教職員からの提案や意見等については、各種委員会において検討・整理された上で、大学運営会議および教授会において審議される体制が整えられている。

【表6-3-1】 大阪物療大学運営会議規則より抜粋

第3条 運営会議は次の事項を審議する。

- (1) 大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項
- (2) 大学の予算及び決算に関する事項
- (3) 学部、学科その他の管理・運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項
- (4) 「学則」その他の管理・運営に関する重要な規程の制定または改廃に関する事項
- (5) 教職員人事の方針に関する事項
- (6) 大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項
- (7) 大学の内部質保証の推進に関する事項
- (8) その他大学の運営に関する重要事項

大学運営会議は、学長が招集し、議長として運営を行っている。本会議は、大学の運営に関する重要事項について協議し、学長のリーダーシップの下、学内の意思決定の円滑化と組織運営の効率化を図ることを目的としている。構成員は、学長、学科長、事務局長、入試委員長、教務委員長、学生委員長、図書委員長、就職委員長、入試課長、教務課長、学生課長、総務課長、実習ワーキンググループ長で構成される。

また、学長は協議事項の内容に応じて、必要と認める者を出席させることができる。【資料 6-3-a】 【資料 6-3-b】

教授会は、「大阪物療大学教授会規程」（以下、「教授会規程」という）に基づき、本学の教育および研究に関する重要事項を審議し、その円滑な遂行を図るための諮問機関として位置付けられている。教授会は、原則として月 1 回開催しており、学長が必要と認めた場合、または教授会構成員の 2 分の 1 以上による開催要求があった場合にも開催される。教授会は学長が招集し、議長を務める。構成員は学長および専任教授であり、必要に応じて准教授、講師、助教、助手、事務局長、または事務担当者を出席させ、その説明を聴取することができる。【表 6-3-2】 【資料 6-3-c】

【表6-3-2】大阪物療大学教授会規程より抜粋

(審議事項)

第 10 条 （中略）

- (1) 学則に係わる部分の制定・改廃に関すること
- (2) 学部・学科課程に関すること
- (3) 学部の予算に関すること
- (4) 試験に関すること
- (5) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項
- (6) 学生の厚生及び補導に関すること
- (7) 教育及び研究に関すること
- (8) 教員の教育研究業績の審査に関すること
- (9) その他、教育及び研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長等の定めるもの

教授会直後に開催される教員会議には、教授のほか、准教授・講師・助教も参加する体制を採っており、これにより教員全員での認識共有と情報周知を図っている。【資料 6-3-d】

また、「教授会規程」第 7 条では議長は教授会に諮り、特定事項を関連の委員会に、その審議を委嘱することができる。」と規定されており、詳細事項は各委員会で審議する仕組みとなっている。委員会は「組織規程」に基づき、「常置委員会」「特別委員会」「附置委員会」が設置されている。【表 6-3-3】 【資料 6-3-c】 【資料 6-3-e】

【表 6-3-3】委員会一覧

|       |         |
|-------|---------|
| 常置委員会 | 教務委員会   |
|       | 学生委員会   |
| 特別委員会 | 大学評価委員会 |
|       | 倫理委員会   |
| 附置委員会 | 予算委員会   |
|       | 入試委員会   |
|       | 広報委員会   |
|       | 就職委員会   |
|       | 図書委員会   |
|       | FD 委員会  |
|       | 紀要委員会   |

各委員会には個別の規程が定められており、基本的に月 1 回開催される。委員会は、委員長の責任と権限のもと、所掌する「目的」に沿って審議を行い、その結果は大学運営会議に付議された後、教授会へ報告される。【資料 6-3-f】 【資料 6-3-g】 【資料 6-3-h】

【資料 6-3-i】 【資料 6-3-j】 【資料 6-3-k】 【資料 6-3-l】 【資料 6-3-m】 【資料 6-3-n】 【資料 6-3-o】 【資料 6-3-p】 【資料 6-3-q】 以上のように、各組織の規程は整備されており、「大学運営会議」の下に「教授会」および「委員会」が位置づけられている。これにより、教育・研究に関する審議と遂行に関する機能分化の基本的枠組みが構築され、権限と責任が明確化されている。本学では、設置法人の理事長が学長を兼任しており、理事長として理事会に、学長として大学運営会議および教授会の双方に出席している。このため、理事会と大学運営会議は密接に連携している。以上の体制により、法人および大学の各管理運営機関・各部門間のコミュニケーションは緊密であり、意思決定は円滑に進められている。【資料 6-3-a】

## ②評議員会と監事のチェック機能

本学のガバナンス機能として、監事による監査業務が挙げられる。監事の選任については、「寄附行為」第 22 条において「監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。」と規定されており、公正性を確保した選任が行われている。監事は、「寄附行為」第 28 条および「監事監査規則」に基づき、職務権限を適切に行使し、業務監査および会計監査を遂行している。監査に際しては、法人の業務執行状況について必要な説明を受け、適否を判断している。【資料 6-3-r】 【資料 6-3-4】 ま

た、会計年度終了後および中間決算後には、会計監査人（公認会計士）から報告を受け、必要に応じて専門的事項の調査を委任するなど連携を図り、財産の状況を的確に把握している。年度決算後は、その内容に基づいて監査報告書を作成し、理事会および評議員会において監査結果を報告している。これにより、法人の業務および財産の状況について、適正かつ有効な監査が実施されている。【資料 6-3-s】

諮問機関である評議員会については、「寄附行為」第 35 条および第 36 条、ならびに「学校法人物療学園評議員会運用規程」（以下、「評議員会運用規程」という。）に基づき、適法かつ円滑な運営を行っている。評議員の選任については、「寄附行為」第 31 条においてその手続と要件が定められており、これに従い適切な選任がなされている。【表 6-3-4】

【表6-3-4】 寄附行為より抜粋

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の職員のうちから選任した者2名
- 2 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから選任した者2名（前号に掲げる者を除く。）
- 3 学識経験者のうちから選任した者3名

また、通常評議員会は、「学校法人物療学園評議員会運用規程」第 2 条において「年 4 回開催する」と定められており、この規定に基づき、毎年度 6 月、11 月、2 月および 3 月に開催されている。次年度の事業計画案および予算案については、理事会に先立ち、諮問機関として評議員会において審議が行われている。一方、前年度の事業報告、決算報告および監事監査報告については、理事会の開催後に報告を受けており、寄附行為および私立学校法の規定に基づき、適正かつ円滑な運営がなされている。【表 6-3-1】

【表6-3-1】 評議員出席状況 (単位：人)

| 2024年度 | 5月    | 7月    | 9月    | 11月   | 2月    | 3月    | 出席率  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 評議員    | 13/13 | 13/13 | 13/13 | 13/13 | 13/13 | 13/13 | 100% |

※委任状出席を含む

| 2025年度 | 6月    | 11月 | 2月  | 3月  | 出席率  |
|--------|-------|-----|-----|-----|------|
| 評議員    | 13/13 | 7/7 | 7/7 | 7/7 | 100% |

※委任状出席を含む

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 6-3-1】 2025 年度第 1 回評議員会議事録

【資料 6-3-2】 2025 年度第 1 回評議員会議事録

【資料 6-3-3】 2023 年度第 6 回評議員会議事録、2024 年度第 6 回評議員会議事録、2025 年度第 1 回評議員会議事録、2026 年度第 1 回評議員会議事録

【資料 6-3-4】 学校法人物療学園監事監査規則

- 【資料 6-3-5】 2024 年度監事監査計画
- 【資料 6-3-6】 2025 年度監事監査計画
- 【資料 6-3-a】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 6-3-b】 大阪物療大学運営会議議事録（2024 年度、2025 年度）
- 【資料 6-3-c】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料 6-3-d】 教員会議議事録（2024 年度、2025 年度）
- 【資料 6-3-e】 学校法人物療学園組織規程
- 【資料 6-3-f】 大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程
- 【資料 6-3-g】 大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程
- 【資料 6-3-h】 大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程
- 【資料 6-3-i】 大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程
- 【資料 6-3-j】 大阪物療大学保健医療学部予算委員会規程
- 【資料 6-3-k】 大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程
- 【資料 6-3-l】 大阪物療大学保健医療学部広報委員会規程
- 【資料 6-3-m】 大阪物療大学保健医療学部就職委員会規程
- 【資料 6-3-n】 大阪物療大学保健医療学部図書委員会規程
- 【資料 6-3-o】 大阪物療大学保健医療学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 6-3-p】 大阪物療大学保健医療学部紀要委員会規程
- 【資料 6-3-q】 学校法人物療学園寄附行為
- 【資料 6-3-r】 独立監査法人の監査報告書（2024 年度、2025 年度）
- 【資料 6-3-s】 学校法人物療学園評議員会運用規程

#### **6-4. 財務基盤と収支**

##### **①財務基盤の確立**

##### **②収支バランスの確保**

##### **③中期的な計画に基づく適切な財務運営**

###### **(1) 6-4 の自己判定**

基準項目 6-4 を満たしている。

###### **(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **6-4-①財務基盤の確立**

本学は、開学以来の在籍学生数は安定的に充足し、着実な収入を確保している。平成 27（2015）年度以降、事業活動収支差額は一貫して黒字を維持し、平成 31（2019）年度以降は無借金経営を実現するなど、堅固な財務基盤を築いている。これにより、法人全体として健全な収支バランスを保っている。

外部資金の獲得にも取り組んでおり、私立大学経常費補助金は平成 27（2015）年度より継続して交付を受けている。また、私立学校施設設備補助金についても積極的に申請を行っている。さらに、科研費の申請も奨励しており、令和 4（2022）年度および令和 5（2023）年度には、延べ 7 件の採択実績がある。【資料 6-4-1】

#### 6-4-②収支バランスの確保

本学では、持続可能な大学運営を実現するため、収支バランスの確保に努めている。近年、18歳人口の減少や社会経済状況の変化に伴い、学生募集環境が厳しさを増す中であっても、計画的な予算編成および経費の適正化を通じて、安定的な財務運営を維持している。

具体的には、全学的な予算管理体制の整備により、収入（授業料収入、補助金、寄附金等）と支出（人件費、教育研究費、施設整備費等）のバランスを定期的に点検・見直ししており、中長期的な財務見通しに基づく運営を行っている。また、資金運用の効率化および外部資金の積極的な獲得にも取り組み、財源の多様化を図っている。

今後も、財務状況の透明性を高めるとともに、教育研究活動の質を維持・向上させながら、健全な収支バランスの維持に努める。【資料 6-4-2】

#### 6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

「中・長期計画」に基づいて毎年度作成される事業計画書は、評議員会の意見を聴取した上で、理事会において審議・承認される。

予算書は、予算委員会が中心となって各部署の要望を取りまとめ、機器の購入、建物等の修繕、その他必要経費を反映して作成される。予算書も同様に、評議員会の意見を踏まえたうえで、理事会で審議・承認される。【資料 6-4-3】

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 6-4-1】 2024 年度事業計画書

2025 年度事業計画書

【資料 6-4-2】 2024 年度事業計画書

2025 年度事業計画書

【資料 6-4-3】 外部資金導入の実績一覧

【資料 6-4-4】 学校法人物療学園資産運用に関する規程

### 6-5. 会計

#### ①会計処理の適正な実施

#### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

##### (2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-5-①会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人会計基準」に基づき、以下の規程に準拠して適正に実施している。

「学校法人物療学園経理規程」「学校法人物療学園固定資産及び物品管理規定」「学校法人物療学園経理規程施行細則」

予算、補正予算、四半期決算などの処理、また会計判断に迷う事項については、公認

会計士（会計監査人）に相談・確認を行い、専門的知識をもとに適切な会計処理を実施している。予算執行状況と当初予算額に乖離が生じた場合には、適宜補正予算を設定している。また、月次報告書については作成後、理事長へ報告・確認を行い、経営状況の把握と透明性の確保に努めている。【資料 6-5-1】

#### 6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人は、評議員会の決議により適切に選任されている。

会計監査は、公認会計士（会計監査人）、監事、内部監査室により実施されている。監事は、「学校法人物療学園監事監査計画」に基づき監査を実施し、四半期ごとの予算・実績報告の受理、半期ごとの財政状況および重要な決裁書類の閲覧などを通じて会計監査を行っている。また、外部監査との連携強化を図るため、毎年度、会計監査人から監査結果の報告を受けて意見交換を行っている。さらに「三様監査」として、会計監査人・内部監査室・監事の三者がそれぞれの監査結果を報告・共有し、相互に意見を交換することで、継続的な改善に努めている。

内部監査は、「学校法人物療大学内部監査規程」に基づき、内部監査室が定期・臨時監査を実施し、業務運営および会計処理の適正性を確認している。監査結果は内部監査報告書として理事長に提出されるとともに、三様監査の場において会計監査人および監事に報告し、意見交換を行っている。

これらの取り組みにより、本法人における会計監査は、法令に基づき適正かつ厳正に実施されており、財務の透明性及び信頼性の確保に寄与している。【資料 6-5-2】

#### ◆エビデンス集 資料編

【資料 6-5-1】学校法人物療学園経理規程

【資料 6-5-2】学校法人物療学園 寄附行為

【資料 6-5-3】2023 監査方法の概要及び結果に関する報告書  
2024 監査方法の概要及び結果に関する報告書

#### 【基準 6 の自己評価】

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本法人では、理事長と学長を同一人物が兼務する体制を採用しており、この体制により経営と大学運営に関する方針を一元的に把握できるため、意思決定の迅速化と方向性の統一が図られている。役職間の調整に伴う重複や齟齬が生じにくく、限られた人員による少数精鋭の組織運営が可能となり、リーダーシップの発揮にもつながっている。

また、本法人では整備された内部統制体制のもと、会計監査手続を計画的かつ標準化して実施している。経理処理の透明性と信頼性の向上を図るため、各部署におけるダブルチェック体制を強化し、不適切な処理の未然防止に努めている。

今後も、こうした組織体制と内部統制のメリットを活かしつつ、適切なガバナンスを維持し、効率的で健全な大学運営を推進していく。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

理事長と学長を同一人物が兼務する現行体制は、方針の統一や迅速な意思決定に寄与している一方で、業務負担が個人に集中しやすいという課題が指摘されている。過度な負担を避け、組織運営の持続性を高めるためには、体制の見直しやサポート機能の一層の充実が求められる。

また、会計処理および内部監査については、現在も厳正に実施されているものの、引き続き継続的かつ適切に運用し、内部統制の強化を図っていくことが重要である。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

理事長と学長を同一人物が兼務する現行体制は、業務負担の過重化により組織運営の継続性や内部牽制機能に影響を及ぼす可能性がある。そのため、適切な補佐体制の整備や役割分担の明確化、事務局機能の強化を通じて負担の分散を図るとともに、将来的には後継者の計画的育成を進め、重要業務を段階的に継承できる体制を構築することで、持続可能で安定したガバナンスの確立を目指す。

また、会計処理および内部監査は厳正に実施されているものの、今後は会計監査人・監事・内部監査室が一層緊密に情報を共有し、継続的かつ効果的な監査体制を維持・強化していくことが求められる。

# IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

## 基準 A. 医療人育成

### A-1 診療放射線技師の育成

#### A-1-① 学内実習

#### A-1-② 臨床実習

#### A-1-③ 診療放射線技師養成対策

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-1-① 学内実習

令和 7(2025)年度より本学では新カリキュラムを立ちあげ、1 年次生では、大学生活における基本的なルール、社会人としてのマナーなどを身につけるために「物療科学ゼミナール」を開講した。加えて、「診療放射線科学ゼミナール」では診療放射線技師になるための学習について、興味を促進させることを目的に、Early Modalities Exposure と題して 1 年次の早い段階から検査機器に触れさせる取り組みを行った。また、1 年次後期には「理工学実験Ⅰ」として医用理工学系の実験・実習を実施した。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

2 年次前期では「理工学実験Ⅰ」引き続き、2、3 年次生の「放射線技術学実習」及び「臨床実習」に繋げるために「理工学実験Ⅱ」を実施した。【資料 A-1-4】2 年次後期の「放射線技術学実習Ⅰ」では、画像検査装置、関連機器の性能評価・保守点検等の安

全事項に関する実習、人体ファントム等による撮影・撮像実習等、診療画像技術学に関する実習を実施した。引き続き行われる「放射線技術学実習Ⅱ」においては現役の診療放射線技師である外部の兼任講師に実習を依頼して、臨床の現場での経験を踏まえた実習内容を実施する科目となっている。内容については単純 X 線撮影、上部消化管造影検査、X 線 CT 検査、MRI 検査、超音波検査に関する実習を実施した。【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】

3 年次前期の「放射線技術学実習Ⅲ・Ⅳ」では、「臨床実習」に対応できる知識・技能を習得するために、X 線 CT 検査、MRI 検査、超音波検査、放射線治療領域における深部量百分率の測定、ワークステーションを用いた 3 次元画像処理、心肺蘇生法や AED の使用方法、車椅子やストレッチャーにおける移乗動作と動作支援、2021 年 10 月から施行されたタスク・シフトシェアに伴う診療放射線技師の業務拡大に伴う技能であるカテーテル操作と抜去、静脈注射について実施した。また、胸部単純 X 線撮影と MRI 検査、超音波検査においては接遇能力、検査対応能力について実技試験を通じて教育する臨床技能評価を実施した。【資料 A-1-7】

以上のように、1 年次後期から 2 年次前期の理工学実験では、診療放射線技師の業務の基盤となる科学現象を実験によって理解を深めることができる。2 年次後期から 3 年次前期の学内での放射線技術学実習では、画像検査装置に関する基礎的知識および装置の保守管理技術の習得、基本的な撮影・撮像技術の習得および画像評価や解剖に関する知識・技術を習得することができる。また、客観的臨床能力試験 (OSCE) を実施することで、それまでに学んだ知識や技術、接遇能力の評価が可能である。そして 3 年次後期の臨床実習では、実際の医療現場で実習することにより、医療人としての自覚や診療放射線技師としての役割と責任を自身の能力として習得する重要な科目であるとともに、将来、どのような職場でどのような業務に関わるかなど、職場選択においても重要な位置付けとなっている。これらの実習を段階的かつ体系的に学ぶことで、診療放射線技師として必要な専門的知識、医療人としてふさわしい人材の育成が可能である。

## A-1-② 臨床実習

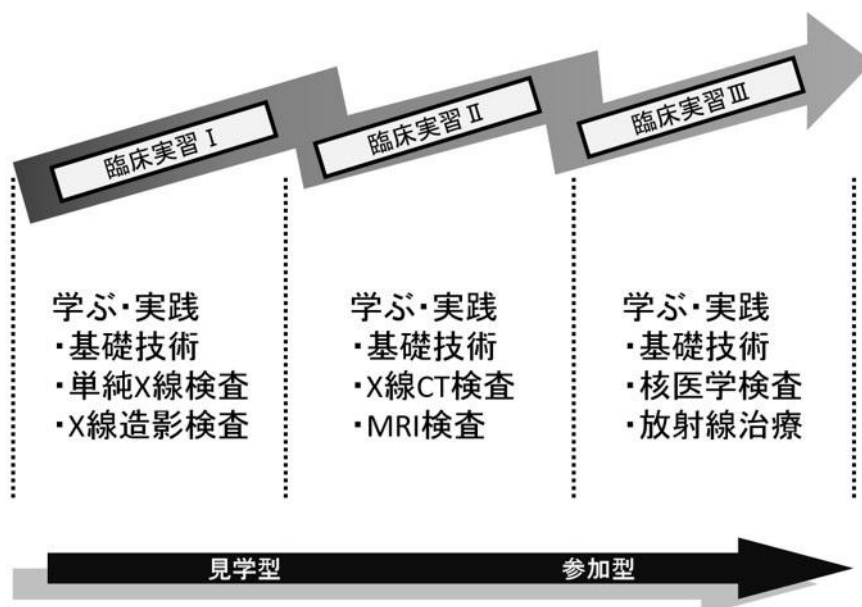
### 1) 臨床実習実施状況

臨床実習カリキュラムを展開するために、臨床現場における指導者と大学の指導を担当する教員が相互に連携・協力し、臨床実習指導者要綱に基づいて実施している。指導者要綱には、学生が良好な健康状態で実習に取り組めるかを把握する感染症対策の一環として、様式集の臨床実習日誌のページに健康状態を記載する欄を加えている。また、臨床実習前 2 週間分の健康状態を記載する健康観察表も加えている。【資料 A-1-8】

「臨床実習Ⅰ」では専門科目群の「診療 X 線技術学」分野における実習科目として、基礎技術、単純 X 線検査、X 線造影検査を学修・実践することで、X 線撮影に関する技術を習得できるように構成されている。

「臨床実習Ⅱ」では、「臨床実習Ⅰ」で習得した基礎的な実践能力を基盤として、「診療画像技術学」分野で学修した内容について、実際の臨床の現場においてその知識と技術を統合し、X 線 CT 検査や MRI 検査等の種々の画像検査に必要な診療放射線技師としての実践能力を身に付けることを目的としている。

また、「臨床実習Ⅲ」では、「核医学検査技術学」分野、「放射線治療技術学」分野及び「放射線安全管理学」分野で学修した内容について、実際の臨床の現場において、その知識と技術の基礎的な実践能力を身に付けるとともに、診療放射線技師に必要な放射線安全管理の実践的な能力を養うことを目的として実施している。【図 A-1-1】



【図 A-1-1】臨床実習概念図

## 2) 実習施設と学生配置状況

臨床実習は「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」、「臨床実習Ⅲ」の3科目計11単位で構成されている。受入施設の都合上、「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」、「臨床実習Ⅲ」を別の施設で実施するケースが存在する。受入施設および配置学生は以下の表に示す通りである。受け入れ人数は令和6(2024)年度と比較して、令和7(2025)年度では増加したが、受入施設数は減少した。これは令和7(2025)年度において、沖縄地域の学生がいなかったことや、受け入れ施設側の人員不足による受け入れ見送りなどが原因である。しかしながら、学生配置数の状況は、1施設当たりの学生数は1～4人と、満足な実習を行える人数を維持できている。【表 A-1-1】【表 A-1-2】【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】

【表 A-1-1】臨床実習施設数と学生配置数の状況

| 年度      | 授業科目    | 臨床実習施設数 | 学生配置数 |
|---------|---------|---------|-------|
| 2024 年度 | 「臨床実習Ⅰ」 | 42 施設   | 51 人  |
|         | 「臨床実習Ⅱ」 |         |       |
|         | 「臨床実習Ⅲ」 |         |       |
| 2025 年度 | 「臨床実習Ⅰ」 | 40 施設   | 75 人  |
|         | 「臨床実習Ⅱ」 |         |       |
|         | 「臨床実習Ⅲ」 |         |       |

【表 A-1-2】臨床実習実施状況

| 年度      | 学年  | 科目名                           | 期間                                  |
|---------|-----|-------------------------------|-------------------------------------|
| 2024 年度 | 3 年 | 「臨床実習Ⅰ」<br>「臨床実習Ⅱ」<br>「臨床実習Ⅲ」 | 2024 年 9 月 24 日(火)<br>～12 月 23 日(月) |
| 2025 年度 | 3 年 | 「臨床実習Ⅰ」<br>「臨床実習Ⅱ」<br>「臨床実習Ⅲ」 | 2025 年 9 月 22 日(月)<br>～12 月 22 日(月) |

## 3) 臨床実習に対する大学での実習前・実習中・実習後教育の実施状況

講義や学内実習で学んだ学修内容を基盤として、学生が充実した臨床実習を行い、実習目標を達成できるよう、実習前に「臨床実習ゼミナールⅠ」「臨床実習ゼミナールⅡ」を開講して臨床実習に必要な準備および基礎知識の総復習を行っている。さらに、実習直前と実習中、実習終了直後に学内日を設けて、実習指導教員による十分な事前指導と実習状況の把握に努めている。特に、令和 7(2025)年度における実習中の学内日については、臨床実習において学生自身が得た気づきや興味を持った事柄などを自身で考えて発表し、ディスカッションを行うことで、「自身で考えた事柄を誰かに伝える力」を養う取り組みをした。また、実習終了後には学生個々が臨床実習で学んだ知識・技術を発表する「臨床実習終了報告会」を行い、学生個々が習得した知識・技術を学生全体で共有することを実践している。【表 A-1-3】【資料 A-1-10】【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】

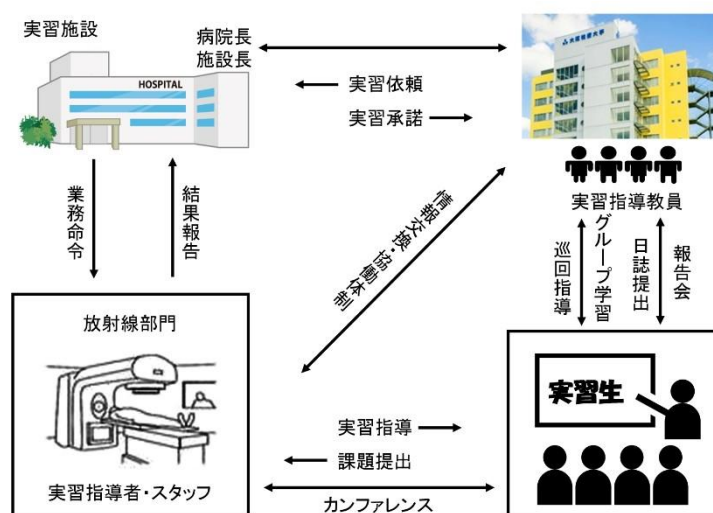
【表 A-1-3】臨床実習年間スケジュール

| 「臨床実習ゼミナールⅠ」(必修科目) |                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 月                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「臨床実習」オリエンテーション</li> <li>・「臨床実習手引き」の活用方法</li> <li>・「病院の特徴」</li> <li>・「臨床実習における身だしなみについて」</li> </ul>                                                            |
| 5 月                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床実習日誌およびプロフィール下書きチェック<br/>(基礎知識の総復習)</li> <li>「臨床実習の心構え」</li> <li>「感染症対策講座」</li> <li>「個人情報保護講座」</li> <li>「臨床実習の実践」</li> <li>※「臨床実習」事務オリエンテーション(課外)</li> </ul> |
| 6 月                | <ul style="list-style-type: none"> <li>(基礎知識の総復習)</li> <li>「事故対策講座」</li> <li>「放射線教育訓練」</li> <li>「X 線単純検査」</li> <li>「X 線造影検査」</li> </ul>                                                                |

|                             |                                                                    |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 7 月                         | (基礎知識の総復習)<br>「CT 検査」<br>「MR 検査」<br>「核医学検査」<br>「放射線治療」<br>「接遇について」 |
| 「臨床実習ゼミナールⅡ」(履修が必要と判断された学生) |                                                                    |
| 8 月                         | 「臨床実習ゼミナールⅠ」及び「放射線技術学実習Ⅲ」<br>「放射線技術学実習Ⅳ」の再教育                       |
| 「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」(必修科目) |                                                                    |
| 9 月                         | ・「臨床実習」挨拶訪問オリエンテーション<br>・「臨床実習」直前学内日<br>・「臨床実習」開始                  |
| 10 月                        | ・「臨床実習」学内日①                                                        |
| 11 月                        | ・「臨床実習」学内日②                                                        |
| 12 月                        | ・「臨床実習」終了<br>・「臨床実習」学内日③                                           |
| 1 月                         | ・「臨床実習」終了報告会<br>・「臨床実習」終了報告書提出                                     |

#### 4) 臨床実習体制

学生の臨床実習指導を行うにあたり、臨床実習指導者(臨床実習施設)と臨床実習指導教員(大学)が相互に連携・協力して臨床実習を指導することとしている。【図 A-1-2】



【図 A-1-2】臨床実習の概要

臨床実習指導教員は、各実習施設に対して実習前の挨拶訪問、必要に応じて実習期間中の巡回訪問、実習終了後のお礼訪問を行い、臨床実習指導者と緊密な連携をとり、学

修効率の向上や問題点などの早期解決に努めている。また例年、臨床実習指導者と臨床実習指導教員との定期的(1回/年)な指導者連絡会を行っており、令和6(2024)年度および令和7(2025)年度についてはWeb形式で開催した。時期は臨床実習が始まる前の5月に開催し、令和6(2024)年度、令和7(2025)年度ともに多くのご施設にご参加いただいた。前年度の臨床実習の報告や、今年度の臨床実習の実施計画、要望等について意見交換を行い、臨床実習がより充実した内容になるよう協議した。

学生及び臨床実習施設からの緊急連絡については24時間対応できるように緊急連絡網を設け教務課事務職員、臨床実習指導教員が協力して体制を整えている。【資料 A-1-8】【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】【資料 A-1-14】【資料 A-1-15】【資料 A-1-16】

#### ◆エビデンス集 資料編

|             |         |              |      |
|-------------|---------|--------------|------|
| 【資料 A-1-1】  | 2025 年度 | 物療科学ゼミナール    | シラバス |
| 【資料 A-1-2】  | 2025 年度 | 診療放射線科学ゼミナール | シラバス |
| 【資料 A-1-3】  | 2024 年度 | 理工学実験Ⅰの手引き   |      |
| 【資料 A-1-4】  | 2024 年度 | 理工学実験Ⅱの手引き   |      |
| 【資料 A-1-5】  | 2024 年度 | 放射線技術学実習Ⅰ    | 実習書  |
| 【資料 A-1-6】  | 2024 年度 | 放射線技術学実習Ⅱ    | 実習書  |
| 【資料 A-1-7】  | 2024 年度 | 放射線技術学実習Ⅲ・Ⅳ  | 実習書  |
| 【資料 A-1-8】  | 2024 年度 | 臨床実習指導者要綱    |      |
| 【資料 A-1-9】  | 2024 年度 | 臨床実習 施設別配属学生 |      |
| 【資料 A-1-10】 | 2024 年度 | 臨床実習日誌       |      |
| 【資料 A-1-11】 | 2024 年度 | 臨床実習終了報告書    |      |
| 【資料 A-1-12】 | 2024 年度 | 挨拶訪問様式       |      |
| 【資料 A-1-13】 | 2024 年度 | 巡回訪問様式       |      |
| 【資料 A-1-14】 | 2024 年度 | お礼訪問様式       |      |
| 【資料 A-1-15】 | 2024 年度 | 臨床実習指導者連絡会案内 |      |
| 【資料 A-1-16】 | 2024 年度 | 臨床実習指導者連絡会資料 |      |

#### [基準 A の自己評価]

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

##### A-1-① 学内実習

1 年次では「物療科学ゼミナール」において大学生生活や社会人としての基本的なマナーやモラルを復習する機会や、病院の web 見学の場を設けたことで、医療人として第一歩を踏み出す準備を整える取り組みができたと考えている。また、「診療放射線科学ゼミナール」では Early Modalities Exposure を行ったことで、1 年次生の学習意欲を向上させ、基礎科目と専門科目の繋がりや基礎科目の大切さを伝えることができたのではないかと考えている。

2 年次から開始される放射線技術学実習では検査機器使用の導入から始まり、実際に臨床の場で活躍されている外部講師による実践、臨床実習に向けた客観的臨床能力試験(OSCE)など段階を追って実習に取り組むことができる環境を整えることで、診療放射線

技師の業務の基盤となる科学現象や、画像検査装置に関する基礎的な知識及び装置の保守管理技術、基本的な撮影・撮影技術および画像評価や解剖に関する知識・技術を習得することができていると考える。

#### **A-1-② 臨床実習**

臨床実習においては、40以上の施設に学生を配置したことで、それぞれの学生が持ち帰った事柄を学内日や終了報告会で学生同士で共有することができ、非常に有用であったと考えている。本学は附属病院を持たない代わりに、数多くの施設で臨床実習を行えることで、1つの施設に留まらず、様々な施設の実習内容を共有できることが利点の一つであると考えている。

さらに、実習施設および学生と密に連絡を取ることで、何か問題が発生した際には速やかに対応する事が出来たと考える。

### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

#### **A-1-① 学内実習**

学内実習においては2021年10月から施行されたタスク・シフトシェアに伴う診療放射線技師の業務拡大に伴う内容を令和6(2024)年度から本格的に実習内容に盛り込んできた。ここ2年程の取り組みにおいては1班当たりの人数や実習の時間配分などについて改善の余地があることが明らかとなった。

また、現在の学内実習の項目には核医学検査技術学に関する実習が含まれておらず、これについても今後の検討課題である。

#### **A-1-② 臨床実習**

臨床実習においては、臨床実習指導者連絡会をWeb開催としたことで、多くの施設の方に参加していただいたが、活発な意見交換ができたとは言えない状況であった。この点については改善をしていく必要がある。

### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定**

#### **A-1-① 学内実習**

学内実習における1班当たりの人数や実習の時間配分については、実習担当教員および実習ワーキンググループ委員とともに最適なものを考えていく。また、核医学検査技術学に関する実習については令和8(2026)年度より実施予定である。加えて、令和5(2023)年度の自己点検においては「より充実した実習を実施するために、現役の診療放射線技師の兼任講師による実習項目の充実、改善を進めていく。」としており、令和7(2025)年度には「放射線技術学実習Ⅰ」において現役の診療放射線技師の兼任講師による実習項目を1つ増やして実施することができた。

#### **A-1-② 臨床実習**

臨床実習指導者連絡会のWeb開催について、より活発に有意義な意見交換ができるように工夫をしていく。具体的には予め参加施設から意見などを募っておき、それについ

て答える形式にするなど、活発な議論を行うための工夫をしていく予定である。

## **基準 B. 社会連携・社会貢献**

### **B-1 大学が持っている資源による社会連携・社会貢献**

#### **B-1-①施設開放等、物的資源の社会への提供**

#### **B-1-②教員派遣等、人的資源の社会への提供**

#### **B-1-③主催する行事による地域社会への貢献**

##### **(1) B-1 の自己判定**

基準項目 B-1 を満たしている。

##### **(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **B-1-①施設開放等、物的資源の社会への提供**

社会貢献の一環として、講義や学校行事に支障のない範囲で、鳳東町グラウンドの貸出を行っている。地域交流・貢献を目的とする事業において施設開放等を行い、社会に貢献している。【資料 B-1-1】

#### **B-1-②教員派遣等、人的資源の社会への提供**

教員派遣等、人的資源の提供においては、教員の専門性を活かした出張講義がなされている。令和 6(2024)年度の教員派遣等について、依頼機関は 4 機関、派遣教員は 4 人、全体の講義開講は 4 回となっており、令和 7(2025)年度の教員派遣等は、依頼機関は 2 機関、派遣教員は 2 人、全体の講義開講は 3 回となっている。活動内容としては、医療機関や診療放射線技師会などの職能団体からの依頼を受け、現職者研修に関する講演を行うほか、教員の専門分野を生かした活動もみられる。【資料 B-1-1】

教員のほか学生による人的資源の提供としては、市民活動団体等からの依頼を受け、地域の高齢者や子ども達と学生との異世代交流や地域の絆づくりを目的に、ボランティアとしてノルディックウォーキングや障がいをもつ子どもたちとの交流会等を企画し参加している。また、堺市近隣の大学や短期大学と連携した「さかい大学市民活動ネットワーク」へ参加し、市民活動(ボランティア等)に関する情報交換や学生の市民活動参加の促進を図っている。

#### **B-1-③主催する行事による地域社会への貢献**

本学は診療放射線技師養成校であることから、堺市後援のもと本学 4 号館アリーナを使用し、毎年 2 回「市民公開講座」を計画している。具体的には、大学の知的資源である保健・医療分野の専門性を活かし、医療系大学として市民の皆様の健康の保持と増進に寄与することをテーマに、本学教員や医療関係者等の外部講師による講演を実施することで、地域社会への貢献に努めている。【表 B-1-1】

【表 B-1-1】市民公開講座実施状況

| 開催日時                | テーマ                               | 参加人数 |
|---------------------|-----------------------------------|------|
| 2024 年 5 月 19 日（日）  | 笑いと肺炎の意外な関係！？～エンゲ体操でムセなく美味しく～     | 38 人 |
| 2024 年 10 月 19 日（土） | 歯周の健康から全身の健康へ（歯周病を防いで健康な生活を）      | 85 人 |
| 2025 年 5 月 18 日（日）  | 発がんのメカニズムと治療                      | 51 人 |
| 2025 年 10 月 18 日（土） | 人生を楽しむ 3 つのポイント～きょういく、きょうよう、肺炎予防～ | 53 人 |

### 【基準 B の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教員派遣等、人的資源の提供においては、教員が 4 機関からの依頼を受け 4 回の出張講義等を実施することで、地域医療等の質向上に貢献している。また、学生は高齢者や子どもとの交流を目的としたボランティア活動に参加し、地域とのつながりを深めている。さらに、「さかい大学市民活動ネットワーク」への参画や、市民向けの公開講座を通じて、医療系大学としての専門性を地域に還元している。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

専門性を有する教員の出張講義は、依頼件数が限られており、広く地域に活用されているとは言い難く、広報不足が課題として挙げられる。また、市民公開講座のテーマ設定において、より多くの参加者を呼び込むために、市民の具体的なニーズを把握し、それを反映することが求められる。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

出張講義については、ホームページ等を通じて情報発信を強化し、教員の専門分野や実績を可視化することで依頼の促進を図っていく。市民公開講座は、取得したアンケートをもとに、市民の関心に沿ったテーマを企画し、参加者の拡大と満足度の向上を図る。

### 基準 C. 研究活動・学界活動

#### C-1 研究活動・学界活動

##### C-1-①論文発表

##### C-1-②研究活動の公開

##### C-1-③学界活動

#### (1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

## (2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## C-1-①論文発表など

本学教員は、その研究成果を論文や著書として社会に公表している。教員の過去2年間の論文数は以下の通りである。【表 C-1-1】

【表 C-1-1】2024 年～2025 年の論文数

| 年      | 論文の種類      | 論文数  |
|--------|------------|------|
| 2024 年 | 英文雑誌（査読あり） | 6 編  |
|        | 和文雑誌（査読あり） | 0 編  |
|        | 英文雑誌（査読なし） | 2 編  |
|        | 和文雑誌（査読なし） | 13 編 |
| 2025 年 | 英文雑誌（査読あり） | 1 編  |
|        | 和文雑誌（査読あり） | 3 編  |
|        | 英文雑誌（査読なし） | 1 編  |
|        | 和文雑誌（査読なし） | 16 編 |

本学所属で書かれた論文に限る

## C-1-②研究活動の公開

本学では「大阪物療大学紀要」を年1回発行している。研究活動業績は、紀要巻末の「公開された論文等」に種別して収載しているほか、大阪物療大学ホームページの教員紹介ページでも教員ごとに主要論文や所属学会などを公開している。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて多くの学会のイベントや大会等が規模の縮小や中止となったが、本学紀要は大学ホームページや“J-STAGE”で広く閲覧に供しており、研究活動についても researchmap や J-グローバルで公開している。

## C-1-③学界活動

本学では、大学教員の所属研究分野において、大学の垣根を超えて幅広く学界へ貢献することを大いに推奨している。本学の専任教員は、学識経験者としての専門的な知見に基づき、大学内での教育や研究の枠にとどまらず、広く学界を対象として、病院施設あるいは専門学会での講演会やセミナーなど様々な場面で活動している。

## 【基準 C の自己評価】

## (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の教員は自身の研究成果を積極的に発表し、論文にまとめている。また、邦文の大学紀要にも英文の抄録を付けることで全世界からも閲覧してもらえるように情報を発信している。更には、教員自身が所属する研究分野において、学会の役員を務める等、学界活動も積極的に行われている。以上のことから、本学の研究活動・学界活動は適切に行われているものと評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

特になし

(3) C-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学における研究活動の重要性を認識し、特に診療放射線技師養成校として教員の研究活動により得られた成果や論文を公表することで社会に貢献する。原著論文の執筆を促し、研究成果を国内外の学会で発表できる環境を整える。紀要への英語論文の投稿を促し、日本語の論文にも英文抄録を付けることで世界に向かって情報発信できるようにしたい。また、教員が研究しやすい環境を整備するために、近隣の大学等と連携しながら、研究に必要な幅広いテーマの論文を閲覧できるようにしていきたい。

## V. 特記事項

### 1. 小規模大学の特性を活かした全学年対応型の組織的学修支援体制

本学は診療放射線技師養成に特化した単一学部・単一学科の大学であり、1 学年定員 80 人に対し教員約 20 人という小規模な教育体制を有している。この特性を活かし、学生：教員比約 4：1 の担任制度を全学年にわたり導入し、継続的かつ安定した学修支援体制を構築している。本制度は、特定の教員個人に依存するものではなく、複数教員による組織的な学生把握と支援を可能とする点に特徴がある。

新入生に対しては、入学直後にクラス単位の一泊研修を実施し、大学生活への円滑な移行支援と学生間の相互理解促進を図っている。研修には担任教員も参加し、学修環境への適応状況を早期に把握する機会としている。入学後は定期的な面談や成績確認を通じて学修上の課題を早期に把握し、必要に応じて学修指導や関係部署と連携した支援を行っている。

これらの取組は初年次にとどまらず全学年に適用されており、小規模大学の利点を活かした全学年型の学修支援体制として、内部質保証の基盤を形成している。

### 2. 教職協働による基礎学力保証とリメディアル教育の充実

放射線科学の基盤となる数学・物理分野について、本学では学生の学力差が学修の阻害要因とならないよう、入学前から入学後までを一体的に捉えた基礎学力保証体制を構築している。2025 年度より、数学・理科を中心としたリメディアル教育用 e ラーニングシステムを導入し、分野別実力診断、反復学習、理解度の可視化を通じた段階的学習を実施している。本取組の特徴は、教務課職員と専門教員が役割分担し、教職協働で運用している点にある。教務課が学習課題の設定および学修状況の管理を行い、数学・物理系教員が学修データに基づく個別指導や学修計画の調整を行うことで、学生一人ひとりの状況に応じた支援を可能としている。

さらに、入学後には基礎学力テスト結果に基づく実力別クラス編成を行い、成績に応じた段階的なクラス替えを実施することで、学修の進度や到達度に応じた教育を展開している。これらの取組により、基礎学力の底上げと専門教育への円滑な接続を実現している。

### 3. 学修データ分析に基づく初年次教育強化と国家試験・就職を見据えた教育改善

本学では、学修成果の可視化と教育改善を目的として、データに基づく教学マネジメントを推進している。在学生の学修状況分析を踏まえ、2025 年度入学生より新カリキュラムを導入し、「物療科学ゼミナール」「診療放射線科学ゼミナール」など、初年次から大学生としての基礎力養成と医療現場への理解を深める科目を新設した。これにより、学修意欲の向上と基礎学力の定着を図り、専門教育および国家試験対策へとつながる教育体系を整備している。

一方、国家試験対策においては、模擬試験、特別試験、卒業見込判定試験を体系的に実施し、GPA や模擬試験成績との関連分析を通じて、低学年次の学修成果を高学年次教育へ反映する仕組みを構築している。また、就職先アンケートの結果を分析し、医療機関が求める人物像を踏まえた教育内容の改善を行っている。国家試験合格率および就職実績を学修成果指標として位置付け、教育改善に継続的に活用している点は、本学の内部質保証を支える重要な特長である。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

### 学校教育法

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                             | 該当<br>基準項目        |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------|-------------------|
| 第 83 条    | ○        | 学校法人物療学園寄附行為第 3 条                                   | 1-1               |
| 第 83 条の 2 | -        | 該当なし                                                | 1-1               |
| 第 85 条    | ○        | 大阪物療大学学則第 3 条                                       | 1-1               |
| 第 87 条    | ○        | 大阪物療大学学則第 6 条                                       | 4-1               |
| 第 88 条    | ○        | 大阪物療大学学則第 13 条                                      | 4-1               |
| 第 88 条の 2 | -        | 該当なし                                                | 4-1               |
| 第 89 条    | ○        | 大阪物療大学学則第 34 条                                      | 4-1               |
| 第 90 条    | ○        | 大阪物療大学学則第 17 条                                      | 3-1               |
| 第 92 条    | ○        | 大阪物療大学学則第 38 条                                      | 4-2<br>5-1<br>5-2 |
| 第 93 条    | ○        | 大阪物療大学学則第 40 条<br>大阪物療大学教授会規程第 10 条                 | 5-1               |
| 第 104 条   | ○        | 大阪物療大学学則第 34 条                                      | 4-1               |
| 第 105 条   | ○        | 該当なし                                                | 4-1               |
| 第 108 条   | ○        | 該当なし                                                | 3-1               |
| 第 109 条   | ○        | 大阪物療大学学則第 2 条<br>自己点検評価書<br>2023 年度 大学機関別認証評価 評価報告書 | 2-2               |
| 第 113 条   | ○        | 大学ポータル<br>本学ホームページ                                  | 4-2               |
| 第 114 条   | ○        | 学校法人物療学園組織規程第 6 条第 2 項                              | 5-1<br>5-3        |
| 第 122 条   | ○        | 大阪物療大学入学者選抜第 5 条第 1 項第 4 号                          | 3-1               |
| 第 132 条   | ○        | 大阪物療大学入学者選抜第 5 条第 1 項第 4 号<br>大阪物療大学学部規程第 11 条      | 3-1               |

### 学校教育法施行規則

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                   | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|---------------------------|------------|
| 第 4 条  | ○        | 大阪物療大学学則<br>※寄宿舎については該当なし | 4-1<br>4-2 |
| 第 24 条 | ○        | 学校法人物療学園文書取扱規程 別表第 3      | 4-2        |
| 第 26 条 | ○        | 大阪物療大学学生懲戒規程              | 5-1        |

大阪物療大学

|            |   |                                                     |                                 |
|------------|---|-----------------------------------------------------|---------------------------------|
| 第 5 項      |   |                                                     |                                 |
| 第 28 条     | ○ | 学校法人物療学園文書取扱規程 別表第 3                                | 4-2                             |
| 第 143 条    | - | 該当なし(本学では代議員会等を設置していない。)                            | 5-1                             |
| 第 146 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 15 条                                      | 4-1                             |
| 第 147 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 34 条                                      | 4-1                             |
| 第 148 条    | - | 該当なし(特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部はない。)           | 4-1                             |
| 第 149 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 27 条                                      | 4-1                             |
| 第 150 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 17 条<br>学生募集要項                            | 3-1                             |
| 第 151 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 17 条<br>学生募集要項                            | 3-1                             |
| 第 152 条    | - | 大阪物療大学学則第 2 条                                       | 3-1                             |
| 第 153 条    | - | 該当なし(学生募集要項に高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者＝2 年とは明記していない。) | 3-1                             |
| 第 154 条    | - | 学生募集要項(一、三は記載なし)                                    | 3-1                             |
| 第 161 条    | ○ | 大阪物療大学保健医療学部規程第 11 条                                | 3-1                             |
| 第 162 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 27 条                                      | 3-1                             |
| 第 163 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 8 条、第 9 条                                 | 4-2                             |
| 第 163 条の 2 | ○ | 大阪物療大学学部規程第 19 条、第 30 条<br>試験実施規定 13 条              | 4-1                             |
| 第 164 条    | - | 該当なし(特別の過程を開設していない。)                                | 4-1                             |
| 第 165 条の 2 | ○ | ディプロマ・ポリシー<br>カリキュラム・ポリシー<br>アドミッション・ポリシー           | 1-1<br>2-3<br>3-1<br>4-1<br>4-2 |
| 第 166 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 2 条<br>自己点検評価書                            | 2-2                             |
| 第 172 条の 2 | ○ | 本学ホームページ<br>事業報告書                                   | 1-1<br>3-1<br>4-1<br>4-2<br>6-1 |
| 第 173 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 34 条                                      | 4-1                             |
| 第 178 条    | ○ | 大阪物療大学学部規程第 11 条                                    | 3-1                             |
| 第 186 条    | ○ | 大阪物療大学学部規程第 11 条                                    | 3-1                             |

大阪物療大学

大学設置基準

|                     | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                    | 該当<br>基準項目                                    |
|---------------------|----------|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 第 1 条               | ○        | 大阪物療大学学則第 2 条              | 2-2<br>2-3                                    |
| 第 2 条               | ○        | 大阪物療大学学則第 1 条              | 1-1                                           |
| 第 2 条の 2            | ○        | 大阪物療大学入学者選抜規程              | 3-1                                           |
| 第 3 条               | ○        | 大阪物療大学学則第 3 条              | 1-1                                           |
| 第 4 条               | ○        | 大阪物療大学学部規程第 3 条            | 1-1                                           |
| 第 5 条               | －        | 該当なし                       | 1-1                                           |
| 第 6 条               | －        | 該当なし                       | 1-1<br>4-2<br>5-2                             |
| 第 7 条               | ○        | 本学ホームページ(教員組織)<br>大学ポートレート | 3-2<br>3-3<br>3-4<br>4-2<br>5-1<br>5-2<br>5-3 |
| 第 8 条               | －        | 該当なし                       | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 9 条               | －        | 該当なし                       | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 10 条<br>(旧第 13 条) | ○        | 講義計画書(シラバス)                | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 11 条              | －        | 該当なし                       | 4-2<br>4-3<br>5-3                             |
| 第 12 条              | ○        | 大阪物療大学教員選考基準               | 5-1                                           |
| 第 13 条              | ○        | 本学ホームページ(教員組織)<br>事業報告書    | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 14 条              | ○        | 大阪物療大学教員選考基準第 2 条          | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 15 条              | ○        | 大阪物療大学教員選考基準第 3 条          | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 16 条              | ○        | 大阪物療大学教員選考基準第 4 条          | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 17 条              | ○        | 大阪物療大学教育職員候補者選考規程に基づき選考。   | 4-2                                           |

大阪物療大学

|           |   |                                 |            |
|-----------|---|---------------------------------|------------|
|           |   | 大阪物療大学教員選考基準には明記していない。          | 5-2        |
| 第 18 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 5 条                   | 3-1        |
| 第 19 条    | ○ | 大阪物療大学学部規程                      | 4-2        |
| 第 19 条の 2 | ○ | 大阪物療大学学則第 13 条、第 14 条           | 4-2        |
| 第 20 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 11 条                  | 4-2        |
| 第 21 条    | ○ | 大阪物療大学学部規程                      | 4-1        |
| 第 22 条    | ○ | 学事計画表                           | 4-2        |
| 第 23 条    | ○ | 講義計画書(シラバス)<br>時間割              | 4-2        |
| 第 24 条    | ○ | 時間割                             | 4-2        |
| 第 25 条    | ○ | 講義計画書(シラバス)                     | 3-2<br>4-2 |
| 第 25 条の 2 | ○ | 講義計画書(シラバス)                     | 4-1        |
| 第 26 条    | － | 該当なし                            | 4-2        |
| 第 27 条    | ○ | 大阪物療大学保健医療学部履修規程第 9 条           | 4-1        |
| 第 27 条の 2 | ○ | 大阪物療大学学部規程第 15 条                | 4-2        |
| 第 27 条の 3 | ○ | 大阪物療大学学則第 13 条、第 14 条           | 4-1        |
| 第 28 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 13 条                  | 4-1        |
| 第 29 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 14 条                  | 4-1        |
| 第 30 条    | ○ | 大阪物療大学学則第 15 条                  | 4-1        |
| 第 30 条の 2 | － | 該当なし                            | 4-2        |
| 第 31 条    | － | 大阪物療大学保健医療学部規程第 30 条            | 4-1<br>4-2 |
| 第 32 条    | ○ | 大阪物療大学学部規程第 23 条                | 4-1        |
| 第 33 条    | － | 該当なし(授業時間制を取っていない)              | 4-1        |
| 第 34 条    | ○ | 事業報告書(施設等の状況)                   | 3-5        |
| 第 35 条    | ○ | 事業報告書(施設等の状況)                   | 3-5        |
| 第 36 条    | ○ | 本学ホームページ(キャンパスマップ)              | 3-5        |
| 第 37 条    | ○ | 事業報告書(施設等の状況)                   | 3-5        |
| 第 37 条の 2 | ○ | 事業報告書(施設等の状況)                   | 3-5        |
| 第 38 条    | ○ | 事業報告書<br>本学ホームページ(キャンパスマップ、図書館) | 3-5        |
| 第 39 条    | ○ | 該当なし                            | 3-5        |
| 第 39 条の 2 | ○ | 該当なし                            | 3-5        |
| 第 40 条    | ○ | 本学ホームページ(設備・環境)                 | 3-5        |
| 第 40 条の 2 | ○ | 学舎ごとに必要な施設を備えているため教育研究に支障はない。   | 3-5        |
| 第 40 条の 3 | ○ | 計算書類                            | 3-5<br>5-4 |
| 第 40 条の 4 | ○ | 学校法人物療学園寄附行為第 1 条、第 4 条         | 1-1        |

大阪物療大学

|            |   |                            |                   |
|------------|---|----------------------------|-------------------|
| 第 41 条     | ○ | 学校法人物療学園組織規程第 4 条          | 4-2               |
| 第 42 条     | ○ | 学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条(学生課)   | 1-1               |
| 第 42 条の 2  | ○ | 学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条(学生課)   | 3-1               |
| 第 42 条の 3  | ○ | 学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条(法人事務局) | 5-2               |
| 第 42 条の 4  | － | 該当なし(専門職学科なし。)             | 4-2               |
| 第 42 条の 5  | － | 該当なし(専門職学科なし。)             | 4-2<br>5-1        |
| 第 42 条の 6  | － | 該当なし(専門職学科なし。)             | 4-2               |
| 第 42 条の 7  | － | 該当なし(専門職学科なし。)             | 4-2               |
| 第 42 条の 8  | － | 該当なし(専門職学科なし。)             | 4-1               |
| 第 42 条の 9  | － | 該当なし(専門職学科なし。)             | 4-1               |
| 第 42 条の 10 | － | 該当なし(専門職学科なし。)             | 3-5               |
| 第 43 条     | － | 該当なし(本学は、大学を 2 以上設置していない。) | 4-2               |
| 第 44 条     | － | 該当なし(共同教育課程なし。)            | 4-1               |
| 第 45 条     | － | 該当なし(共同学科なし。)              | 4-1               |
| 第 46 条     | － | 該当なし(共同学科なし。)              | 4-2<br>5-2        |
| 第 47 条     | － | 該当なし(共同学科なし。)              | 3-5               |
| 第 48 条     | － | 該当なし(共同学科なし。)              | 3-5               |
| 第 49 条     | － | 該当なし(共同学科なし。)              | 3-5               |
| 第 49 条の 2  | － | 該当なし(本学は、工学に関する学部はない。)     | 4-2               |
| 第 49 条の 3  | － | 該当なし(本学は、工学に関する学部はない。)     | 5-2               |
| 第 49 条の 4  | － | 該当なし(本学は、工学に関する学部はない。)     | 5-2               |
| 第 58 条     | － | 該当なし                       | 1-1               |
| 第 59 条     | － | 該当なし                       | 3-5               |
| 第 61 条     | － | 該当なし                       | 3-5<br>4-2<br>5-2 |

専門職大学設置基準 該当なし

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|---------|------------|
| 第 1 条 |          |         | 2-2<br>2-3 |
| 第 2 条 |          |         | 1-1        |
| 第 3 条 |          |         | 3-1        |
| 第 4 条 |          |         | 1-1        |
| 第 5 条 |          |         | 1-1        |
| 第 6 条 |          |         | 1-1        |

|        |  |  |                                               |
|--------|--|--|-----------------------------------------------|
| 第 7 条  |  |  | 1-1<br>4-2<br>5-2                             |
| 第 8 条  |  |  | 3-1                                           |
| 第 9 条  |  |  | 4-2                                           |
| 第 10 条 |  |  | 4-2<br>5-1                                    |
| 第 11 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 12 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 13 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 14 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 15 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 16 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 17 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 18 条 |  |  | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 19 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 20 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 21 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 22 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 23 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 24 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 25 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 26 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 27 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 28 条 |  |  | 4-1<br>4-2                                    |
| 第 29 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 30 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 31 条 |  |  | 3-2<br>3-3<br>3-4<br>4-2<br>5-1<br>5-2<br>5-3 |
| 第 32 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 33 条 |  |  | 4-2                                           |

|        |  |  |                   |
|--------|--|--|-------------------|
|        |  |  | 5-2               |
| 第 34 条 |  |  | 4-2<br>5-2        |
| 第 35 条 |  |  | 5-2               |
| 第 36 条 |  |  | 4-2<br>4-3<br>5-3 |
| 第 37 条 |  |  | 5-1               |
| 第 38 条 |  |  | 4-2<br>5-2        |
| 第 39 条 |  |  | 4-2<br>5-2        |
| 第 40 条 |  |  | 4-2<br>5-2        |
| 第 41 条 |  |  | 4-2<br>5-2        |
| 第 42 条 |  |  | 4-2<br>5-2        |
| 第 43 条 |  |  | 3-5               |
| 第 44 条 |  |  | 3-5               |
| 第 45 条 |  |  | 3-5               |
| 第 46 条 |  |  | 3-5               |
| 第 47 条 |  |  | 3-5               |
| 第 48 条 |  |  | 3-5               |
| 第 49 条 |  |  | 3-5               |
| 第 50 条 |  |  | 3-5               |
| 第 51 条 |  |  | 3-5               |
| 第 52 条 |  |  | 3-5               |
| 第 53 条 |  |  | 3-5<br>5-4        |
| 第 54 条 |  |  | 1-1               |
| 第 55 条 |  |  | 4-2               |
| 第 56 条 |  |  | 4-1               |
| 第 57 条 |  |  | 4-1               |
| 第 58 条 |  |  | 4-2<br>5-2        |
| 第 59 条 |  |  | 3-5               |
| 第 60 条 |  |  | 3-5               |
| 第 61 条 |  |  | 3-5               |

大阪物療大学

|        |  |  |                   |
|--------|--|--|-------------------|
| 第 77 条 |  |  | 1-1               |
| 第 78 条 |  |  | 3-5<br>4-2<br>5-2 |

学位規則

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                             | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 2 条     | ○        | 大阪物療大学学位規則(学位授与の条件)<br>第 3 条 学位は、学長が、学則第 34 条第 1 項に規定する卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。      | 4-1        |
| 第 2 条の 3  | －        | 該当なし                                                                                | 4-1        |
| 第 10 条    |          | 大阪物療大学学位規則(学位の名称)<br>第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。<br>○ 保健医療学部 診療放射線技術学科 学士(診療放射線学) | 4-1        |
| 第 10 条の 2 | －        | 該当なし                                                                                | 4-1        |
| 第 13 条    | ○        | 大阪物療大学学位規則第 34 条                                                                    | 4-1        |

私立学校法

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明              | 該当<br>基準項目               |
|--------|----------|----------------------|--------------------------|
| 第 20 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 22 条 | 6-1                      |
| 第 27 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 67 条 | 6-1                      |
| 第 29 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 6 条  | 6-2                      |
| 第 30 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 7 条  | 6-2                      |
| 第 31 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 8 条  | 6-2                      |
| 第 36 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 14 条 | 2-1<br>2-3<br>6-1<br>6-2 |
| 第 37 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 14 条 | 6-1<br>6-2               |
| 第 39 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 16 条 | 6-1<br>6-2<br>6-3        |
| 第 43 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 21 条 | 6-2                      |
| 第 45 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 22 条 | 6-3                      |
| 第 46 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 23 条 | 6-3                      |
| 第 52 条 | ○        | 学校法人 物療学園寄附行為 第 28 条 | 6-3                      |

大阪物療大学

|         |   |                                             |                                 |
|---------|---|---------------------------------------------|---------------------------------|
| 第 54 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 29 条                        | 6-3                             |
| 第 55 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 28 条                        | 6-3                             |
| 第 56 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 28 条                        | 6-3                             |
| 第 61 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 31 条                        | 6-3                             |
| 第 62 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 32 条                        | 6-3                             |
| 第 66 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 36 条                        | 6-3                             |
| 第 78 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 46 条                        | 6-3                             |
| 第 80 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 49 条                        | 6-3<br>6-5                      |
| 第 86 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 54 条                        | 6-5                             |
| 第 99 条  | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 56 条                        | 1-1<br>2-3<br>6-4               |
| 第 100 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 57 条                        | 6-2<br>6-3                      |
| 第 103 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 66 条                        | 6-1<br>6-2<br>6-3<br>6-4<br>6-5 |
| 第 104 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 28 条                        | 6-2<br>6-5                      |
| 第 105 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 66 条                        | 6-3                             |
| 第 106 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 67 条                        | 6-1                             |
| 第 107 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 66 条、第 67 条                 | 6-1                             |
| 第 108 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 69 条                        | 6-1                             |
| 第 144 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 5 条                         | 6-5                             |
| 第 145 条 | - | 該当なし                                        | 6-3                             |
| 第 146 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 5 条、第 8 条、第 12 条、<br>第 16 条 | 6-2                             |
| 第 148 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 56 条                        | 1-1<br>2-1<br>2-3<br>6-1<br>6-4 |
| 第 151 条 | ○ | 学校法人 物療学園寄附行為 第 73 条                        | 6-1                             |

学校教育法（大学院関係）該当なし

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 99 条  |          |         | 1-1        |
| 第 100 条 |          |         | 1-1        |
| 第 102 条 |          |         | 3-1        |

学校教育法施行規則（大学院関係）該当なし

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 155 条 |          |         | 3-1        |
| 第 156 条 |          |         | 3-1        |
| 第 157 条 |          |         | 3-1        |
| 第 158 条 |          |         | 3-1        |
| 第 159 条 |          |         | 3-1        |
| 第 160 条 |          |         | 3-1        |

大学院設置基準 該当なし

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目        |
|----------|----------|---------|-------------------|
| 第 1 条    |          |         | 2-2<br>2-3        |
| 第 1 条の 2 |          |         | 1-1               |
| 第 1 条の 3 |          |         | 3-1               |
| 第 2 条    |          |         | 1-1               |
| 第 2 条の 2 |          |         | 1-1               |
| 第 3 条    |          |         | 1-1               |
| 第 4 条    |          |         | 1-1               |
| 第 5 条    |          |         | 1-1               |
| 第 6 条    |          |         | 1-1               |
| 第 7 条    |          |         | 1-1               |
| 第 7 条の 2 |          |         | 1-1<br>4-2<br>5-2 |
| 第 7 条の 3 |          |         | 1-1<br>4-2<br>5-2 |
| 第 8 条    |          |         | 3-2               |

|           |  |  |                                        |
|-----------|--|--|----------------------------------------|
|           |  |  | 3-3<br>3-4<br>4-2<br>5-1<br>5-2<br>5-3 |
| 第 9 条     |  |  | 4-2<br>5-2                             |
| 第 9 条の 3  |  |  | 4-2<br>4-3<br>5-3                      |
| 第 10 条    |  |  | 3-1                                    |
| 第 11 条    |  |  | 4-2                                    |
| 第 12 条    |  |  | 3-2<br>4-2                             |
| 第 13 条    |  |  | 3-2<br>4-2                             |
| 第 14 条    |  |  | 4-2                                    |
| 第 14 条の 2 |  |  | 4-1                                    |
| 第 15 条    |  |  | 3-2<br>3-5<br>4-1<br>4-2               |
| 第 16 条    |  |  | 4-1                                    |
| 第 17 条    |  |  | 4-1                                    |
| 第 19 条    |  |  | 3-5                                    |
| 第 20 条    |  |  | 3-5                                    |
| 第 21 条    |  |  | 3-5                                    |
| 第 22 条    |  |  | 3-5                                    |
| 第 22 条の 2 |  |  | 3-5                                    |
| 第 22 条の 3 |  |  | 3-5<br>5-4                             |
| 第 22 条の 4 |  |  | 1-1                                    |
| 第 23 条    |  |  | 1-1                                    |
| 第 24 条    |  |  | 3-5                                    |
| 第 25 条    |  |  | 4-2                                    |
| 第 26 条    |  |  | 4-2                                    |
| 第 27 条    |  |  | 4-2<br>5-2                             |

|           |  |  |                   |
|-----------|--|--|-------------------|
| 第 28 条    |  |  | 3-2<br>4-1<br>4-2 |
| 第 29 条    |  |  | 3-5               |
| 第 30 条    |  |  | 3-2<br>4-2        |
| 第 30 条の 2 |  |  | 4-2               |
| 第 31 条    |  |  | 4-2               |
| 第 32 条    |  |  | 4-1               |
| 第 33 条    |  |  | 4-1               |
| 第 34 条    |  |  | 3-5               |
| 第 34 条の 2 |  |  | 4-2               |
| 第 34 条の 3 |  |  | 5-2               |
| 第 42 条    |  |  | 3-3               |
| 第 43 条    |  |  | 3-4               |
| 第 45 条    |  |  | 1-1               |
| 第 46 条    |  |  | 3-5<br>5-2        |

専門職大学院設置基準 該当なし

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目        |
|----------|----------|---------|-------------------|
| 第 1 条    |          |         | 2-2<br>2-3        |
| 第 2 条    |          |         | 1-1               |
| 第 3 条    |          |         | 4-1               |
| 第 4 条    |          |         | 4-2<br>5-1<br>5-2 |
| 第 5 条    |          |         | 4-2<br>5-2        |
| 第 5 条の 2 |          |         | 4-2<br>4-3<br>5-3 |
| 第 6 条    |          |         | 4-2               |
| 第 6 条の 2 |          |         | 4-2<br>5-1        |
| 第 6 条の 3 |          |         | 4-2               |
| 第 7 条    |          |         | 4-2               |

|        |  |  |                                 |
|--------|--|--|---------------------------------|
| 第 8 条  |  |  | 3-2<br>4-2                      |
| 第 9 条  |  |  | 3-2<br>4-2                      |
| 第 10 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 11 条 |  |  | 4-2                             |
| 第 12 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 13 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 14 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 15 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 16 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 17 条 |  |  | 1-1<br>3-2<br>3-5<br>4-2<br>5-2 |
| 第 18 条 |  |  | 1-1<br>4-1<br>4-2               |
| 第 19 条 |  |  | 3-1                             |
| 第 20 条 |  |  | 3-1                             |
| 第 21 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 22 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 23 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 24 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 25 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 26 条 |  |  | 1-1<br>4-1<br>4-2               |
| 第 27 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 28 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 29 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 30 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 31 条 |  |  | 4-2                             |
| 第 32 条 |  |  | 4-2                             |
| 第 33 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 34 条 |  |  | 4-1                             |
| 第 42 条 |  |  | 2-2<br>2-3                      |

学位規則（大学院関係）該当なし

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|---------|------------|
| 第3条   |          |         | 4-1        |
| 第4条   |          |         | 4-1        |
| 第5条   |          |         | 4-1        |
| 第5条の3 |          |         | 4-1        |
| 第12条  |          |         | 4-1        |

大学通信教育設置基準 該当なし

|      | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|------|----------|---------|------------|
| 第1条  |          |         | 2-2<br>2-3 |
| 第2条  |          |         | 4-2        |
| 第3条  |          |         | 3-2<br>4-2 |
| 第4条  |          |         | 4-2        |
| 第5条  |          |         | 4-1        |
| 第6条  |          |         | 4-1        |
| 第7条  |          |         | 4-1        |
| 第8条  |          |         | 4-2<br>5-2 |
| 第9条  |          |         | 3-5        |
| 第10条 |          |         | 3-5        |
| 第11条 |          |         | 3-2<br>4-2 |
| 第13条 |          |         | 2-2<br>2-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## Ⅶ. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

| コード      | タイトル                              | 備考   |
|----------|-----------------------------------|------|
| 【共通基礎】   | 認証評価共通基礎データ                       |      |
| 【表 F-1】  | 理事長名、学長名等                         |      |
| 【表 F-2】  | 附属校及び併設校、附属機関の概要                  |      |
| 【表 F-3】  | 外部評価の実施概要                         |      |
| 【表 3-1】  | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）               |      |
| 【表 3-2】  | 研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）              |      |
| 【表 3-3】  | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）      |      |
| 【表 3-4】  | 就職相談室等の状況                         |      |
| 【表 3-5】  | 就職の状況（過去 3 年間）                    |      |
| 【表 3-6】  | 卒業後の進路先の状況（前年度実績）                 |      |
| 【表 3-7】  | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）   |      |
| 【表 3-8】  | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）              |      |
| 【表 3-9】  | 学生相談室、保健室等の状況                     |      |
| 【表 3-10】 | 附属施設の概要（図書館除く）                    | 該当なし |
| 【表 3-11】 | 図書館の開館状況                          |      |
| 【表 3-12】 | 情報センタ-等の状況                        | 該当なし |
| 【表 4-1】  | 授業科目の概要                           |      |
| 【表 4-2】  | 修得単位状況（前年度実績）                     |      |
| 【表 4-3】  | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）     |      |
| 【表 5-1】  | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）  |      |
| 【表 6-1】  | 財務情報の公表（前年度実績）                    |      |
| 【表 6-2】  | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）            |      |
| 【表 6-3】  | 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）               |      |
| 【表 6-4】  | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）                |      |
| 【表 6-5】  | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） |      |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

| コード      | タイトル           |    |
|----------|----------------|----|
|          | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為           |    |
|          | 学校法人物療学園寄附行為   |    |
| 【資料 F-2】 | 大学案内           |    |
|          | 大学案内 2026      |    |
|          | 大学案内 2027      |    |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則     |    |
|          | 大阪物療大学学則       |    |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱 |    |
|          | 2025 年度学生募集要項  |    |
|          | 2026 年度学生募集要項  |    |
| 【資料 F-5】 | 学生便覧           |    |
|          | 学生便覧・履修要項 2024 |    |
|          | 学生便覧・履修要項 2025 |    |
|          | 学生便覧・履修要項 2026 |    |

大阪物療大学

|           |                                                                                                                         |      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 【資料 F-6】  | 大学組織図                                                                                                                   |      |
|           | 大学組織図                                                                                                                   |      |
| 【資料 F-7】  | 事業計画書                                                                                                                   |      |
|           | 学校法人物療学園 2024 年度事業計画書                                                                                                   |      |
|           | 学校法人物療学園 2025 年度事業計画書                                                                                                   |      |
|           | 学校法人物療学園 2026 年度事業計画書                                                                                                   |      |
| 【資料 F-8】  | 事業報告書                                                                                                                   |      |
|           | 学校法人物療学園 2024 年度事業報告書                                                                                                   |      |
|           | 学校法人物療学園 2025 年度事業報告書                                                                                                   |      |
| 【資料 F-9】  | 中期的な計画                                                                                                                  |      |
|           | 中・長期計画                                                                                                                  |      |
| 【資料 F-10】 | 法人及び大学の規定一覧及び規定集                                                                                                        |      |
|           | 学校法人物療学園規程一覧                                                                                                            |      |
| 【資料 F-11】 | 理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料                                             |      |
|           | 理事・監事・評議員名簿                                                                                                             |      |
|           | 2024 年度 理事会開催状況                                                                                                         |      |
|           | 2025 年度 理事会開催状況                                                                                                         |      |
|           | 2024 年度 評議員会開催状況                                                                                                        |      |
|           | 2025 年度 評議員会開催状況                                                                                                        |      |
| 【資料 F-12】 | 決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）                                                         |      |
|           | 計算書類・財産目録（2021～2025 年度）                                                                                                 |      |
|           | 監事監査報告書（2021～2025 年度）                                                                                                   |      |
|           | 会計監査報告（2021～2025 年度）                                                                                                    |      |
| 【資料 F-13】 | 履修要項、シラバス                                                                                                               |      |
|           | 講義計画書（シラバス）2025                                                                                                         |      |
|           | 講義計画書（シラバス）2026                                                                                                         |      |
| 【資料 F-14】 | 三つのポリシー一覧（策定単位ごと）                                                                                                       |      |
|           | 本学 HP                                                                                                                   |      |
|           | <a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html</a>     |      |
|           | <a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html</a> |      |
| 【資料 F-15】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）                                                                                              |      |
|           |                                                                                                                         | 該当なし |
| 【資料 F-16】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）                                                                                               |      |
|           | 認証評価で指摘された事項への対応                                                                                                        |      |

## 基準 1. 使命・目的

| 基準項目                                 |                                                                                                                                              |    |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                                  | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                                               | 備考 |
| <b>1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映</b>       |                                                                                                                                              |    |
| 大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL |                                                                                                                                              |    |
| 【1-1-1】                              | 本学ホームページ「大阪物療大学学則」 「教育研究上の目的」<br><a href="https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/purpose.html">https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/purpose.html</a> |    |
| 【1-1-2】                              | 学生便覧 2025                                                                                                                                    |    |
| 【1-1-3】                              | 学生便覧 2026                                                                                                                                    |    |
| 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則           |                                                                                                                                              |    |
| 【1-1-4】                              | 学校法人物療学園理事会運営規程                                                                                                                              |    |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料               |                                                                                                                                              |    |
| 【1-1-a】                              | 中・長期計画（2020 年度～2029 年度）                                                                                                                      |    |
| 【1-1-b】                              | 本学ホームページ「建学の精神」<br><a href="https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/spirit.html">https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/spirit.html</a>                 |    |

## 基準 2. 内部質保証

| 基準項目                         |                       |    |
|------------------------------|-----------------------|----|
| コード                          | 該当する資料名及び該当ページ        | 備考 |
| <b>2-1. 内部質保証の組織体制</b>       |                       |    |
| 内部質保証に関する全学的な方針              |                       |    |
| 【2-1-1】                      | 内部質保証に関する全学的な方針       |    |
| 内部質保証のための組織図                 |                       |    |
| 【2-1-2】                      | 大阪物療大学内部質保証体制図        |    |
| 内部質保証に責任を持つ会議体の規則            |                       |    |
| 【2-1-3】                      | 大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程 |    |
| <b>2-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b> |                       |    |
| 自己点検・評価に関する規則                |                       |    |
| 【2-2-1】                      | 模試問題分析の一例の一例          |    |
| 【2-2-2】                      | 国試・学内模試出題傾向分析の一例      |    |
| 【2-2-3】                      | 特別試験の問題登録マニュアル        |    |
| 【2-2-4】                      | IRWG 模試採点業務の一例        |    |
| 【2-2-5】                      | 国試対策学習会模試成績相関解析の一例    |    |
| 【2-2-6】                      | 模擬試験成績・GPA 相関解析       |    |
| 【2-2-7】                      | 卒業見込判定試験関点分析          |    |
| 自己点検・評価を担当する会議体の議事録          |                       |    |

|                                                         |                                                                                 |  |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--|
| 【2-2-8】                                                 | IRWG・国試対策 WG 議事録                                                                |  |
| 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書                               |                                                                                 |  |
| 【2-2-9】                                                 | 大学 HP で公開 <a href="https://www.butsuryo.ac.jp/">https://www.butsuryo.ac.jp/</a> |  |
| IR などを検討する会議体の規則                                        |                                                                                 |  |
| 【2-2-7】                                                 | IRWG・国試対策 WG 議事録                                                                |  |
| <b>2-3. 内部質保証の機能性</b>                                   |                                                                                 |  |
| 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など            |                                                                                 |  |
| 【2-3-1】                                                 | (1) 2024 年度学生生活等に関するアンケート                                                       |  |
|                                                         | (2) 2024 年度学生生活等に関するアンケート 集計結果                                                  |  |
|                                                         | (3) 2024 学生生活アンケート 集計結果（自由記述欄）                                                  |  |
|                                                         | (4) 2025 年度学生生活等に関するアンケート                                                       |  |
|                                                         | (5) 2025 年度学生生活等に関するアンケート 集計結果                                                  |  |
|                                                         | (6) 2025 学生生活アンケート 集計結果（自由記述欄）                                                  |  |
| 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則                             |                                                                                 |  |
| 【2-3-2】                                                 | 大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程                                                             |  |
| 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など         |                                                                                 |  |
| 【2-3-3】                                                 | 意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図                                         |  |
| 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則                          |                                                                                 |  |
| 【2-3-4】                                                 | 大阪物療大学外部認証評価委員会規程                                                               |  |
| 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 |                                                                                 |  |
| 【2-3-5】                                                 | 大学評価委員会議事録                                                                      |  |
| 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録               |                                                                                 |  |
| 【2-3-6】                                                 | 大学評価委員会議事録                                                                      |  |
| 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など                  |                                                                                 |  |
| 【2-3-7】                                                 | 大学 HP で公開 <a href="https://www.butsuryo.ac.jp/">https://www.butsuryo.ac.jp/</a> |  |

### 基準 3. 学生

| 基準項目                    |                                                                                                                     |    |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                     | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                      | 備考 |
| <b>3-1. 学生の受入れ</b>      |                                                                                                                     |    |
| アドミッション・ポリシーを示す部分の URL  |                                                                                                                     |    |
| 【3-1-1】                 | <a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html</a> |    |
| アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 |                                                                                                                     |    |
| 【3-1-2】                 | アドミッション・ポリシー                                                                                                        |    |

# 大阪物療大学

|                                       |                                                                                                        |  |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則                   |                                                                                                        |  |
| 【3-1-3】                               | 大阪物療大学保健医療学部入試委員会規定                                                                                    |  |
| <b>3-2. 学修支援</b>                      |                                                                                                        |  |
| 学修支援に関する方針・計画                         |                                                                                                        |  |
| 【3-2-1】                               | 「Butsuryo ラーニング」                                                                                       |  |
| 学修支援に関する会議体の規則                        |                                                                                                        |  |
| 【3-2-2】                               | 大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程                                                                                    |  |
| TA、SA などに関する規則                        |                                                                                                        |  |
| 【3-2-3】                               | TA・SA に関する規則                                                                                           |  |
| オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書                 |                                                                                                        |  |
| 【3-2-4】                               | オフィスアワーについて                                                                                            |  |
| 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況          |                                                                                                        |  |
| 【3-2-5】                               | 障がいのある学生への学修支援                                                                                         |  |
| 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則 |                                                                                                        |  |
| 【3-2-6】                               | 大阪物療大学教授会規程                                                                                            |  |
| <b>3-3. キャリア支援</b>                    |                                                                                                        |  |
| キャリア支援に関する方針・計画                       |                                                                                                        |  |
| 【3-3-1】                               | 2024 年度 事業計画書                                                                                          |  |
|                                       | 2025 年度 事業計画書                                                                                          |  |
| キャリア支援に関する授業科目名一覧                     |                                                                                                        |  |
| 【3-3-2】                               | 学生便覧・履修要項 2024                                                                                         |  |
|                                       | 学生便覧・履修要項 2025 (2024 年度以前入学生用)                                                                         |  |
|                                       | 学生便覧・履修要項 2025 (2025 年度入学生用)                                                                           |  |
| キャリア支援に関する会議体の規則                      |                                                                                                        |  |
| 【3-3-3】                               | 大阪物療大学 保健医療学部 就職委員会規程                                                                                  |  |
| 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧          |                                                                                                        |  |
| 【3-3-4】                               | 令和 6 (2024) 年度 キャリア・就職ガイダンス実施実績                                                                        |  |
|                                       | 令和 7 (2025) 年度 キャリア・就職ガイダンス実施実績                                                                        |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                |                                                                                                        |  |
| 【3-3-a】                               | 2024 年度 臨床実習指導者要綱                                                                                      |  |
|                                       | 2025 年度 臨床実習指導者要綱                                                                                      |  |
| 【3-3-b】                               | 2024 年度 求人依頼先一覧                                                                                        |  |
|                                       | 2025 年度 求人依頼先一覧                                                                                        |  |
| 【3-3-c】                               | 大学ホームページ「採用ご担当者様」<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/offer/">https://www.butsuryo.ac.jp/offer/</a> |  |

大阪物療大学

|                        |                                                                                                                                  |  |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 【3-3-d】                | 大学ホームページ「在学生就職支援システム」<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/student/job_hunt/">https://www.butsuryo.ac.jp/student/job_hunt/</a> |  |
| 【3-3-e】                | 2025 年度 ディプロマ・ポリシーに係るアンケート                                                                                                       |  |
| 【3-3-f】                | 2025 年度 就職先施設に対するアンケート集計結果                                                                                                       |  |
| 【3-3-g】                | 2025 年度 卒業生対象就職アンケート結果                                                                                                           |  |
| <b>3-4. 学生サービス</b>     |                                                                                                                                  |  |
| 学生生活支援に関する方針・計画        |                                                                                                                                  |  |
| 【3-4-1】                | 2024 年度事業計画書                                                                                                                     |  |
| 【3-4-2】                | 2025 年度事業計画書                                                                                                                     |  |
| 学生生活支援に関する会議体の規則       |                                                                                                                                  |  |
| 【3-4-3】                | 大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程                                                                                                              |  |
| 学生の課外活動の支援に関する規則       |                                                                                                                                  |  |
| 【3-4-4】                | 大阪物療大学学則                                                                                                                         |  |
|                        | 大阪物療大学特待奨学金規程                                                                                                                    |  |
| 奨学金に関する規則              |                                                                                                                                  |  |
| 【3-4-5】                | 大阪物療大学貸与奨学金規程                                                                                                                    |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 |                                                                                                                                  |  |
| 【3-4-a】                | 2024 年度奨学生数                                                                                                                      |  |
| 【3-4-b】                | 2025 年度奨学生数                                                                                                                      |  |
| 【3-4-c】                | (1) 2025 年度学研災パンフレット                                                                                                             |  |
|                        | (2) 2025 年度学研災 (A タイプ)                                                                                                           |  |
|                        | (3) 2025 年度学研付帯賠償                                                                                                                |  |
| 【3-4-d】                | (1) 2024 年度学生相談室スケジュール                                                                                                           |  |
|                        | (2) 2025 年度学生相談室スケジュール                                                                                                           |  |
| 【3-4-e】                | (1) 2024 年度相談室だより (新入生向け)                                                                                                        |  |
|                        | (2) 2024 年度相談室だより (2～4 年次生向け)                                                                                                    |  |
|                        | (3) 2025 年度相談室だより (新入生向け)                                                                                                        |  |
|                        | (4) 2025 年度相談室だより (2～4 年次生向け)                                                                                                    |  |
| 【3-4-f】                | (1) 2024 年度医務室利用状況                                                                                                               |  |
|                        | (2) 2025 年度医務室利用状況                                                                                                               |  |
| 【3-4-g】                | (1) 2024 年度学生生活の手引き                                                                                                              |  |
|                        | (2) 2025 年度学生生活の手引き                                                                                                              |  |
| <b>3-5. 学修環境の整備</b>    |                                                                                                                                  |  |
| 施設・設備の管理に関する規則         |                                                                                                                                  |  |
| 【3-5-1】                | 校舎平面図                                                                                                                            |  |

|                          |                          |  |
|--------------------------|--------------------------|--|
|                          | 施設課エビデンス                 |  |
|                          | 施設使用願                    |  |
| ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 |                          |  |
| 【3-5-1】                  | 学生便覧                     |  |
| 図書館に関する規則                |                          |  |
| 【3-5-2】                  | 大阪物療大学図書館規定              |  |
|                          | 大阪物療大学図書館資料収集方針・選定基準（内規） |  |
| 図書館利用案内                  |                          |  |
| 【3-5-3】                  | 図書館開館状況                  |  |
| 建物の耐震化率を示す文書             |                          |  |
| 【3-5-4】                  | 耐震化率                     |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料   |                          |  |
| 【3-5-a】                  | 図書館学生利用者満足度アンケート結果報告     |  |
| 【3-5-b】                  | 2025 年度 蔵書点検報告           |  |

#### 基準 4. 教育課程

| 基準項目                      |                                                                                                                         |    |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                       | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                          | 備考 |
| 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定       |                                                                                                                         |    |
| ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL      |                                                                                                                         |    |
| 【4-1-1】                   | <a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html</a>     |    |
| ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則     |                                                                                                                         |    |
| 【4-1-2】                   | 大阪物療大学教授会規程                                                                                                             |    |
| 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など |                                                                                                                         |    |
| 【4-1-3】                   | 学生便覧、シラバス                                                                                                               |    |
| 学位規則、学位審査基準               |                                                                                                                         |    |
| 【4-1-4】                   | 大阪物療大学学位規則                                                                                                              |    |
| 進級・卒業・単位認定に関する規則          |                                                                                                                         |    |
| 【4-1-5】                   | 大阪物療大学保健医療学部履修規程                                                                                                        |    |
| 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則     |                                                                                                                         |    |
| 【4-1-6】                   | 大阪物療大学教授会規程                                                                                                             |    |
| 4-2. 教育課程及び教授方法           |                                                                                                                         |    |
| カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL     |                                                                                                                         |    |
| 【4-2-1】                   | <a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html</a> |    |
| カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則    |                                                                                                                         |    |

# 大阪物療大学

|                                                         |                     |  |
|---------------------------------------------------------|---------------------|--|
| 【4-2-2】                                                 | 教務委員会・教授会           |  |
| 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など                              |                     |  |
| 【4-2-3】                                                 | 学生便覧、シラバス           |  |
| 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど                      |                     |  |
| 【4-2-4】                                                 | 学生便覧                |  |
| 履修に関する規則                                                |                     |  |
| 【4-2-5】                                                 | 大阪物療大学保健医療学部履修規程    |  |
| 教育課程を検討する会議体の規則                                         |                     |  |
| 【4-2-6】                                                 | 大阪物療大学教授会規程         |  |
| シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書                                |                     |  |
| 【4-2-7】                                                 | 「講義計画書（シラバス）」作成について |  |
| 教養教育を検討する会議体の規則                                         |                     |  |
| 【4-2-8】                                                 | 大阪物療大学教授会規程         |  |
| <b>4-3. 学修成果の把握・評価</b>                                  |                     |  |
| 大学が求める学修成果を示す文書など                                       |                     |  |
| 【4-3-1】                                                 | 大阪物療大学保健医療学部履修規程    |  |
| 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など                               |                     |  |
| 【4-3-2】                                                 | 学生便覧                |  |
| 学修成果の把握・評価の方針                                           |                     |  |
| 【4-3-3】                                                 | 大阪物療大学ディプロマ・ポリシー    |  |
| 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則                           |                     |  |
| 【4-3-4】                                                 | 大阪物療大学教授会規程         |  |
| 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果                              |                     |  |
| 【4-3-5】                                                 | IR                  |  |
| 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録 |                     |  |
| 【4-3-6】                                                 | 大阪物療大学教授会議事録        |  |

## 基準 5. 教員・職員

| 基準項目                           |                |    |
|--------------------------------|----------------|----|
| コード                            | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| <b>5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性</b> |                |    |
| 大学の意思決定に関する組織図                 |                |    |
| 【5-1-1】                        | 学校法人物療学園 組織図   |    |
| 大学の意思決定に関する会議体の規則              |                |    |

# 大阪物療大学

|                                          |                                 |  |
|------------------------------------------|---------------------------------|--|
| 【5-1-2】                                  | 大阪物療大学運営会議規則                    |  |
| 学長の職務権限に関する規則                            |                                 |  |
| 【5-1-3】                                  | 学校法人物療学園組織規程                    |  |
| 教授会に関する規則                                |                                 |  |
| 【5-1-4】                                  | 大阪物療大学教授会規程                     |  |
| 【5-1-5】                                  | 教授会の意見を聴くことが必要なものとして定める事項に関する内規 |  |
| 教授会の開催日時・議題一覧                            |                                 |  |
| 【5-1-6】                                  | 教授会の開催日時・議題一覧                   |  |
| 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 |                                 |  |
| 【5-1-7】                                  | 大阪物療大学懲戒規程                      |  |
| 事務局組織図                                   |                                 |  |
| 【5-1-8】                                  | 学校法人物療学園 組織図                    |  |
| 事務分掌に関する規則                               |                                 |  |
| 【5-1-9】                                  | 学校法人物療学園事務分掌規程                  |  |
| 職員採用・昇任の方針・規則                            |                                 |  |
| 【5-1-10】                                 | 学校法人物療学園事務人事制度規程                |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                   |                                 |  |
| 【5-1-a】                                  | 大阪物療大学運営会議規則                    |  |
| 【5-1-b】                                  | 大阪物療大学教授会規程                     |  |
| 【5-1-c】                                  | 教授会の意見を聴くことが必要なものとして定める事項に関する内規 |  |
| 【5-1-d】                                  | 大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程             |  |
| 【5-1-e】                                  | 学校法人物療学園組織規程                    |  |
| 【5-1-f】                                  | 学校法人物療学園事務分掌規程                  |  |
| 【5-1-g】                                  | 学校法人物療学園文書取扱規程                  |  |
| 【5-1-h】                                  | 大阪物療大学会議・委員会一覧（2024 年度、2025 年度） |  |
| <b>5-2. 教員の配置</b>                        |                                 |  |
| 教員の採用・昇任の方針・規則                           |                                 |  |
| 【5-2-1】                                  | 学校法人物療学園任期制雇用に関する規程             |  |
| 【5-2-2】                                  | 大阪物療大学教育職員候補者選考規程               |  |
| 【5-2-3】                                  | 大阪物療大学教員選考基準                    |  |
| 教員人事に関する会議体の規則                           |                                 |  |
| 【5-2-4】                                  | 学校法人物療学園教育職員業績評価に関する規程          |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                   |                                 |  |
| 【5-2-a】                                  | 学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程         |  |
| 【5-2-b】                                  | 学校法人物療学園給与規程                    |  |

大阪物療大学

|                           |                                     |  |
|---------------------------|-------------------------------------|--|
| 【5-2-c】                   | 大阪物療大学兼任講師に関する規程                    |  |
| 【5-2-d】                   | 大阪物療大学兼任講師給与規程                      |  |
| 【5-2-e】                   | 大阪物療大学教育職員候補者選考規程                   |  |
| <b>5-3. 教員・職員の研修・職能開発</b> |                                     |  |
| FD の方針・計画                 |                                     |  |
| 【5-3-1】                   | FD・SD に関する内規                        |  |
| FD の実施報告書                 |                                     |  |
| 【5-3-2】                   | 2025 年度新任教員 FD 研修報告                 |  |
| SD の方針・計画                 |                                     |  |
| 【5-3-3】                   | 2024 年度 SD 研修計画書                    |  |
|                           | 2025 年度 SD 研修計画書                    |  |
| SD の実施報告書                 |                                     |  |
| 【5-3-4】                   | 2024 年度セミナー受講一覧                     |  |
|                           | 2025 年度セミナー受講一覧                     |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料    |                                     |  |
| 【5-3-a】                   | 【根拠資料】2025 年度第 2 回 FD 研修会実施報告について   |  |
| 【5-3-b】                   | 【根拠資料】2025 年度第 2 回 FD 研修会実施報告について   |  |
| 【5-3-c】                   | 【根拠資料】2025 年度新任教員 FD 研修報告.docx      |  |
| 【5-3-d】                   | 【根拠資料】2025 年度前期期末授業アンケート_学生への掲示について |  |
| <b>5-4. 研究支援</b>          |                                     |  |
| 研究環境に関する調査の結果             |                                     |  |
| 【5-4-1】                   | 大阪物療大学の学術研究に係る行動規範                  |  |
| 研究環境整備の方針・計画              |                                     |  |
| 【5-4-2】                   | 大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画              |  |
| 研究倫理に関する規則                |                                     |  |
| 【5-4-3】                   | 大阪物療大学保健医療学部個人研究費規程                 |  |
| 【5-4-4】                   | 学校法人物療学園就業規則                        |  |
| 研究活動への資源配分に関する規則          |                                     |  |
| 【5-4-5】                   | 大阪物療大学公的研究費マニュアル                    |  |
| 【5-4-6】                   | 大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程                 |  |
| 研究費の適正利用に関するマニュアル         |                                     |  |
| 【5-4-7】                   | 大阪物療大学公的研究費マニュアル                    |  |
| 外部資金応募・獲得の実績一覧            |                                     |  |
| 【5-4-8】                   | 大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程                 |  |
| 【5-4-9】                   | 科学研究費使用率                            |  |

|                                  |                                                     |  |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------|--|
| 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則         |                                                     |  |
| 【5-4-10】                         | 学校法人物療学園事務分掌規程                                      |  |
| 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 |                                                     |  |
| 【5-4-11】                         | 令和 8 年度科学研究費助成事業についての通知文転送メール                       |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料           |                                                     |  |
| 【5-4-a】                          | 2024 度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート            |  |
|                                  | 2025 度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート            |  |
| 【5-4-b】                          | 2024 年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析（集計結果） |  |
|                                  | 2025 年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析（集計結果） |  |
| 【5-4-c】                          | 「大阪物療大学における人を対象とする研究等倫理審査」に関するチェックシート               |  |
| 【5-4-d】                          | 誓約書（研究者用）                                           |  |
| 【5-4-e】                          | 誓約書（職員用）                                            |  |
| 【5-4-f】                          | 誓約書（業者用）                                            |  |
| 【5-4-g】                          | 学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領                          |  |

## 基準 6. 経営・管理と財務

| 基準項目                             |                                                                                                                                                              |    |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                              | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                                                               | 備考 |
| 6-1. 経営の規律と誠実性                   |                                                                                                                                                              |    |
| 組織倫理に関する規則                       |                                                                                                                                                              |    |
| 【6-1-1】                          | 学校法人物療学園就業規則                                                                                                                                                 |    |
| 情報公表に関する規則                       |                                                                                                                                                              |    |
| 【6-1-2】                          | 学校法人物療学園情報公開に関する規程                                                                                                                                           |    |
| 【6-1-3】                          | 学校法人物療学園財務状況等の情報開示に関する規程                                                                                                                                     |    |
| 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL |                                                                                                                                                              |    |
| 【6-1-4】                          | 大阪物療大学、保健医療学部、診療放射線技術学科の目的<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/purpose.html">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/purpose.html</a>                    |    |
| 【6-1-5】                          | ディプロマ・ポリシー<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html</a>                            |    |
| 【6-1-6】                          | カリキュラム・ポリシー<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html</a>                       |    |
| 【6-1-7】                          | アドミッション・ポリシー<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html</a>                          |    |
| 【6-1-8】                          | 学校法人物療学園組織図<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/organization.html">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/organization.html</a> |    |

大阪物療大学

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 【6-1-9】                      | 教員組織<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/curriculum/professor/">https://www.butsuryo.ac.jp/curriculum/professor/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 【6-1-10】                     | アドミッションポリシー、入学者数、入学定員人員他<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html">https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 【6-1-11】                     | 教育研究上の情報（在籍者数、就職状況他）<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/kyouikukenkyu_jyohou.html">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/kyouikukenkyu_jyohou.html</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 【6-1-12】                     | 講義計画書（シラバス）2024, 2025<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 【6-1-13】                     | 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 【6-1-14】                     | 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2025.html">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2025.html</a><br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2024.html">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2024.html</a><br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2022.html">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/sotsugyou_nintei_2022.html</a> |  |
| 【6-1-15】                     | キャンパスマップ<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/campus_map.html">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/campus_map.html</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 【6-1-16】                     | 学費<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/guide/guide07.html">https://www.butsuryo.ac.jp/guide/guide07.html</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 【6-1-17】                     | 学校法人物療学園 寄附行為<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【6-1-18】                     | 監事監査報告書<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/2024_audit_report.pdf">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/2024_audit_report.pdf</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 【6-1-19】                     | 2024 年度計算書類及び財産目録<br><a href="https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/2024">https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/document/2024</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 内部統制システムの基本方針                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 【6-1-20】                     | 内部統制システム整備の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 内部統制の組織体制を示す図                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 【6-1-21】                     | 大阪物療大学内部統制システム体制図                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 内部統制に関する規則                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 【6-1-22】                     | 大阪物療大学リスク管理規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 【6-1-23】                     | 大阪物療大学コンプライアンス推進規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| ハラスメント防止に関する規則               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 【6-1-24】                     | 大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 個人情報保護に関する規則                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 【6-1-25】                     | 学校法人物療学園個人情報保護に関する規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 危機管理に関する方針・規則                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |

大阪物療大学

|                           |                                                     |  |
|---------------------------|-----------------------------------------------------|--|
| 【6-1-26】                  | 大阪物療大学リスク管理規程                                       |  |
| 危機管理に関するマニュアル             |                                                     |  |
| 【6-1-27】                  | 大阪物療大学危険等発生時対処要領                                    |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料    |                                                     |  |
| 【6-1-a】                   | 学校法人物療学園寄附行為                                        |  |
| 【6-1-b】                   | 学校法人物療学園就業規則                                        |  |
| 【6-1-c】                   | 学校法人物療学園経理規程                                        |  |
| 【6-1-d】                   | 学校法人物療学園経理規程施行細則                                    |  |
| 【6-1-e】                   | 学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程                                |  |
| 【6-1-f】                   | 学校法人物療学園資産運用に関する規程                                  |  |
| 【6-1-g】                   | 学校法人物療学園個人情報保護に関する規程                                |  |
| 【6-1-h】                   | 学校法人物療学園公益通報に関する規程                                  |  |
| 【6-1-i】                   | 大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程                              |  |
| 【6-1-j】                   | 学校法人物療学園監事監査規則                                      |  |
| 【6-1-k】                   | 学校法人物療学園内部監査規程                                      |  |
| 【6-1-l】                   | 事務関連書類集                                             |  |
| 【6-1-m】                   | スーパークールビズについて（事務連絡）                                 |  |
| 【6-1-n】                   | 大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程                                 |  |
| 【6-1-o】                   | 学生便覧・履修要項 2025 P. 13                                |  |
| 【6-1-p】                   | 大阪物療大学消防計画                                          |  |
| 【6-1-q】                   | 普通救命救急講習（AED 講習）2024 年度、2025 年度                     |  |
| <b>6-2. 理事会の機能</b>        |                                                     |  |
| 法人の意思決定に関する組織図            |                                                     |  |
| 【6-2-1】                   | 学校法人物療学園組織図                                         |  |
| 予算・決算を承認した際の理事会の議事録       |                                                     |  |
| 【6-2-2】                   | 第 91 回理事会議事録、第 97 回理事会議事録、第 98 回理事会議事録、第 99 回理事会議事録 |  |
| 理事を選任する会議体の規則             |                                                     |  |
| 【6-2-3】                   | 学校法人物療学園評議員会運用規程                                    |  |
| 理事を選任した際の会議体の議事録          |                                                     |  |
| 【6-2-4】                   | 2025 第 1 回評議員会議事録                                   |  |
| 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録  |                                                     |  |
| 【6-2-5】                   | 第 78 回理事会議事録、第 79 回理事会議事録                           |  |
| 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書 |                                                     |  |
| 【6-2-6】                   | 第 98 回理事会議事録、第 100 回理事会議事録、第 101 回理事会議事録            |  |

# 大阪物療大学

|                             |                                                                                 |  |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--|
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料      |                                                                                 |  |
| 【6-2-a】                     | 学校法人物療学園理事会運営規程                                                                 |  |
| 【6-2-b】                     | 学校法人物療学園理事の職務分担に関する内規                                                           |  |
| 【6-2-c】                     | 大阪物療大学運営会議規則                                                                    |  |
| 【6-2-d】                     | 教員会議議事録（2024 年度、2025 年度）                                                        |  |
| 【6-2-e】                     | 事務連絡会メモ（2024 年度、2025 年度）                                                        |  |
| 【6-2-f】                     | 中・長期計画（2020 年度～2029 年度）                                                         |  |
| <b>6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能</b> |                                                                                 |  |
| 評議員を選任した際の会議体の議事録           |                                                                                 |  |
| 【6-3-1】                     | 2025 年度第 1 回評議員会議事録                                                             |  |
| 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録     |                                                                                 |  |
| 【6-3-2】                     | 2025 年度第 1 回評議員会議事録                                                             |  |
| 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録        |                                                                                 |  |
| 【6-3-3】                     | 2023 年度第 6 回評議員会議事録、2024 年度第 6 回評議員会議事録、2025 年度第 1 回評議員会議事録、2026 年度第 1 回評議員会議事録 |  |
| 監事監査に関する規則                  |                                                                                 |  |
| 【6-3-4】                     | 学校法人物療学園監事監査規則                                                                  |  |
| 監事監査計画書                     |                                                                                 |  |
| 【6-3-5】                     | 2024 年度監事監査計画                                                                   |  |
| 【6-3-6】                     | 2025 年度監事監査計画                                                                   |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料      |                                                                                 |  |
| 【6-3-a】                     | 大阪物療大学運営会議規則                                                                    |  |
| 【6-3-b】                     | 大阪物療大学運営会議議事録（2024 年度、2025 年度）                                                  |  |
| 【6-3-c】                     | 大阪物療大学教授会規程                                                                     |  |
| 【6-3-d】                     | 教員会議議事録（2024 年度、2025 年度）                                                        |  |
| 【6-3-e】                     | 学校法人物療学園組織規程                                                                    |  |
| 【6-3-f】                     | 大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程                                                             |  |
| 【6-3-g】                     | 大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程                                                             |  |
| 【6-3-h】                     | 大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程                                                           |  |
| 【6-3-i】                     | 大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程                                                             |  |
| 【6-3-j】                     | 大阪物療大学保健医療学部予算委員会規程                                                             |  |
| 【6-3-k】                     | 大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程                                                             |  |
| 【6-3-l】                     | 大阪物療大学保健医療学部広報委員会規程                                                             |  |
| 【6-3-m】                     | 大阪物療大学保健医療学部就職委員会規程                                                             |  |
| 【6-3-n】                     | 大阪物療大学保健医療学部図書委員会規程                                                             |  |

大阪物療大学

|                        |                                   |    |
|------------------------|-----------------------------------|----|
| 【6-3-o】                | 大阪物療大学保健医療学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 |    |
| 【6-3-p】                | 大阪物療大学保健医療学部紀要委員会規程               |    |
| 【6-3-q】                | 学校法人物療学園寄附行為                      |    |
| 【6-3-r】                | 独立監査法人の監査報告書（2024 年度、2025 年度）     |    |
| 【6-3-s】                | 学校法人物療学園評議員会運用規程                  |    |
| <b>6-4. 財務基盤と収支</b>    |                                   |    |
| 予算編成方針                 |                                   |    |
| 【6-4-1】                | 2024 年度事業計画書                      |    |
|                        | 2025 年度事業計画書                      |    |
| 財務計画書                  |                                   |    |
| 【6-4-2】                | 2024 年度事業計画書                      |    |
|                        | 2025 年度事業計画書                      |    |
| 外部資金導入の実績              |                                   |    |
| 【6-4-3】                | 外部資金導入の実績一覧                       |    |
| 資産運用に関する規則             |                                   |    |
| 【6-4-4】                | 学校法人物療学園資産運用に関する規程                |    |
| <b>6-5. 会計</b>         |                                   |    |
| 経理に関する規則               |                                   |    |
| 【6-5-1】                | 学校法人物療学園経理規程                      |    |
| 会計監査人の選任に関する規則         |                                   |    |
| 【6-5-2】                | 学校法人物療学園 寄附行為                     |    |
| 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など |                                   |    |
| 【6-5-3】                | 2023 監査方法の概要及び結果に関する報告書           |    |
| ・                      | 2024 監査方法の概要及び結果に関する報告書           |    |
| <b>基準 A. 医療人育成</b>     |                                   |    |
| 基準項目                   |                                   |    |
| コード                    | 該当する資料名及び該当ページ                    | 備考 |
| <b>A-1. 診療放射線技師の育成</b> |                                   |    |
| 【A-1-1】                | 2025 年度 物療科学ゼミナール シラバス            |    |
| 【A-1-2】                | 2025 年度 診療放射線科学ゼミナール シラバス         |    |
| 【A-1-3】                | 2024 年度 理工学実験Ⅰの手引き                |    |
| 【A-1-4】                | 2024 年度 理工学実験Ⅱの手引き                |    |
| 【A-1-5】                | 2024 年度 放射線技術学実習Ⅰ 実習書             |    |
| 【A-1-6】                | 2024 年度 放射線技術学実習Ⅱ 実習書             |    |
| 【A-1-7】                | 2024 年度 放射線技術学実習Ⅲ・Ⅳ 実習書           |    |

大阪物療大学

|                                    |                          |    |
|------------------------------------|--------------------------|----|
| 【A-1-8】                            | 2024 年度 臨床実習指導者要綱        |    |
| 【A-1-9】                            | 2024 年度 臨床実習 施設別配属学生     |    |
| 【A-1-10】                           | 2024 年度 臨床実習日誌           |    |
| 【A-1-11】                           | 2024 年度 臨床実習終了報告書        |    |
| 【A-1-12】                           | 2024 年度 挨拶訪問様式           |    |
| 【A-1-13】                           | 2024 年度 巡回訪問様式           |    |
| 【A-1-14】                           | 2024 年度 お礼訪問様式           |    |
| 【A-1-15】                           | 2024 年度 臨床実習指導者連絡会案内     |    |
| 【A-1-16】                           | 2024 年度 臨床実習指導者連絡会資料     |    |
| <b>基準 B. 社会連携・社会貢献</b>             |                          |    |
| 基準項目                               |                          |    |
| コード                                | 該当する資料名及び該当ページ           | 備考 |
| <b>B-1. 大学が持っている資源による社会連携・社会貢献</b> |                          |    |
| 【B-1-1】                            | 教員派遣等一覧（2024 年度-2025 年度） |    |

---

大阪物療大学  
自己点検・評価報告書  
2026 年 6 月発行

編集 大阪物療大学 大学評価委員会  
発行 大阪物療大学  
〒593-8328 大阪府堺市西区鳳北町 3-33  
TEL. 072-260-0088 (代表)  
FAX. 072-260-0011

---